

京都府葛野郡史概要



發刊の辭

我葛野郡の地たる上古より其名史上に著しく殊に 桓武天皇の平安奠都によりて更に顯れ、審に國史上のみならず、日本文化史上に於ても、亦極めて重要な地位を占むるに至り、以て今日に及べり。然るに斯かる歴史を有し、而も尙我國文化の發祥地として誇り得る本郡に於て、未だ世に示すに足る郡史の存せざりしことは、識者の等しく遺憾とする所なりき。京都府教育會葛野郡部會は茲に鑑みる所あり、本郡史の編纂を企圖し此事業を擧げて大谷大學教授橋川正氏に委嘱したり。爾後橋川教授の熱誠なる努力により、稿を起してより一年有半にして、之が完成を見るに至れり時偶々學制頒布五十年に際會す。仍て之を記念せむが爲に剖劂

に附し、以て一般に頒つ。我郡民たるもの、願はくば本書によりて光輝ある古來の沿革變遷の跡を繹ぬるに止まらず、深く思を將來に致し、地方の開發に努力すると共に、新文化の建設に貢獻せむことを。

大正十一年十月

京都府葛野郡長 林 茂

自序

葛野郡史編纂の囑を受けてより、こゝに一年有半。學事の傍ら時々資料を漁り、踏査を行ひしものなれば、もとより遺漏なしとせず。本郡の郡史の如きは、多數の年月を費し、専心これに従事すとも、完成を期することは甚だ困難なる事業に屬す。今、予は極めて短日月を以て、本郡の歴史的變遷の大要を綴りしに過ぎず。將來、完全なる郡史編纂の行はるゝ一小楷梯にとまるのみ。幸ひにその刺戟ともならば、予一個の欣懐のみにあらざるなり。終に臨み本郡史概要編纂のため踏査をなすに當

りて郡長、郡教育會をはじめ郡民諸氏が熱心なる援助と扶導と
を與へられしことを篤く感謝して已ます。

大正十一年三月二十九日

橋川正識

目 次

緒論 その一 本郡疆域の變遷
緒論 その二 本郡の地勢 四

第一章 平安朝以前 六

第二章 平安朝時代 三

第一節 平安京・奈都と本郡 三

第二節 槩原院と大覺寺 四

第三節 淳和院 六

第四節 葛野河の汎濫と木材の供給 七

第五節 葛野郡鑄銭所 八

第六節 双岳山莊と栖霞觀 九

第七節	宇多法皇と仁和寺……
第八節	延喜式に現はるゝ神社……
第九節	野宮……
第十節	諸寺の創立……
第十一節	裔然と清涼寺……
第十二節	著名の人物……
第一節	龜山殿……
第二節	藤原定家の草庵……
第三節	高雄の文覺と梅尾の明惠……
第四節	松尾の延朗と慶政……
第五節	湛空と一尊院……
第六節	清原頼業と車折神社……

第四章 南北朝室町時代

三

第一節 南北朝の合一

一

第二節 兼好法師

西

第三節 禪宗の流布

西

第四節 臨川寺版と愈良甫版

三

第五節 渡月橋

三

第六節 城郭

七

第七節 禁裏供御人

九

第五章 安土桃山江戸時代

四

第一節 檢地

四

第二節 桂御別業と桂の渡船

七

第三節 角倉了以

八

第四節 嵩岡本(角倉本)

八

第五節	切支丹禁制	三
第六節	去來の落柿舎	六
第七節	石高と戸數	七
第八節	年中行事	八

第六章 文學より見たる本郡

○附 載

その一、御陵一覽	一元
その二、國寶目錄	二〇
その三、特別保護建造物目錄	二七
その四、金石文一覽	二九
その五、小字一覽	三五

緒論　その一

本郡疆域の變遷

本邦國郡の制は孝德天皇の大化革新以後、大寶養老の令を待つてほど完成せり。その以前の時代に於ては郡界もとより明確ならず。本郡の如きもその例に洩れざるところにして、垂仁天皇の妃竹野媛は姿醜きに因りて本土に返されしが、その返るゝを羞ち葛野に到り自ら輿より墮ちてかくれたり。

その地を號して墮國といふ、今弟國（即ち後の乙訓）と謂ふは轉訛なりと日本書紀。これ一の地名傳説な

日本書紀

れども、乙訓の地がもと葛野に屬したことを物語るものゝ如し。又應神天皇が宇遲野の上即ち今の字治附近の丘陵より葛野を望み給ひしによりても、葛野の名が遠く南方に至るまでの汎稱なりしを知るべし。然りといへどもいま大體上より葛野の位置を求むれば、葛野河流域の地と限定するを得べし。右傳説の傳ふるところによれば、天津神賀茂建角身命が山代河を溯つて葛野川と賀茂川と會する所に至り給ひ、それより更に水底清く澄む賀茂川を上つて終に久我國の北山の基なる加茂に鎮まり給ひしといふ山城風土記逸文。こゝに葛野川といへるは今の桂川にして、葛野を南北に貫流するものなり。葛は即ちカツラにして、クズ或は蔓草の意には非ざるべし。カツラは加茂の祭禮に用ひらるる所謂カツラ

ノキにして楓の屬なり。葛野とは河を中に挟みてカツラノキの青々と繁茂する曠野の意と解せらる。

平安朝初期に成りしと思しき上宮聖德太子傳補闕記に山代楓野村の文字を用ひ、今の廣隆寺桂宮院を以て、楓野別宮の地なりとす。漢字にて書けば葛野、楓野の相違あれども、元來は何れもカツラノの謂にして、桂の字も亦好字として選ばるゝに至りしなるべし。山城名勝志に引く山城風土記逸文には、桂里の地名傳説を掲げ、湯津桂樹の名を引けども、恐らくは桂の文字より出でしものなるべし。

要するに古への葛野川即ち今の桂川にして、桂の地名も(葛野)より出で、桂宮院の桂宮も葛(野)宮より來りしことを知るなり。桂は葛野の中心にして、そのかみ郡衙のありし京極村大字郡と隣接す。古への葛野郷とは即ちこの邊一帶の地を指せるなり。漢字に因はれざる見地より、葛野の葛と桂とその語義一なることを以上の如く信じて疑はず、桂は葛野の中央部に位し、この地を過ぎて流るゝ川を葛野川と呼び後、桂川の文字を當つるに及びしなり。

さて律令撰定時代當時に於ける本郡の疆域については徵すべき史料無ければ、明確を缺く。時代は降りて平安朝の中葉、源順の著はせる和名類聚鈔には、本郡に橋頭、大岡、山田、川邊、葛野、川島上林、櫟原、高田、下林、藤代、田邑の十二郷を數ふ日本地理志料參看。大寶令の規定によれば、郡の大小に順ふて大上中下小の五等ある中、十五里以下一里以上を上郡とすれば、本郡は正に上郡に攝すべし。因みに大寶令にいふ里とは五十戸を以て一里となすものにして戸、後の郷なるものと同じ。然り而し

て郡の等級によりて郡司即ち郡衙の官制にも異同あり、上郡ならば大少領各一人、主政主帳各二人より成ることせらる。いま和名類聚鈔の記載によりて、試みに本郡を以て上郡に配したれども、本郡の東部は(大體よりいひて現今御室川以東)平安京奠都の際京内に入りて著しく狭められたれば、その以前には更に廣大なる疆域を占めたりしこと言を要せず。

終に明治維新後に於ける本郡疆域の變遷を附言せんに明治十九年郡區の改正ありて、聯合郡となり葛野、愛宕、乙訓の三郡聯合役所を本郡大秦村に置き、葛野十三ヶ村、愛宕十六ヶ村、乙訓九ヶ村合計三十八ヶ村を管轄せり。明治二十二年四月町村制の施行と共に各村に村長を置き本郡を十七ヶ村とせり。かくして同年愛宕郡との聯合を解き、同三十年乙訓郡との聯合を解けり。次いで同三十五年三月、大内村の内東塩小路、西九條を京都市に編入し、その翌三十六年十二月一日、下嵯峨村を嵯峨村と合併して嵯峨村と改稱し、十六ヶ村五十六字となり大正七年四月一日、更に七條、朱雀野、衣笠、大内の四村を京都市に編入して、現今の十二ヶ村三十九字となるに至れり。その詳細は卷尾附載の小字一覽に就いて見らるべし。

緒論　その二

本郡の地勢

歴史は地理に動力を加へしものに過ぎずと、一獨逸の歴史哲學者はいへり。こはもとより極端なる言なれども、然し歴史を知らんと欲して、その活舞臺たる地理の智識くなんば、いづくんぞ能く眞相を捉へて理解するを得んや。前に、本郡疆域の變遷を述べて、現在の郡の疆域を知りたる吾人は、進んでその地勢の大體に通せざるべからず。

本郡の面積は南北に長く東西に短くして、郡の東南両部は開けて平野に屬すれども、他はすべて山地なり。即ち、川岡、桂、京極、梅津、太秦、西院の六村は全く平野部にして、東方京都と連接し、松尾、嵯峨、花園の三村は西と北とよりこの平野部を包み、梅ヶ畑、中川、小野郷の三村は更にその北に位にして全く山地に屬するなり。而して本郡の境界は東は京都と愛宕、紀伊の一市二郡、北より西にかけては丹波國北桑田、南桑田の両郡、南は乙訓郡なりとす。東と南とは平地なれども北と西とは山地なれば、水脈は自ら北よりするものと西よりするものとならざるべからず。北よりするものに清瀧川あり、水源は小野郷村の北境にありて、中川、梅ヶ畑、嵯峨の三村を貫流し、清瀧部落の下手に於

て保津川(桂川)に合せり。保津川は丹波國より流れ來りて、清瀧川の水を合し、上嵯峨に於て谿谷を
脱し、溶々として西南に流れ、平野部の諸村を灌漑しつゝ紀伊郡に入り、島羽村の南方に於て加茂川
と合し、末は淀川に流入するなり。

この水脈を形作るべく點立せる山岳の主なるものを擧ぐれば、松尾村の奥に烏ヶ嶽（標高四八二、
六米）あり、嵯峨村の背後に愛宕山（同九二四米）、地藏山（同九四七、六米）、龍ヶ嶽（同九二二米）あ
り、梅ヶ畠村に高雄山（同四二八、六米）、峯山（同五三七、六米）、朝日峯（同九八八、三米）あり、小
野郷村の周壁には棟敷嶽（同八九五、九米）、飯森山（同七八九米）等あり、中部には半國高山（同六七
〇米）の聳ゆるあり。

かくの如き地勢なれば、交通はいふまでもなく概して陸上交通に依らざるべからず。今その主要な
るものとして四幹線を擧ぐべし。これを南より數へんに第一に山陰道あり。京都市七條通の西に延長
したるものにして、京極、桂、川岡の三村を貫通して乙訓郡大枝村に入れり。第二は四條街道にして、
西院、梅津、松尾の諸村を過ぎて、嵐山渡月橋の南畔に出づ。第三は嵯峨街道にして京都市より花園
村に入り雙ヶ岡の南麓を過ぎて太秦村に出で、嵐山渡月橋の北畔に終るものなり。第四は周山街道
にして京都市北野より花園村に入り來り、雙ヶ岡の北方を通りて梅ヶ畠村に出で、清瀧川の流れに船
ひて北上し中川村を過ぎ、小野郷村の南部を略東西に貫通して笠峠を辿り、北桑田郡細野村に達する

ものなり。（途上、小野郷村宇杉坂より分れて、愛宕郡鷹峰村に通する一岐道あり）これらの四幹線に基きて、處々に村落の發達あり、縱横に交通網の張らるゝことは言を俟たず。なほ水上交通としては桂川あるのみにして、郡の南方よりするものは、往古より屢々桂川を溯り來れるが如く、江戸時代初期に至りて、人工を施して保津川の上流より舟楫の便を開きたり。

本郡に於ける歴史の活舞臺が、平野部を本位とすることはいふまでもなく、人文の發達は先づ平野部より始まりて、漸次山地にも波及するところありしなり。かの平安朝に制定せられし延喜式に、山城國より葛野餅を供御に進むることを載せたり。主税。こは即ち平野部よりの進供ならざるべからず。平野部に關することの早き時代より現はるゝことは次下本文に就きて見らるべし。本郡地勢の大要は以上述ぶるが如し。

第一章 平安朝以前

本郡上古の狀況はもとより的確に知るべからずといへども、先住民族の國津神と新たに入り來れる天津神との和親共住せしことは他地方に於けるとほど同様なりしが如し。かくて八咫鳥の苗裔は葛野縣主となりて茫茫たる草野の地に平和なる部落的生活を營みしことは、應神天皇が宇遲野の上に立ち葛野を望みて歌ひ給ひし御製に「千葉の葛野を見れば、百千足る、家庭も見ゆ、國のはも見ゆ」とあ

るによりても察せらる。

この頃自ら秦始皇帝の後胤と稱する一族、朝鮮半島の百濟國より移住歸化せり、わが國に於て秦氏と稱するものこれなり。この一族は大和を中心として近畿諸國に播延し、専ら養蠶織絹の業に從ひしが、雄略天皇の御世には一族九十二部、一萬八千六百七十人の多數に上り、その貢進するところの絲綿布帛は朝廷に山なす有様なりしかば、天皇は禹都萬佐の號を賜はりしと傳ふ。蓋し禹都萬佐とは、古く「盈積有利益之義」と解せらるゝところなり新姓氏錄。かくして欽明天皇元年の戸籍に載する秦氏の總數七千五十三戸に及ぶより見れば、その勢力の侮るべからざることを知るべし。本郡はこの秦氏の山城國に於ける一中心にして、今もなほ太秦村の名を傳ふる所以なり。秦氏が諸般の海外新文化を鼓吹せしことはいふまでもなく、本郡が山城國に於て早く開化に赴きしことも想察するに餘りあり。

天皇明欽は紀伊郡深草里に居りし秦大津父おほつちちを近侍に拔擢して大藏省に召し秦伴造し給へり。大津父伊勢に至り商業に従ひしことあれば日本書紀、利殖の道に長け他日秦氏の富饒を招來する因を構へしなるべし。特に大藏省に召されしを見ても、秦氏と富との關係の離るべからざる由來を窺ふべし。秦氏は實に新らしき文化と共に、巨富の所有者なりしなり。

佛教のわが國に公傳してより約六十年の後、推古天皇十一年、時の攝政聖德皇太子は諸大夫に向つて、「我に尊佛の像あり、誰か是の像を得て、恭ひ拜む」と言はれし時「臣拜みまつらむ」と進み出で

しものは、秦造河勝なり。河勝はこの佛像を受けて蜂岡寺を造れり。蜂岡寺は一に葛野秦寺とも稱す
日本書紀、推古天皇三十一年の條 卽ち太秦廣隆寺のことにして、蜂岡の地名は太秦村の小字に現存するところなり。佛教の盛んとなるに隨ひて、從來墳墓の築造に用ひられし全力は、寺院伽藍の建設に注がるゝことゝなりしが、この點より見て蜂岡寺の創業は、本郡に於ける文化史的一時期を劃すといひても肯て過言に非ざるべし。抑々蜂岡寺は山城國に於ける最古の大寺院にして、飛鳥文化の一源泉と謂ひつべし。

しかのみならず秦氏は心を興産に注ぎ、葛野川に大堰を作り、田野の開拓に力めしことは秦氏本系帳に記さるゝところなり。大堰川の名の由來も亦こゝにあり。

造葛野大堰、於天下誰比檢、是秦氏率催種類、所造構之、昔秦昭王、塞洪河通溝澗、開田萬頃、秦富數倍、所謂鄭伯之沃、衣食之源者也、今大井堰様、則習彼所造(政事要略引秦氏本系帳)。

行基が畿内各處に設けし所謂四十九院の中、河原院は本郡大屋村にあり(大屋村の地今明かるからす)而して大井院は同じく大井村にありしと。而してこの兩院は共に奈良朝の盛時天平三年に設けられしと傳ふるが故に行基年譜、葛野川の大堰はそれより以前に設けられしと考へざるべからず。この大堰が殖産興業に與りて力ありしは想ふに足るべく、引いてはこの地に稍々人口の密集を見、交通の要衝として漸次發達せしことは、次の平安朝時代に入りて山崎與渡と共に大井津頭の名の擧げらるゝによりても知らるべし三代實錄、貞觀十六年十二月。廿六年庚辰の條參照

次に葛野郡衙につきて一言せん。

天智天皇六年六月、葛野郡白鷦を獻ること國史に見ゆ日本書紀、この頃に至りて郡制ほど整ひしなるべし。文武天皇の大寶元年四月、「山背國葛野郡月讀神、櫛井神、木島神、波都賀志神等神稻、自今以後、給中臣氏」の勅あり。

帝都が大和國より山城國に遷さる以前は、本郡は山城國に於ける政治及び文化の中心にして、國府も本郡に在りしことは、延暦十六年八月、本郡の地勢狹隘なるの故を以て山城國治を長岡京南に遷すといへるを以て證すべし日本紀略。國府の在りし地點は明かにし難けれども、種々の點より考へて郡衙と接近せしを見るが最も穩當なり。而して郡衙の所在は京極村大字郡の地に求むべし。郡は正しく葛野河の東畔、梅津の南方に當り、本郡平野部の中央を占む。仁明天皇の承和十四年の頃、左相撲司が葛野郡家の前の榎樹を伐りて、大鼓を作りて崇めりといへるも(本朝月令、續日本後記)、即ちこの地にありし榎樹を指せるなり。

なほわが古代に於ける土地區割の方法に條里制あり。その創設の年代は明確を嗣けども、平城京經營の後、都城を條坊町に分ちたるに倣ひて、これを郊外の地に及ぼし漸次國內各地に行はるゝに至りしが如し。その方法は一區域の地につきて便宜三百六十步(今の三百六十間)の間隔を以て數條の並行線によりて區割し、更にこの並線に正交して間隔三百六十步宛にて區割し、廣袤三百六十步平方の面

積を指して里と呼び、更に又里を間隔六十步宛の縦横線によりて三十六等分し、これを坪と呼び、一の坪より三十六の坪に終れり。坪の面積は六十步平方にして即ち一町歩なり。かくして坪の所在を示すには里を以てし、里の所在を示すには條を以てし何條何里何の坪といへり。今、本郡につきてこの古代土地制度の行はれし形跡の窺ふべきものを擧ぐれば、（但し平安朝以前の史料を缺く）先づ三代實錄に上木島、下木島両里、五條荒木西里、六條久受原里、延喜式（典藥寮）に葛野郡十三條水谷下里の名の見ゆるをはじめとして、（仁和元年二月八日の條）、承和三年三月二十五日の高田郷長解（京都市矢野長藏氏所藏）には三條高栗原里十六坪の語見え、廣隆寺資財帳には同寺が、葛野郡五條荒蒔里（八坪、九坪、十坪、十五坪、十六坪、十七坪合せて六町歩の寺域なり）に在ることを明記するのみならず、寺領の水陸田として、擧ぐる所左の如し。

四條郊田里（この下に七畠生田、八柱本田、九袴手田、十柏原田等の坪の名見ゆ）。

同條殖槐里（この下に四上道邊田、五石田、八晉手乃伎田、九下道邊田（中略）廿九伊保理田、卅一武都伎田等の坪の名見ゆ）。

五條荒蒔里（この下には三坪、四坪等記せり）

同條立屋里（十五上立屋畠、十六下立屋畠の名見ゆ）。

同條市川里（この下は一墓門田、二荒蒔田、三荒木田より初まりて卅二居美本田、卅四上床橋に終

る)。

六條並里(この下に廿九池尻田、卅二岡埼田の名見ゆ)。

同條上木島田(前の三代實錄に見ゆるものと同一なるべし)。

七條牛養里(この下には十垂生田(中略)廿四狹木田の名見ゆ)。

なほ又朝野群載に收むる廣隆寺縁起には、九條河原里一坪二坪十坪十一坪十三坪二十三坪二十四坪二十六坪三十四坪、同條荒見社(一作祐)里十坪十一坪十四坪十五坪合拾肆町の如き條里に關する記事あり。

更に東家所藏文書に徵すれば、

下原田里卅一坪(寛平八年三月廿五日山田郷長解)

同(天暦十年八月十六日同解)

葛野郡三條大豆田里廿一坪(貞元三年十一月十三日同解)

同(但坪闕く)(寛弘二年三月四日解)

下原田里卅一坪、大豆田里廿六七卅四五坪(寛弘七年一月廿日賣券)

下原田里卅坪、曾瀬西里六坪(長和二年六月廿一日賣券)

三條大豆田里廿一坪(寛仁三年十一月廿日賣券)

等の如き條里制の見るべきものあり。

古代に於けるかくの如き條里制が何時壞廢したるか明かならざれども、處によりては室町時代の初にまで及べり。現に本郡の小字の上に現はるゝ川岡村字川島の六ノ坪、松尾村字下山田の四ノ坪等は、恐らく條里制の遺稱なるが如く推察せらる。

第二章 平安朝時代

第一節 平安京・奈都と本郡

本郡の開發かくの如き状況なる時、急激に一大發展を促せる事變の起り來れるあり。そは他にあらず、長岡京遷都に次いで平安新京の經營に着手せられしことこれなり。これよりさき秦氏の富は次第に膨脹し、聖武天皇が天平十二年以來恭仁遷都を計畫し給ふに當りて、造宮錄秦忌寸島麻呂はその大宮の垣を築きし功を以て、正八位下より從四位下に超階し、太秦公の姓并びに銭一百貫、綿一百疋、布二百疋、綿二百疋を賜ひしことあり（續日本紀、天平十四年、八月丁丑の條）。この頃同族に秦朝元あり、抜擢せられて主計頭に任せられしが、その女は藤原清成に嫁せり。長岡遷都の首唱者にして造宮使長宮たりし藤原種繼は即ち清成の子にして、母は秦氏の出なれば、當然藤原種繼の背景には秦氏の富があり、ひいて長岡遷都の裏面に秦氏との關係あるは蔽ふべからざらざる事實なり。宜なるかな、延暦二年に葛野郡の人

秦忌寸足長は宮城を築きて外正八位下より從五位上に躍進し、正八位上秦公宅守は、太政官院の垣を築きて從五位下を授けられたり。種繼の姻戚にして山城北部の豪族たる秦氏が、財政上に應援したるを見るべし。然るに長岡京の造營は種々複雑なる政治的事情の潜めるためにや、容易に進捗せず。延暦十一年正月、桓武天皇は葛野に行幸し給へり。これ和氣清麻呂が葛野の地を相し、都を遷さんと密奏したりしに依る日本紀後。同年五月には、葛野川に幸し、右大臣藤原小糸麿左大辨紀古佐美等を葛野郡宇太村の地に遣さる。(今、花園村の大字に宇多野あり。宇太村の名と關係あるべし。) 日本紀略にはこは明かに遷都のためなりと記さる。

同年三月葛野に幸し新京を巡覽し給ひ、七月には新京宮城の内の百姓の地四十四町に三年間の價直を給せられたり。次いで翌十三年七月には東西市を新京に遷し、廓舎を造らしめられ、十月二十三日に、車駕新京に遷り、鴨松尾の神に加階し給へり。遷都の詔に「葛野乃大宮地者、山川毛麗久四方國乃百姓乃參出來事毛便云々」と宣へるによれば、新京の大部分がもと本郡の地域なりしを知るべし。

即ち本郡東部一帶の地はこの時新京に編入せられしなり。かくしてその十一月、この國は山河襟帶にして自然に城を作すの故を以て、山背國を改めて山城國と爲し、平安京の號を制せらる。

物たりし藤原種繼に反対する一派の手によりて事の運ばれしことは想ふに餘りあり。和氣清曆然り。藤原小黒曆亦然り。而して小黒曆の妻は恭仁京經營の際に宮城の垣を作りて太秦の姓を賜りし秦忌寸島曆の女なり。（藤原葛野曆はこの小黒曆を父とし、島曆の女を母として生れたりしなり。）以て長岡京造營の場合と同じく、平安京經營の背景に秦氏の財源の存することは到底否むべからず。拾芥抄に引く天曆御記によれば、平安京の大内裏はもと秦河勝の邸址にして、紫宸殿前の橘樹は、もとその邸内にありしまゝなりと見ゆるにあらずや（註）。平安京と秦氏との關係は極めて密接なるが如く察せらる。宜なり莫都の後桓武天皇は又屢々大堰に行幸し給へり。

（註）或記云大内裏秦川勝宅橘本大夫宅、南殿前庭橘樹依舊跡殖之見天曆御記（拾芥抄中）

第二節 嵐嶽院と大覺寺

嵯峨天皇は屢々神泉苑と嵯峨とに遊幸し給へり。神泉苑は暫く措き嵯峨について見るに、嵯峨、大延或ひは葛野川に幸すと記さるゝの外、弘仁七年（八月庚申、廿七日）及び同八年（閏四月乙亥十六日）には嵯峨別館に幸し、文人に命じて詩を賦し樂を奏せしめ、同十年（八月戊辰、廿三日）には嵯峨院に幸し同じく文人に命じて詩を賦せしめ讓位の後同十四年（九月癸亥、二十二日）嵯峨莊に幸し給ひしこと類聚國史（二二）に見ゆ。天皇は太く嵯峨の山色水聲を愛し、嵯峨別館或ひは嵯峨院嵯峨莊と呼ばるゝ離宮を營み給ひしなり。（高野山なる文館詞林に「嵯峨院印」なる印を捺せり。則ち本院の舊藏なるべし）然るにこの嵯峨院に於て天皇登臨（承和九年七月丁未

十五日)の後は階庭披かず臺榭亦懷るゝといふ有様にて、修葺行はれしと雖も、僅かに風雨を避けて、宿昔の餘哀を留むるに至れり。よりて貞觀十八年(天皇崩御の後二十五年)癸酉月廿五日、淳和太皇太后的御發願により樓閣舊のまゝにてこれを道場となし大覺寺と改稱することゝなれり三代。實錄。淳和太皇太后は御諱を正子と申し、御父は嵯峨天皇御母は檀林皇后(嘉智子)なり。御天性甚だ仁慈に在して、京都の棄兒孤兒を收拾してこれに乳母を給し、自ら封戸五分の一を割きてその費用に充て給ひき。又嵯峨の舊宮の精舍と改りし後は、太皇太后は寺の側に濟治院と名づくる一舎を設け、病める僧尼の療養所に充て給ひき。

天慶五年十二月十日乙酉、恒貞親王の奏言により本寺は淳和院、檀林寺と共に永く公卿別當によつて檢挾せらるゝことゝなれり。恒貞親王は淳和天皇の御子にして、仁明天皇の皇太子たりしが、春宮帶刀伴健岑等の謀反ありし後、太子を廢せられて冷然院に幽せらる。次いで淳和院に監送せられ降りて親王となる。乃ち院東の亭子に住す、世に亭子親王と稱す。これより専ら佛教に歸依し、嘉祥二年二品に叙せられ遂に僧となり名を恒寂と改め、空海、真如(高岳親王)を師とす。貞觀二年その莊園數十所を大覺寺に寄せ、佛像を造り經論を寫して之に安置す。天慶八年九月薨す、春秋六十。前一夕沐浴し衣を整へ廬に入り坐禪す、明日午後弟子戸を開いてこれを視れば、西向結跏趺も生けるが如かりしといふ大日。

第三節 淳和院

天長十年一月二十日、淳和天皇位を仁明天皇に譲り給ひて、淳和院に遷り御座ありしこと八年承和七年三月八日、(入こゝにて崩御し給へり。淳和院は平安京四條の北、西大宮の東に在りてその東方の朱雀院と相對せしを以て西院とも稱す、西院村字西院の小字に淳和院(西院小學校の東方)あり、即ちその遺址となす。(山城名勝志には、今西院村東傍四條北大宮東、有舊跡假山猶殘土人謂「飯山」といへり)

天皇崩御の後、皇后正子内親王(承和九年落髮、法名良祚)はこの院を御所として四十八年の久しき間わたらせ給へり。仁明天皇は承和三年二月河内國の荒廢田十三町をこの院に寄せられ、その後、寺領の寄附少なからず。承和九年、内親王の所生たる恒貞親王は皇太子を廢せられてこの地に退かる。貞觀十六年四月十九日、火災に罹り、殿宇鳥有に歸す。この夜内親王は院の西南なる松院に火を避け給ひしが、二十七日院の洞裏殿に還御あり。恐らくこの殿のみ祝融の難を免れしなるべし。

元慶三年三月二十三日、内親王崩するに臨み、院を道場となし舊名を存することを遺言し、その平生左右侍女の尼となる者及び京内の自存する能はざる尼を入れて住せしめ給へり。

同四年九月四日、恒貞親王の請により勅して淳和院を寺とし、諸國散在の莊園を以て修理供料等の費に充てしむ。

清和上皇崩するに及び同五年十二月十一日、恒貞親王再び奏して、上皇の遺命の如く淳和院并に大覺

寺檀林寺の三所を一家の如くに知行して公卿の別當を置き、これを検核せしめんと請ひ、詔してこれを聽許す。ことに於て淳和院始めて別當あり、而して源氏にして卿公の上首たる人これに補せらるゝこと、なれり。保延六年十一月、村上源氏たる大納言中院雅定淳和獎學兩院の別當として職に就きその子孫長くこれを襲ぐことなり、兼て同家を以て源氏長者とせられたり。かくして淳和獎學兩院別當源氏長者は一の資格となりて、室町時代の初まで中院家の一族たる久我家の世襲となりしが、永徳三年正月、將軍義滿は源氏たるの故を以て自ら源氏長者となり両院別當の資格を奪ひ、爾來足利將軍はみな將軍宣旨と共にこの稱を襲ぎ、慶長八年二月徳川家康征夷大將軍に補せらるゝに至りてこの稱を襲ぎ、明治維新の際徳川將軍と共に廢せられたり。

第四節 葛野河の汎濫と木材の供給

延暦十八年十一月癸酉四日、勅に依り葛野河の楓、佐比の二渡に各渡船夫を置きて交通の便を謀られたり。

勅、山城國葛野川、近在二都下、每有洪水、不得徒涉、大寒之節人馬共凍、來往之徒、公私同苦、宜下楓佐比二渡、各置度子、以省民苦(日本後紀)。

楓は桂なるべく、佐比は即ち平安京佐比大路の南方に當り（即ち佐比河原の地にして佐比寺あり、後佐比橋の架設あり）今の吉祥院の邊にして紀伊郡に屬す。次いで

大同元年閏六月己巳(八日)の勅に「山城國葛野郡、大井山者、河水暴流、則堰堤淪沒、採材遠處、還失灌漑、因茲國司等量使、禁制河邊、天令他研」云々といへり日本後紀。所謂大堰河が屢々汎濫したりしことは平安奠都によりて、俄かに人口の増加したる結果、或ひは建築に、或ひは燃料のために上流山林の木材を濫伐したりしに由るべし。その後承和年中、大井河堰の決せしことあり。この時は僧道昌、

仁明天皇の詔を奉じてその防遏を監督するのみならず、躬自ら率先してその功業を創め、日ならずして成功せり。當時故老咸涕を收めて、圖らず今日復行基菩薩の迹を見たりと曰ひしと三代實錄道昌は俗姓秦氏、讚岐國香河郡の人なり、幼にして三論宗の經典を受學し、後、空海より真言法を得たり、嘗て廣隆寺に住し、大いにその經營につとめ、寺の舊容を改めしかば、廣隆寺中興の祖と崇めらる。貞觀十七年二月九日入寂、壽七十八。

天長元年六月十九日、防葛野河使を置き任期を四箇年と定めらる。

太政官符

應ニ左右防城使并侍從厨防鴨河葛野河兩所五位以下別當四年遷替兼責ニ兼由ニ支

右太政官去天長元年六月十九日下ニ民部省ニ荷傳、參議左大辨從四位上直世王奏狀傳、侍從厨并防鴨河葛野河兩所五位以下別當等、永預ニ其事ニ晉無ニ交替、縱有ニ缺損ニ何以拘留、稽ニ之公途、理不可レ然、望請自レ今以後限ニ三箇年ニ更相遷替、付ニ領官物ニ卽責ニ解由ニ謹錄ニ事狀ニ伏聽ニ天裁ニ者、右大臣

(藤原冬嗣) 宣奉レ勅依レ奏者、今被大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原真人夏野傳、奉レ勅三年之歷

從レ事追促、宜下自レ今以後、以三四箇年一爲_中遷替期上、左右防城使同准レ之

天長八年十二月九日

(類聚三代)
(格卷五)

貞觀二年三月、防鴨河使と共に防葛野河使を停めて、山城國に隸屬せしめらる。蓋しこれより先葛野河の汎濫に備へんがために臨時の官制すら定められしなるべし。その後光孝天皇の仁和三年四月に至りて、散位從五位下清原真人令望を以て大井堰を修理する使とせらる三代。葛野河の治水修理の忽にすべからざる状態にありしことは明かなり。果して同年八月二十日、大風雨ありて、葛野河汎濫し人馬通せざるに至れり上同。

葛野河の汎濫が鴨河と共に、爲政者の頭脳を悩ます問題なりしことは以上によりて略々知らるゝところなるが、さればといひて葛野河は全く傷害を與ふるのみに非ずして、その下流より溯りて運び来る木材は、京都にとりては實に缺くべからざる需要に應じたりしなり。今、その一證左として松尾村東家所藏文書を掲げん。

山田郷長解 申賣買地立券文事

合地壹段貳佰參拾步 在下原田里三十一坪

四至
東限秦乙刀自地
西限秦子乙丸地
南限南
北限秦有世地

右故祖父修理職梅津木屋預正七位上秦忌寸阿古吉常地也而傳領之後依有急用延喜錢陸貫文賣進伊勢守紀朝臣戸口同重規既畢仍今勤賣買両人并刀祿署名立券文如件以解

天暦十年八月十六日郷長

賣人 正六位上紀權少目巫部速(花押)

買人

本文書は村上天皇天暦十年のものなるが、これによりて梅津に木屋ありて、秦氏一族の子孫がその監督に當りしことを知るべし。葛野河によりて運ばれし木材は梅津の木屋に集められ、こゝより陸路大部分京都に運搬せられしなるべし。梅津の名は、かくの如く水路運輸乃至は交通の要衝に當りしことを物語るものにあらずや。これによりて葛野河の汎濫災厄は償ふに餘りありといふべきなり。なほその後も再び防葛野河使の置かれたるにや官職秘鈔に

防河使令外官

廷尉佐兼之、元必不然也、非_二廷尉佐_一任例、平隨時

伴清廉

判官、主典、已上廷尉兼之、非_二廷尉_一例、正三身、文室

守正、源致忠

なほ新儀式(五)には「防鴨河事」見ゆれども、防葛野河のこととは見えず、葛野河の汎濫は鴨河ほど甚しきに及はざりしならんか。

第五節 葛野郡鑄錢所

清和天皇の貞觀十二年正月二十日新錢鑄造の詔あり、これ即ち貞觀永寶にして、平安朝に入りてより第六回の鑄錢となす。この新錢の鑄造に當りて、鑄錢司のみにてはなほ不足を感せしと見え、處々に鑄錢所の開設ありしが如し。而して葛野郡鑄錢所はその主要なる補助機關なりき。十一月十七日、使を賀茂、松尾、稻荷、石清水、平野、梅宮等の諸社に分遣し、又葛野鑄錢所に近き宗像、櫟谷、清水堰、清水の小社五神に新鑄錢を奉れり。同十二月十三日庚寅勅によりて葛野郡百姓の地六段三百五十二歩を收公し、鑄錢所に賜ひし事實あり三代實錄。今、その所在地を明かにすべからざるは惜むべし。

第六節 双岳山莊と栖霞觀

右大臣藤原繼繩の別業が葛野河畔にありて、こゝに桓武天皇の行幸ありしことは、平安京遷都の條に見えしところなり。その後、支那詩文の風尚盛んとなり、山水觀賞の趣味向上するに伴ひて、京都の内外處々に貴族の別業の營まるゝもの抄からず、本郡に關する主なるものとして双岳山莊と栖霞觀とを擧げ、聊か説明を試みんか。

双岳山莊は右大臣清原真人夏野の別業にして、雙ヶ岡の東麓にあり、承和元年四月辛丑嵯峨太上天皇はこの山莊に行幸し水木を愛賞し給へり續日本後紀 三代實錄。是夏野初め繁野と稱す、二原王の孫小倉王の第五子なり。令義解十卷の編纂者として有名なり。承和四年薨す、年五十六、正一位を贈らる。世に雙

岡大臣と稱す大日本史。承和十四年（十月辛亥）には仁明天皇雙丘東墳に從五位下を授けらる。（依りて五位山と稱す。一に内山と呼ぶ）これ天皇遊獵の時その墳上に駐蹕し四望の地とし給ひしに因るといふ、異例といふべきなり。雙丘の下に大なる池ありて、池中に水鳥群を成せしかば、車駕臨幸の砌、鶴隼を放ちてこれを拂はしめ給へり。天皇はその翌年（十一月壬子）にも、嘉祥一年（三月乙亥）にも、雙丘に行幸し給ひき。夏野の山莊は後改めて寺となり、天安寺或ひは雙丘寺と呼べり。蓋し天安は文德天皇の御代の年號なり。文德天皇崩じ給ふや（天安二年八月二十七日）御陵に近き故を以て天安寺に沙彌二十口を任せしめられたり（三代實錄）なほ雙丘の南には嵯峨天皇の皇子左大臣源朝臣常の山莊あり（續日本紀）常は齊衡元年（六月丙寅）四十三を以て薨す、丞相の器ありしと稱せらる。この邊一帶の地が、この時代の遊覽觀賞の嗜好に投じたりしことを知るべし。因みにいふ、天安寺は平安朝の末期に及びて衰退の運に傾きたりしが、崇徳天皇の大治五年に至りて待賢門院これが再興を謀り給ひ（百練抄）法金剛院と改稱せられたり。法金剛院は現に雙ヶ岡の東麓に存す。

嵯峨の栖霞觀は河原左大臣源朝臣總の山莊なり。總は嵯峨天皇の皇子にして京都東六條に河原院を營みし人なり。（寛平七年八月薨。年七十四。）清和太上天皇は元慶四年（八月廿三日甲辰）水尾山寺より栖霞觀に遷り給へり。太上天皇はこゝに駐まり給ふこと三ヶ月に及べり。栖霞觀も、雙丘山莊と同じく後改めて佛寺となり、栖霞寺と呼ばれたり。現に清涼寺と境内を一にして存せり。平安朝の末期、島羽天

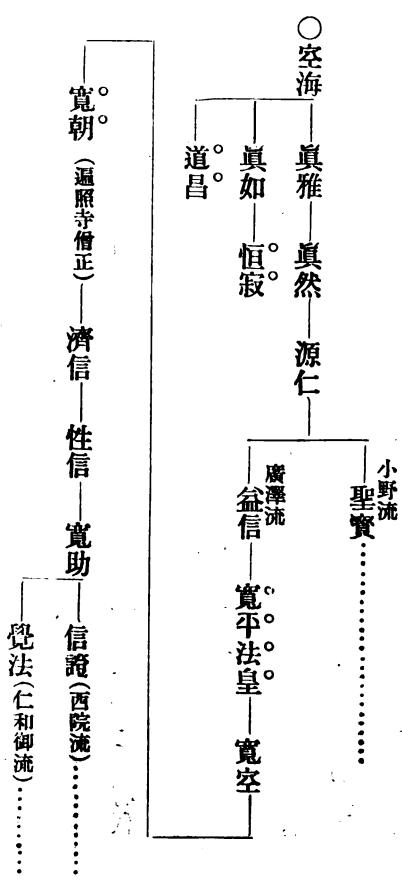
皇の永久のころ、柄霞觀に盲目の一上人ありて、一生念佛して一堂を建立し丈六の彌陀の畫像を安置せし功德によりて忽ち明眼を得しこと後拾遺往生傳に見えたり。

かくの如く貴族の山莊別業が佛教の影響を受けて寺院となりしことは以上の二例のみならず、平高棟が貞觀元年葛野郡の別墅を道場として平等寺となせる、同四年藤原良繩が同じく葛野郡の別墅一區を道場とし真言院（一に真如院に作る）となせるなご皆然りとす。この時代の佛教が如何に人心を支配せしかを察すべきなり。

第七節 宇多法皇と仁和寺

寛平九年宇多天皇は位を皇太子に譲り給ふ、これを醍醐天皇と申す。有名なる寛平遺誠はこの時、醍醐天皇に受け給ひしものなり。それより二年の後、昌泰二年二十四月に上皇は仁和寺に於て落飾あらせらる、御法名を空理と稱し奉る。時に實算二十三。仁和寺はもと天台宗に屬し、光孝天皇の追福さ格類聚三代。然るに宇多上皇出家の時には、空海の流を酌める權大僧都益信の御戒師宇多天皇の寶祚を祈り奉らんがために建てられしものにして、寛平二年のころには權律師幽仙なるもの寺の別當なりさ。然るに宇多上皇出家の時には、空海の流を酌める權大僧都益信の御戒師たりし邊より察すれば、この時より真言宗に屬する寺院となりしなるべし。かくて上皇は太上天皇の尊號を却け給ひしかば、法皇の御名を以て呼び奉ることなれり。延喜元年十二月十三日東寺に於て灌頂を受け、金剛覺と號し給ふ。ついで同四年三十六月仁和寺の寺内に南の御室と八角圓堂を建て給へり。室

とは即ちわが古代寺院制度に於ける僧房の謂なるが、仁和寺に法皇の御室成るに及んで、寺門の勢力は名實共に漸く盛大となり、東密系統の一たる仁和御流の本所となりぬ。法皇は承平元年七月十九日この御室に於て寶算六十五を以て崩じ給へり。後世門跡と稱するはこの寺にはじまるなり。法皇崩御の後御室の相承は永く法親王を以て傳へらるゝこと、なりぬ御室相承記。今、東密系統に於て所要の人名を摘錄すれば左の如し。



第八節 延喜式に現はるゝ神社

延喜五年秋八月、醍醐天皇は延喜格に次いで延喜式を撰定せしめ給ふ。式は即ち官府の章程なり。

延長三年八月に至りて、漸く筆削その功を終りぬ。總編五十卷より成る。この延喜式の神名帳には天
神地祇總て三千一百三十二座を擧げたり。その中に於て山城國に屬するもの一百廿二座（大五三、小
六九）なるが、その約六分の一なる二十座（大一四、小六）は實に本郡に屬せり。神名帳に載する二十
座十三社の神名左の如し。

- (一) 葛野坐月讀神社 名神大月次新嘗
- (二) 木島坐天照御魂神社 名神大月次相嘗新嘗
- (三) 隘川神社
- (四) 阿刀神社
- (五) 松尾神社二座 井名神大月次相嘗新嘗
- (六) 深川神社
- (七) 隘川御上神社
- (八) 樟谷神社
- (九) 平野祭神四社 並名神大月次新嘗
- (十) 梅宮坐四社 井名神大月次新嘗
- (十一) 天津石門別稚姫神社 名神大月次新嘗

(十二) 伴氏神社 大月次新嘗

(十三) 大酒神社 (元名大辟神)

右は所謂式内にして最も古き歴史を有する神社なるが、その中(九)の平野祭神は既に京都市に編入せられたればこゝには言及せざる代りに、延喜式撰定の當時、本郡に屬せずして現在本郡に屬する丹波國桑田郡の阿多古神社に就いて左に聊か説明を試みんとす。

葛野坐月讀神社

先づ葛野坐月讀神社の祭神月神（舊事記には天月神命に作る）の名は、既に日本書紀顯宗天皇三年の條に見え、託宣に依りて葛野郡の歌荒櫟田の地を奉れり。平安朝に入りて齊衡三年（三月戊午十五日）河濱に近くして水の害を被るが故に、月讀社を松尾の南山に移し文德實錄、貞觀元年正月廿七日には正二位に叙せられしこと國史に見ゆ。今松尾村字松室に鎮座まします神はこれなり。

本島坐天照御魂神社

茫々たる太秦の野に鬱蒼たる樹林ありて、宛も一黒の島嶼の狀をなせるもの即ち木島なり。日神のことは、前の月神と相ならびて顯宗天皇の御世に顯はる。阿閉臣事代は神の乞に依りて田十四町を献げたりと。貞觀元年正月廿七日正五位下に叙せらる。この頃上木島下木島の両里ありしこと三代實錄に見ゆ。（仁和元年二月八日の條所引貞觀十七年四月十七日の勅）今は林木鬱々たる木島の佛を留め

て太秦村字太秦に木島の社（又蠶の社と稱す）存す。（現在社格郷社）

墮川神社

伴信友の神名帳考證に源氏物語の「月のすむ河のをちなる里なれば桂のかげはのぞけかるらむ」の和歌を引き、河のをちなる里を以て河の落ちと解し、日本書紀垂仁天皇の條に出づる竹野媛の靈を祭るかといへども明かならず。墮川御上神社も亦不詳に屬す。

阿刀神社

貞觀八年閏三月三日山城國正六位上阿刀神に從五位下を授けし阿刀神即ち阿刀神社なるべし。新擇姓氏錄に山城國神別阿刀宿禰及び阿刀連は饒速日命の孫味饒田命の後なりといへり。阿刀神社はこの阿刀氏の氏神なりしなるべし。現に村社阿刀神社(祭神天照大神)は嵯峨村字上嵯峨にあり。

松尾神社一座

二座の中一座は古事記に大山咋神を以て松尾にます用鳴鏑神といへるものこれなり。以呂波字類抄江次第等に大寶元年秦都理始めて神殿を造立し、天平二年大社に預ることあり。二十二社次第によれば他の一 座は市杵島姫神なれども、秘決有りと記せり。

桓武天皇以後の時代に於ては東の賀茂と相ならびて王城鎮護の靈社とせられ、歷朝の尊崇淺からず。先づ延暦二年十一月乙丑(二十八日)には賀茂乙訓の社と共に使を遣して松尾神社の修理を行はれ、同五年十一月辛巳(三十日)

（六日）大中臣諸魚を遣して從四位下に叙せられ續日本。貞觀八年（辛酉）には既に從一位勳二等の神階を正一位に進めらる三代實錄。類聚國史。一條天皇の時はじめて松尾の行幸ありて、後拾遺集にはその時源兼澄の詠みし和歌を載せたり。現に官幣大社に列せらる。

深川神社

舊事紀の國造本紀には建許呂命の兒、深川意彌建許呂命は山代國造の祖天津彦根命の孫なりといへり。然らば山代國造の裔きまつりし神社ならんか。伴信友は花園村大字宇多野小字福王子なる福王子社の福王を以て深川の訛傳ならんかといへども俄かに信じ難し。

櫟谷神社

松尾七社（松尾、月讀、櫟谷、三ノ宮、宗像、衣手、四大神を松尾七社と呼ぶ）の一にして、大井川の左岸にあり。この神は嘉祥元年十一月戊午無位より從五位下に進まれ續日本。後紀。次いで貞觀十年閏十二月に正五位下に叙せらる。類聚國史にいふ櫟原野及び和名抄等にいふ櫟原郷はこの神の在す櫟谷に鄰接せしなるべし。

梅宮坐神四社（四座の意なり）

酒解神、大若子神、小若子神、酒解子神を以て四座となす。社家の説によればこれを次第の如く大山祇神、天津彦々火瓊々杵尊、彦火々出見尊、木花開耶姫に當つ。伊呂波字類抄によれば梅宮は天平

寶字の頃垂跡ありしといへり。抑々この社は橘氏の氏神なれば、橘嘉智子が嵯峨天皇の皇后となり、仁明天皇を生み給ふに及んで、梅宮の尊仰は自ら他に超えたり。即ち承和三年(十一月壬申)に、無位酒解神に從五位上を、無位大若子神小若子神に從五位下を授け奉り、承和十年(十一月壬申)、從四位下酒解子神を名神に列し、貞觀十七年(五月十四日乙未)、正四位上大若子神、小若子神、酒解神、酒解子神に並びに從三位を授け奉れり。かくして官祠として例年四月五日と十一月三日とに梅宮祭の執行ありしが、元慶三年(四月六日)^(辛酉)に至りて停廢せらりたり。現に官幣中社に列せらる。

天津石門別稚姫神社

貞觀七年(六月廿二日)^(辛未)山城國從五位上天津石門別稚姫神を官社に列すといへるはこの社なり。實錄三代。伴信

友は今、雲岳辨財天社はこれかといへども容易に肯ひ難し。

伴氏神社

承和元年(正月庚午)^(十九日)葛野郡上林郷の地方一町を伴宿彌等に賜ひて氏神を祭る處とせらる後紀日本。。伴氏神社

はこれより始まりしなるべし。今花園村にありて普通に住吉社(村社)と呼ばるゝは即ちこの神社なり。

大酒神社

嘉祥二年(九月丙寅)^(十六日)、屢々靈驗ありて祈る所必ず響應するが故に葛野郡大辟神に從五位下を授け奉る

續日本といへるは、この社なり。廣隆寺縁起には大酒明神は秦始皇の祖神なりといへれば、秦氏の氏

神なること明かなり。今、廣隆寺の東畔に在す(村社)。

阿多古神社

祭神について諸説あり、火神軻遇突智を祀るといひ諸元記社、軻遇突智(端ノ御前)を祀るといふ神祇。然れども二代實錄には阿當護山無位雷神、破無神に從五位下を授け奉る記事があれば(元慶四年四月二十九日壬子の條)、阿當護神に雷神破無神の信仰の着色濃厚なりしことは極めて古き起源を有するなるべし。伴信友は阿多古の名につきて考證を試みたれども神名帳、今從ひ難ければこゝには擧げず。

抑々阿多古神の名の現はるゝは貞觀の頃にはじまり、貞觀六年五月丹波國正六位上愛當護神に從五位下を授け奉り、同十四年十一月二十九日未從五位上となり、次いで元慶三年には閏十月二十四日庚戌從四位下に進めり。現に愛宕山上に鎮座ましまして、鎮火の神として崇めらるゝ然り而して拾芥抄には既に山城國の神社として擧ぐるが故に南北朝のころより本郡に屬せしなるべし。地は現に嵯峨村大字上嵯峨小字愛宕に屬す。なほ同村大字水尾にも阿多古なる小字ありて、もと丹波國に屬し丹波側より登攀せしことを現實に證明す(社格府社)。

以上の如く延喜式に現はるゝ神社を概叙し終りしに因み、神社と佛教との關係につきて一言すべし。神社に神宮寺の造立ありしことは既に奈良朝にはじまり、時代を逐ふて神社と佛教との關係は密接と

なり、藤原時代に入りては立派に本地垂跡思想の成立を見たり。今この發達の經過の片鱗を本郡神社の上に就いて考ふるに、陽成天皇の元慶四年（五月二十日）癸酉に松尾その他の諸社に於て三箇日間祈雨のため灌頂經を修せしことあり。かくの如き事實は正しく神佛習合の先容をなすものにして、院政の時代鳥羽天皇の永久四年には松尾社の神主秦宿彌親任の發願に依りて一切經の書寫をすら見るに至れり。世に松尾社一切經と稱して傳來せらるゝもの妙からず。山科日野の法界寺に藏する悲華經卷第一の卷末誠語左の如し。（因みにいふ、松尾神宮寺の名は東文書長和二年六月二十二日のもの既に見えたり。）

松尾一切經之内

永久四年六月十一日書寫畢

願主神主秦宿彌親任

愛宕山が既に奈良朝の末天應元年に慶俊によりて開かれしことは古くより傳ふるところなるが三國傳通錄起、嘗て空海の弟子奥濟（貞觀二年一月二十日遷化、年六十一）は、愛當護山高尾峰に入りて、出でざること十二年、嵯峨天皇がその山修苦行を聞しめして内供奉十禪とし給ひしことは三代實錄に見え、この山が早くより佛教と淺からざる關係を有することを知らしむ。

愛宕山が支那の五台山に擬せられ、或ひは地藏信仰と結びつきしたため、平安教中葉以後に於ける幾多法華經の行者の籠山の地と化し、歷世隱遁の徒の棲處となりしことは今昔物語、法華驗記、往生傳

等に徵して知るべし。その主なるものを擧ぐれば神明寺の睿實（今昔十一の三十五、法華驗記中、續本朝往生傳）叡山西塔の圓久（今昔十一の三十八、法華驗記上）、好延持經者（今昔十二の三十九、法華驗記中、拾遺往生傳中）、東大寺の仁鏡（今昔十三の十五、法華驗記上）、叡山東塔の光日（今昔十三の十六、法華驗記上）、鎮西背振山の持經者（今昔十七の十四）、藏算（今昔十七の十五）、京の一人の侍（今昔十九の六）、持經者聖人（今昔二十の十三）、朝日法秀（法華驗記中）等あり。又空也上人が一時月輪寺に住みしといへるも併せ考ふべし。かくして愛宕の山中に建立せられし月輪寺、白雲寺等が、愛當護神社と密接なる關係を有し、本地垂跡の思想乃至は神佛一致の思想の發展すると共に益々この傾向が濃厚なる色彩を呈せしことは思ふに難からず。

第九節 野宮

野宮とは正しくは齋宮と呼ぶ。天武天皇より後醍醐天皇に至るまじ、歷代伊勢大神宮に奉仕すべき齋王を立て給へり。齋王には未婚の皇女又は皇女なき時は女王を選び、選定あれば宮城内に初齋院を設けて先づこゝに入り給ふ。後、更に宮城外の淨地をトして齋所野宮を設け、明年八月上旬を以てこゝに移らしめ給ふ。この時に當りて齋王は先づ河に臨みて祓禊の儀を行ひ、即ち野宮に入り給ふなり、齋居し給ふ。と三年の後、その九月上旬の吉日を選びて大神宮に向ひ給ふ、これを群行と稱す延喜式。

今桓武天皇より以後について見るに、延暦元年（八月一日）朝原内親王の卜定ありしをはじめとして、後醍醐

天皇の元弘二年十二月祥子内親王(但し群行を遂げず)の選ばれ給ふまで、歴代齋宮の設けられざることなく、その淨地を京都以西に求め給ふ時は勢ひ本郡内に設けられしなり。齋宮の遺址として現に野宮と稱するもの本郡内に三ヶ所あり、一は嵯峨村字天龍寺に野々宮なる小字あり乙村社野々宮神社あり、二は太秦村字嵯峨野三は西院村字西院(西四條齋宮と稱す。玉葉和歌集に見えたり)にあり。(なほ花園村字谷口には齋宮町なる小字あり)就中嵯峨の野宮最もよく知らる。南北朝以後、野宮の制の廢れし後は、野宮寺の造立すら行はれしが如し。國太曆貞和二年四月二十五日條。吉野詣記等。

第十節 諸寺の創立

この時代に創められし寺院にして、その主要なるものを左に列擧せん。

一、神護寺

梅ヶ畠村にあり、もと神願寺と呼び一に高雄山寺とも稱せらる。和氣氏の氏寺なり。本寺の創建については、光仁天皇の朝に和氣清歎が宇佐八幡の託宣に依るといひ或ひは光仁天皇の勅を奉じて建つるところといふ。神皇正統記にはこの寺もと河内國にありしを後に高雄に移し、こと見ゆ。塵添塙囊鈔(九)に「神護寺ハ何レノ御願ゾ」といふ間に答へて、「高雄神護寺ハ宇佐ノ八幡大菩薩ノ御託宣ニ依テ、和氣ノ清丸奏問シテ光仁天皇御宇ニ所ニ建立地」といひ、元亨釋書(一八)に「高尾神護寺者、光仁帝受_ニ八幡大神之託_ニ所建也(中略)四年八月帝(稱德天皇)崩、清(清歎)遭赦重奏_ニ神旨、光仁帝乃勅レ

清創寺、初名神願寺」といへり。然るに菅原道真の編纂したる類聚國史（一八〇）はこれと異り「至延暦年中、私建伽籃、名曰神願寺、天皇追慕先功、以神願寺、爲寺名也」といひ、創建の年代を延暦年中として桓武天皇の勅許を得たりとす。この語は清暦の子真綱及び仲世の申請中に見ゆるものなれば最も信すべきものなり。和氣氏系圖にも「此寺元從三位民部卿和氣清丸、依八幡太神之教、所建立也」とあれば、清暦が宇佐に使せし時の宿禰に賽するものなるべし、類聚國史に延暦二年清暦の奏請によりて能登國墨山五十八町を神願寺に施入せる記事あれば、建立はそれより以前に屬すべし。延暦二十一年正月十九日最澄（傳教大師）は比叡山を出でゝ、この寺に於て開催せられたる天台法華三大部の講筵に臨めり。これ最澄を渴仰せる和氣廣世同真綱の發起に係り、南都六宗の諸大德に對して天台一乘の妙理を講演せしめんとする意に出でしものにして、講筵は七月中旬に始まりて九月に及べり。最澄の入唐請益は實にこの講筵の結果なりとす。

次いで弘仁三年二十九日に至りて新に歸朝したる空海（弘法大師）は乙訓郡の乙訓寺を去りて本寺に移り、同年十一月十五日金剛界灌頂、翌月十四日胎藏界灌頂の修法を見るに至れり。而して前回に於ては最澄外三人、次回に於ては總て一百四十五人の（最澄亦この中にあり）灌頂を見たりしなり。當時空海の自ら認めたる灌頂暦名は今なほ存してこの事實を明かに傳ふ。思ふにこの事實は平安朝初頭に於ける教界の一偉觀とすべく、南北新古の宗派に屬する道俗が悉く空海の膝下に集り來りしなり。この

頃より本寺は真言宗の寺院と定まり、東山の比叡山寺に對して、西山の高雄山寺は新たに真言宗の根源地となりしが如し。而して神護寺の名は、天長元年、和氣真綱、仲世の申請に依りて神護國祚真言寺と改稱せしに基く。因みに本寺の域内に和氣清麿の墳墓と稱するもの存す。

二、常住寺

延暦二十四年、最澄（傳教大師）が唐より歸朝したる後、桓武天皇は和氣廣世に勅して最澄の將來せる天台の法文を天下に流布して僧侶に習學せしめんため、禁中の上紙を圖書寮に賜ふて七部を書寫せしめ七大寺に賜り、又三論法相の學生の聰悟なるもの六人（道證、守尊、修圓、勤操、慈蘊、慈完）に詔して京西野寺の天台院に於てその新寫の天台法文を受學披閱せしめられたり仁忠撰寂山。大師傳。この京西野寺の

天台院とは常住寺のことなるが如し圓珍撰祖師。行業記。天台霞標（七之一）には京都の古圖を按じて「大内裏西、

紙屋河、爲西堀川、堀河西一條南、有常住寺、註曰又號野寺、又在堀河東、南北之街、註曰野寺町通」と、

右京の野寺町通と關係あることは明かなり。又拾芥抄には「野寺常住寺、藥師、」といひ、以呂波字類抄には

「常住寺本尊藥師佛、伴寺桓武天皇遷都之時、自南都令移渡此京、本御持佛也」といへり。一説に弘仁年

中嵯峨天皇の勅願とするも其據を知らず大日本寺。院總覽。三代實錄元慶八年三月十五日丙子の條に、夜大雷雨、常住寺

塔に震し、火第五層より起る、延いて講堂金堂鐘樓經藏步廊中門を焼き、一時に蕩盡すといへる常住寺は恐らく本寺のことなるべし。この常住寺を以て松尾村葉室の淨住寺に擬せんとする說あれども大日本本地名辭書

もどより彼此同一ならざるべし。常住寺と淨住寺と文字に相異なるのみならず常住寺を以て野寺とせば位置も全く異れり。さすれば常住寺は現在本郡疆域の外に屬すれども、淨住寺との混同を避けんがために因みに記載するところなり。淨住寺は中納言葉室定嗣が出家して定然比丘と號し（文永九年七月二十八日卒去）隱棲したる寺にして、與正菩薩寂尊の開基に係る感身覺。正記参照。

三、興 隆 寺

常住寺の十禪師傳燈法師徒延庭に依りて建立せられし道場なり。位置は葛野郡北山と稱す。二代實錄貞觀七年四月廿五日乙丑の條に見ゆる延庭の奏言左の如し

於山城國葛野郡北山、奏爲國家、建立道場、名曰興隆寺、四履六町、安置千手觀音像一體、梵王帝釋像各一體、四王像四體、貞觀二年、詔令木工寮修造堂舍、春演說最勝王經、秋吼講妙法蓮華經、安居之中、轉讀大般若經、誓護國家、深期永代、望請、爲御願寺、修戒師真言兩宋、但不經僧綱並講師之攝、從之。

四、觀 空 寺

嵯峨太上天皇の創建にかかる。貞觀十二年八月丙午の勅によりて定額寺に列せられ、嵯峨太上天皇より出づる親王源氏を以て檀越となし、永く恒例とすべきことを定められたり三代。實錄。即ち觀空寺は嵯峨源氏の氏寺なり。清和太上天皇の崩御後初七日に當り、藤原敏行は内藏局一人と共に觀空寺に遣

はされたり同上。今、嵯峨村大字上嵯峨に觀空寺谷なる小字あり。これ即ち觀空寺の遺蹟なるべし。

五、檀林寺

嵯峨天皇の皇后(橘嘉智子)の御願によりて建立せられし寺院にして橘氏の氏寺なり。承和のころ秦家繼、造檀林寺使主典たり續日本後紀、承和三年五月壬午十四日この條參照。承和九年嵯峨太上天皇崩じ給ふや、その七七御齋をこの寺にて修せられたり七月乙未。皇后は嘉祥二年五月壬午御年六十一歳を以て崩じ給ひぬ、深谷山に葬る遺令して葬を薄くし山陵を營ます。學館院は御弟右大臣橘氏公と議りて設け給ひし學舎なり。時人皇后を漢の鄧皇后に比す。

抑々檀林寺は比丘尼の律を持する者を置く寺院にして、仁明天皇はこの寺に封五百戸を施捨して供養に充て給へり。皇后を世に檀林皇后と呼び奉るもこの寺の名に因るなり大日本史。

六、水尾山寺

元慶四年三月十九日壬申伊勢尾張兩國進むべき清和院の封租白米一百斛を以て、丹波國官に進むる米に相轉して水尾山寺に奉す、この時、清和太上天皇は大和攝津の名山佛壇を巡幸して水尾山寺に廻御し給ひしなり三代實錄。水尾とは今嵯峨村字水尾なるが、當時は丹波國に屬せしなり。同年八月廿三日甲辰、太上天皇は水尾山寺より嵯峨の栖霞觀に遷り給へり。これ水尾に佛堂の造營あるを以て避け給ひしなり。同年十二月四日、太上天皇は栗田の圓覺寺に於て崩じ給ふ。七日の夜、御骸を水尾山上に置き奉る。蓋し嘗

て水尾を以て御終焉の地とし給ひしに因る。十日御初七日に當り從五位上行左兵衛佐源朝臣湛と内藏屬一人とは水尾山寺に遣されたり。水尾山寺は太上天皇の御頭陀歷覽十三箇寺の一なればなり。

七、神應寺

紀伊内親王の創創にかかる。仁和元年八月乙丑の勅によれば、葛野郡田邑郷の神應寺を定額寺に加へられ、延暦寺の僧報恩(一に封恩に作る)に付屬せらしといふ_{三代實錄}。

八、四圓寺

圓融天皇より後三條天皇に於ける約一世紀の間に於て、仁和寺の東方現在花園村字谷口一帯の地に圓融寺、圓教寺、圓乘寺、圓宗寺の四個の御願寺の建立を見たり。かの洛東の六勝寺に准じて今これを四圓寺と總稱し、簡単にその創立年代を述べ置かん。

(1)、圓融寺は圓融天皇の永觀元年の造立にて、同年三月二十二日に落慶供養會あり、御齋會に准すと、導師は寛朝、七佛藥師の像を安置せり_{扶桑略記日本紀略}。次いで永祚一年、圓融太上天皇はこの寺に五重塔一基を造り、彌陀釋迦藥師彌勒の四佛を圖せしめ給へり。(花園村字谷口に塔之下なる小字あり、圓融寺の塔に關係あるか)太上天皇並びに一條天皇の御骨を圓融寺の北原或ひは北方に置き奉るとあれば。御陵の位置より略圓融寺の所在地を推定し得べし。

(2)、圓教寺は、一條天皇の長徳四年正月二十二日に供養せらる。是亦御齋會に准ず。次いで後一條

天皇の長元七年十月十七日、この寺の御願堂の供養あり。丈六の釋迦彌陀藥師の像各一軀を安置す同上。後冷泉天皇の御陵を圓教寺陵と稱し奉るが故に、寺の位置を求むべし。

(3)、圓乘寺は、後冷泉天皇の天喜三年十月二十五日の供養に係り、後朱雀天皇の御願に因るといふ。扶桑略記に大門廻廊經藏鐘樓、一寺の莊嚴四神具足すとあれば、その壯麗なりしこと察するに餘りあり。後朱雀天皇の御陵を圓乘寺陵と稱し奉る。

(4)、圓宗寺は、後三條天皇の延久二年十二月二十六日の供養に係り、はじめ圓明寺と稱し、後圓宗寺に改む。供養の日、天皇並びに皇太子（後の白河天皇）の行幸啓あり。御願文によれば金堂、講堂、法花堂の造立ありて、僧侶六口を定置し、法花三昧を修せしめ、鎮護國家引接群生の道場たりしなり。翌年なは堂行堂、灌頂堂の供養あり扶桑略記。後三條天皇の御陵を圓宗寺陵を呼び奉る。

因みに花園村字谷口と字花園とに圓成寺なる小字あり、御室尋常小學校の東方にて道路を挿みて地は隣接せり。扶桑略記に圓乘寺の位置を記して仁和寺の南一の形勝ありといひ、又圓宗寺及仁和寺の南の傍に一の吉土ありといふより推せば（續本朝文粹に掲ぐる圓宗寺鐘銘には地を仁和寺の勝形の左に擇び云々といへり）、圓成寺なる小字は正しくその位置に適合し、圓乘圓宗両寺の何れかの寺址ならざるべからず。恐らくは圓乘寺の文字が何時の頃にか變りて傳へられしに非ざるか。

その他この時代に造立せられし寺院跡からざれども省略に從ふ。

第十一節 倉然と清涼寺

倉然姓は藤原氏、京都の人なり。幼にして南都の東大寺に入り、東南院觀理に二論を學び、石山寺元果に密法を稟く。常に支那の五臺山に登り、文殊の現身を拜し、渡天して釋迦の遺蹟を禮せんと欲すれども老母あるを以て果さず。天元五年夏、母の許を得、彌勒文殊の像を圖し、常住寺に南北二京の僧衆を請じ、法華仁王五日十講供養せしむ、これ預め老母七七の忌を修するなり。永觀元年秋（八月一日）吳越の商人陳仁爽、徐仁滿等の歸船に駕して、徒六人と共に宋に渡る、時に宋の太平興國八年なり。元亨^{釋書}。新古今和歌集に「入唐し侍りける時、いつほざか歸るべきと人の問ひ侍りければ」とて、倉然の

旅衣たちゆく浪路とほければいざ白雲のはざも知られず

といふ歌を載せたり袋草子。見ゆ。入宋して直ちに帝都に至り、轉じて宿望を果さんがために五臺山に上る（翌年三月奏聞）。後、汴都西華（一に化に作る）門外に往きて新造啓聖福院に詣で、優填王第二栴檀の模像優填王所旃檀釋迦を拜し、佛工張榮に摸刻せしむ。雍熙三年、台州寧海縣の商人鄭仁德の船に投じてわが太宰府に歸る。實に永延元年の春なり二月十日。翌年舶載せしころの釋迦の模像（扶桑略記に靈山第三傳釋迦等身立像といへり）、十六羅漢の像、摺本大藏經五千四十八卷を齋して蓮臺寺に來り、その模像を棲霞寺に納む。乃ち一條天皇は清涼院を創めて安置せしめ給ふ。永延三年秋、東大寺に住し二年

にして退く。奏請して愛宕山を五臺山と改稱し、寺を大清涼寺と號す。然るに未だその夙心を遂げず業半にして疾に罹り長和五年寂す。高弟盛算、重ねて棲露寺内の釋迦堂を清涼寺と號せんことを奏し勅許を得たり小右記、永延元年。八月十八日之條。 奠然の墓と稱するもの、現に清涼寺の東北門外に在り。三代實錄によれば既に貞觀七年九月巳卯の詔に、山城國葛野郡山地一町八段を以て清涼山寺(涼一に源に作る)に賜ることあれば、奮然以前に清涼山寺の名の存せしことは明かなれども、その寺基を固めたるは奮然その人を措きて他に求むべからざるなり花鳥餘情、清涼寺緣起等参看。

第十二節 著名の人物

この時代に於ける本郡出身ならびに本郡に關係ある人物を左に掲げん。

一、秦忌寸永宗

天慶七年十二月二十日丁巳、葛野郡人外從五位下行音博士秦忌寸永宗等男女十九人に惟宗朝臣の姓を賜へり。一族秦永原の自ら言ふところによれば

秦始皇十二世孫、功滿王子、融通王之苗裔也、功滿占星之意、深向聖朝、化風之志、遠企日域、而新羅邀路、隔彼來王、遂使偃風之草、空無仰陽之心、屬天誅伐罪、官軍拂塵、通率百二十七縣人民、譽田天皇十四年歲次癸卯、是焉內屬也。

と、以てこの時代に秦氏自ら傳へし家傳を窺ふに足るべし。なほ又秦氏の一族に音博士を出せるは最

も注意すべきことにあらずや。

一、有智子内親王

嵯峨天皇の皇女なり。頗る史漢に涉り詩文に長せらる。もと賀茂齋院たり、弘仁十四年春二月天皇齋院に幸し花宴を開き文人をして春日山莊詩を賦せしめ給ふ。當時十七歳の内親王は塘光行蒼なる題を探り、即ち筆を下して

寂寂幽庄山樹裏

仙輿一降一池塘

柄林孤鳥識春澤

隱洞寒花見日光

泉聲近報初雷響

山色高晴暮雨行

從此更知恩顧渥

生涯何以答穹蒼

と、天皇大いに歎じ給ひて三品を授け、天長十年二品に叙せらる。内親王は性貞潔、嵯峨西庄に住せらる。承和十四年十月戊午廿六日薨す、春秋四十一續日本後紀。

三、僧常機

興福寺傳燈大法師位たり、俗姓は秦公忌寸、幼にして俗を厭ひて出家入道す。天資聰敏、日に萬言を誦す。初め興福寺の善珠大徳の弟子となり佛教を研鑽し、膳大丘、土師乙勝より外傳を學習す。年二十に及んで學業漸く進み持戒堅固なり。ついで誓願を發して四十年間に法華經一十二萬四千九百十六卷を轉讀し、兼ねて復毎日般若心經一百卷、無染着陀羅尼一百八遍を誦す。延暦二十四年勅によりて秋篠寺に屈せられ、弘仁五年十月廿二日夜律師勝義に對ひて、高聲に弘誓願を誦せしかば、律師合掌讚歎

せり五更の後、音義乃ち絶えたりといふ。弘仁五年十月乙丑(二十二日)入寂、春秋七十有四。著に巣

勝王經鈔十卷あり日本後紀。

本朝高僧傳

四、朝原宿禰岡野

遣唐醫師なり。承和三年四月丁酉(二十九日)、その本居を改めて左京四條坊に貫附せらる續日本後紀。岡野と同時に菅原朝臣峯嗣あり、亦醫術に長け、淳和天皇の侍醫となり、淳和院に在りて淳和太后的御藥湯方の事に奉職す。峯嗣は貞觀十二年三月卅日壬午、七十八歳を以て卒せり實錄。因みに今、桂村の小字に朝原あり、嵯峨村の小字に朝原山あり。朝原の姓は両者の中の何れにか關係を有するにや三代實錄。皇國名醫傳

第三章 錬倉時代

第一節 龜山殿

龜山殿とは後嵯峨上皇が龜山の麓に營み給ひし仙居にして、一に嵯峨殿とも稱す。工事に兩三年を費して康元元年十月成功を告げたれば、上皇親臨ありて供養の式を舉げしめ給へり。殿は大井河嵐山に向ひて棧敷を設け、向ひの山には吉野より櫻を移植せられ、寢殿を中心として大多勝院といふ御持佛堂をはじめ、西に藥草院、東に如來壽量院を建てられ、又檀林皇后の檀林寺の舊址に淨金剛院を興され、道觀上人を長老として淨土宗を盛んにし給へり。その結構の壯麗なりしことは五代帝王物語、

増鏡等の記事に徵して明かに察せらる。上皇は御讓位の後この殿に御起臥あらせられ御優の間遊太く和歌を嗜み給へり。文永二年本殿に於て、闕白二條良實、前太政大臣西園寺實氏、左大臣一條實經、前右大臣洞院實雄等、和歌撰集の事を評定し、同年十二月に至り成りて奏覽に供ふ、續古今和歌集これなり。

同五年十月、上皇は、本殿に於て天台座主尊助法親王を戒師として御出家あらせられ、素覺と號し給ふ。翌年四月、東大寺に幸して御受戒あらせらる。しかも院の評定に臨みて、政務を祝給ふこと舊の如くなりしが、文永九年二月十七日崩じ給へり、寶算五十三にまします。御遺骨を淨金剛院に奉安す。法皇の院政は前後を通じて三十年の長きに亘れども、歎慮柔和にして御慈悲をさきとしたまひしかば、公家も武家も異心なく仰ざ奉り、風も波も立たず最も平和なる時代なりしが五代帝玉物語、崩御し給ふに及んで、御治世と御領に關する御遺詔より、終に皇統分立の端を開き、朝幕公武の間に永年の紛争を惹起することとなれり。

文永十一年正二十六日、龜山天皇は俄に皇位を皇太子に譲り給ふ。これを後宇多天皇と申す。天皇の寶算纔に八歳、上皇の御年時に二十六なりき。當時アジャ大陸に於ては、漠北より起りし蒙古民族の大膨張ありて、その國勢は終に歐亞に跨り、文永八年國號を元と稱し、その餘力はわが國に及び、文永弘安兩度の所謂蒙古襲來ありしかば、わが國は朝野僧俗を擧げて敵國降伏の熱禱に燃えざるべからざる秋なりき。弘安四年六月、天皇は宸翰を神功皇后の御陵外八陵に奉り給ひ、權大納言中御門經任を伊

勢神宮に遣されたり。上皇も深く軫念あらせられ、同月日吉、石清水の両社に宿禰あらせられ、宸筆の御書を八陵に進め給ひ、又般若經三十萬卷讀誦の御大願を發させ給ひき。この時上皇は、宸筆の御願文を神宮に奉られ、御身を以て國難に殉せんことを祈り給ひき。かくして閏七月一日の颶風に依りて、敵艦覆滅の捷報は同月七日、京都六波羅に達せしかば、朝幕等しく欣懐に満ちたりき。されば八月、上皇は御宿禰に賽し給はんがため、西大寺の叡尊（興正菩薩）に衆僧を率ゐて一切經を石清水八幡宮の社頭に轉讀せしめ給ひ、當日特に赦を行ひ、上皇も同宮に參籠し給ひき。叡尊は葉室定嗣の歸仰を得たる人にして、その關係にて屢々葉室淨住寺に往復し、終に上皇の御信任を篤くして龜山殿に度々伺ひ奉りしなり。正記^{感身覺}。葉室定嗣は後嵯峨上皇の院司に於て重なる一人にして、松尾村葉室に柄居を占めたりき。藏人藤原兼仲の日記（勘仲記）によれば、叡尊は弘安七年正月、宇治、賀茂、富家殿の綱代と共に松尾の綱代の破却せられんことを朝廷に請ふて許されしと。戦時中多く殺生を致したるに對して、放生を望みしが故なり。叡尊は俊乗房重源と共に鎌倉時代に於ける宗教的社會事業家の巨擘たりき。

弘安十年、上皇が洛東南禪寺の南に離宮（松本殿）を造りて、こゝに移り給ふまで、龜山殿は實に上皇の御仙居たりし處にして、敵凶降伏の御偉業を仰ぐ度毎に、龜山殿の名を忘るべからざるなり。

次いで弘安十年十一月、後宇多天皇は皇位を伏見天皇に譲りて上皇となり給ひしが、徳治二年七月、

龜山殿の如來壽量院に於て、僧正禪助を戒師として御出家あらせられたり。時に御年四十一、御法諱を空理と申す。後、金剛性と改められ、大覺寺に御堂を建てゝ御所となし給へり。これより法皇を大覺寺殿といふと共に、その御系統を大覺寺統と申し、伏見上皇の御系統たる持明院統と分ち奉る。後宇多法皇は大覺寺を中興し給ふと同時に、大覺寺統の本據を開き給ひしなり。

第一節 藤原定家の草庵

定家は藤原俊成の子にして、源通具、藤原家隆、雅經等と共に鎌倉時代に於ける和歌の名匠なり。正治のころ、既に嵯峨中院に草庵のありしことは、その日記明月記に見えたり。正治二年八月十六日の條。中院の地は清涼寺の西方に當り、現に南中院、北中院の小字を存す。世に定家卿山莊或ひは小倉山莊と稱すれども、定家自らは單に嵯峨草菴と呼べり。さゝやかなる柴の菴なりしなるべし。天福元年剃髪して、名を明靜と改め、仁治二年薨す、年八十、京極中納言の名を以て知らる。新古今和歌集、新勅撰和歌集の撰集に與りしのみならず、歌學の研鑽に力め詠歌大觀、秀和大體、萬時顯注密勘、毎月鈔等の著あり、家集を拾遺恩草といふ、嘗て天智天皇より當時の作者に至る一百人の和歌各々一首を撰し書して與ふ、世にこれを小倉山百人一首と謂ふ大日本史。

第三節 高雄の文覺と梅尾の明惠

文覺は俗姓遠藤盛遠、茂遠の子なり。十二にして加冠し次いで上西門院の北面となり、又院の武者

行所となる。十八歳の時、誤りて左衛門尉源渡の妻袈裟を殺し、道心頗に崩して出家遊歴し、苦修練行に力む。後京都に歸り、神護寺の衰頽を慨き、心にその再興を誓ひ普く勸進す。一日、後白河上皇の法住寺殿に詣り、奏請す。上皇方に群臣と宴飲して通するものなし。文覺大いに怒りて、檢非違使等を倒し、小刀を執りて安藤武者右宗の臂を刺す。朝廷これを捕へて伊豆に流さしむ。時に源賴朝も伊豆にあり。文覺源氏の崛起すべきことを説き、大いに賴朝を激勵し、急に福原に赴いて前右兵衛督藤原光能に就いて院宣を請ふて還り、賴朝に謂ひて曰く、公院宣を得んと欲せば先づ莊園を神護寺に置けど。依りて丹波播磨土佐の膏腴地十三所を永く寺田となさしめ、後院宣を出せり。賴朝こゝに於て意を決して兵を擧ぐ。その後、文覺は神護寺の再興に盡し寺運の挽回を事とせり。文覺の四十五箇條なるもの現に傳はる大日本史
本朝高僧傳。

高雄の神護寺が武士系統の文覺に依りて再興せられしと前後して、梅尾の高山寺は南都舊佛教の流れを酌みし明惠上人高辨によりて興されたり。

高辨は紀伊國有田郡の人にして、承安三年正月生る。幼にして出塵の志あり、九歳の時父母俱に死す。即ち高雄の文覺に授じて俱舍論を讀む旬日ならずして能く誦す。爾來益々業を勤む。醍醐寺實尊に密乗を、東大寺の景雅に華嚴を、尊印に悉曇章を學ぶ。十六歳の時、東大寺の戒壇に於て具足戒を稟く。十九歳の時小野の興然阿闍梨に両部の灌頂をうけ、梅尾山に止まり、後、紀伊白峯山に登りて修

行す。元久二年春、同志と共に支那より天竺に達せんとし、行旅の準備已に成りて疾のために果さす。建永元年十二月、後鳥羽上皇は勅して梅尾山を賜ひ、永く華嚴興隆の地となし、華嚴の教先づ高山を照す意によりて高山寺と號す。公武の信任を篤くし、北條泰時の如き屢々山に入りて政道を問へり。貞永元年正月十五日の夜、彌勒の像前に從て、門人に告げていはく、わが行期近しと。十九日の朝、廣く修學の法を説き、彌勒菩薩の名號を唱へながら右脇微笑して入寂す。年に世壽六十。

柿明惠上人傳記。明惠上人行狀。朝高僧傳、澁本元亨釋書、澁本

の外、平生吟む所の和歌の自撰集あり、題して遺心和歌集といふ。上人は釋迦在世の古を熱心に追慕するのみならず、多感の心情を以て人生と宗教とを味ひしことは、かの聖フランシスに髪髪たるものあり。上人の墓、現に高山寺にあり。高山寺を中心として練若臺、石水院、楞伽山、定心石、遺跡窟、三加禪、禪河院を以て上人の七處遺蹟となす。

度賀尾寺の名既に扶桑略記に見え、天台座主僧正尊意修法の道場とせるが故に、もと天台宗に屬する寺院なりしこと察せらるゝも、高辨はその道場を基として高山寺を興したるなり。今、纔かに建保の末の比、建てられしといふ石水院一字を留むるのみ。

第四節 松尾の延朗と慶政

延朗は但馬養父郡の人、源義家四世の孫なり、父は義信、朗生れて異質あり、頂き隆起して肉髻の

如し、目に重瞼あり、父母鍾愛してその名將とならんことを期す。然るに二親を失ふに及びて遁世の志を起し、十四歳の時、園城寺の永證に投じて天台を學び明年薙髪す。二十九歳にして天台の觀巖に從ひて、兩部の灌頂を受く。平治元年、源義朝、藤原信頼等亂を起すや（平治の亂）、延朗は源氏の出なるを以て平清盛のために捕へらんとす。延朗は夜竊かに遁れ去りて、各地を遊歴し遂に奥州松島の一廢寺に入りしが、安元二年京都に歸りて松尾の最福寺に遷る。即ち大池を穿ちて伽藍を興しきが、（太平記には奇樹怪石の池上には都卒の内院を移して四十九院の樓閣を並ぶといへり）源義經は丹波篠村莊を以てその衣鉢の資に充てたりと。承元二年正月十一日入寂、世壽七十九。遺骸を山西に葬る。元亨釋書本朝高僧傳

最福寺は一に谷堂と稱し寺址は松尾月讀社の南にあり、松尾社古圖にも、西方寺と結地社との中間に最福寺の名を標せり。往時の伽藍は今影を止めざれども、一字の小堂（延朗堂と呼ぶ）のあるありて延朗の坐像を安置せり。丈約三尺、木の上に布を張りて造りしものにして、所謂その異質の個性を表現して餘すところなし。延朗堂の側に存する丈約一尺七寸の棟石、さては華嚴寺に藏する幅約七寸八分の瓦（鎌倉時代の特徴を有す）は恐らくこの最福寺の遺物なるべし。現に村人相集りて毎月十二日に念佛講を營めるによりても、延朗の感化の偉大なることを偲ぶに足る。

延朗の弟子に勝月上人慶政あり。慶政も延朗と同じくもと園城寺の僧にして能舜に師事して經論を學ぶ三井續燈記。某年宋に入る、續古今和歌集に「慶政上人もろこしへたりける時つかはしける」といへ

る藤原家隆の歌を載す。歸朝の後、松尾に草庵を結び、切りに往生傳等の書寫に力む。安貞元年三月四日、多寶塔供養を行ひ百練、寛喜四年、樹尾の高辨寂するや、その一百ヶ日供養に當りて慶政導師を勤む。生前高辨とは交遊ありしが如し。某年、最福寺の西方山上に法華山寺を開く。世に峯堂と呼ぶものこれなり。延朗の墓所のために造るところといふ蓋蓋。弘長二年、この法華山寺に於て式乾門院(梨子内親王)の十三年忌に當り唐本一切經の供養を行へり風雅和。文永五年十月六日寂す、壽缺く歌集。慶政上人傳考。法華山寺は今退轉して、川岡村字下津林に移れり。桂、川岡等の平野部の諸村にありては、現に谷堂峰堂にありしと稱する佛像を多く傳へ、嘗て寺門の繁榮せしことを想はしむ。

第五節 湛空と二尊院

二尊院はもと齋然が承和年中に建立したる華臺寺の地なりと傳ふ二尊院。然るに鎌倉時代に入りて、車修念佛宗を唱道したる法然上人源空は、嘗てこの地に住し、三昧發得したりといふ。三昧發得記によれば、こは建久九年、六十六歳の時なり。後、正信上人湛空は二尊院の寺基を固めたり。湛空は左大臣藤原實能の孫に當り、法眼圓實の子なり。はじめ比叡山に登りて顯密の蘊奥を究めたりしが、年五十二にして源空に謁して圓頓戒を受け、専ら淨邦を欣求したり。偶々源空の土佐に配せらるゝや、湛空は隨ふて讃岐に至り、船窓にありて紙を以て源空の真容を造り歸りて二尊院に安置せり。建長五年五月疾を得、七月二十六日(一説二十七日、二十二日)念佛して寂す、壽七十八淨土傳燈錄、本。一言芳朝高僧傳等。

談に「正信上人の云、念佛宗は義なきを義とす」といへるはこの人なり。(一尊院なる空公上人行業碑
は即ち湛空の碑なり)。湛空の門下に睿燈、惠尋、信覺、覺空等あり、嵯峨門徒と稱す法水分流
なほ源空の流れを酌めるものに往生院の念佛房(念佛阿彌陀佛)あり。「承久二年、嵯峨の清涼寺(釋迦堂
記等)」
回祿の事侍しを、このひじり、知識をとなへて、程なく造營ををへ、翌年二月二十三日、供養をとげ
られき。かの西隣の往生院も、このひじりの草創なり。」と、法然上人行狀畫圖にいへり。念佛房は建
長二年十一月。九十五歳の長壽を得て寂せり。

法然上人によりて唱道せられし淨土宗の勢力の波及せしを説きしに因み、上人の門弟親鸞に創まり
し淨土真宗の關係事項を擧げおかん。親鸞の女覺信尼の孫に宗昭(覺如)あり。延元二年の春の頃、
西山久遠寺に居住せり(今、川岡村字川島に屬す。永祿十一年二月日、十一月廿八日及び元龜七月日
の久遠寺文書には河島寺といへり)存覺一期記。この年著はされし本願鈔及び改邪鈔は恐らくこの地に
於て撰述せられしなるべし(四箇別院沿革緣由)。次いでその翌年、宗昭の子從覺(慈俊)この地に於て末燈鈔を
轉寫せしことは、西山草局に於て筆を馳せ畢んぬといへるにて察せらる。正平六年正月十九日宗昭は
東山大谷本願寺に於て入寂せしかば、その墳を河島に營めり(存覺袖日記)。現に本派本願寺西山別院の中に
存するものこれなり。本願寺文書によれば弘安元年十月三日の澄海の讓狀に桂田の文字見えたり。こ
れ恐らく久遠寺の營まるゝ素地なるべし。ついで元弘二年六月十六日及び同三年六月十六日の護良親

王の御教書にははじめて明かに「本願寺并久遠寺可爲御祈禱所由事、先度已被仰下す」といへり。思ふに久遠寺は元弘以前、本願寺領地に建立せられし寺院なること疑ふべからず。要するに本郡に於ける真宗關係の史蹟はこれを以て最も古きものとなすべし。

第六節 清原頼業と車折神社

清原頼業は双岳山莊を營みし夏野の後裔にして、はじめ顯長と名く、大外記祐隆の子なり。大外記明經博士に補せられ特に勅して明法を兼ねしめ高倉天皇の侍讀たり。安元年中越中權守を兼ぬ。治承養和の頃諸國に源氏の擡頭するありて兵起る。内大臣平宗盛は計の出づるところを知らず、乃ち頼業に謀る。頼業いはく目下の急はすみやかに弊政を革むるに在りと。文治五年卒す、年八十。頼業は専ら儒教の研究に心を寄せ、禮記を讀むに當りては、直ちに本文に據りて解をなし、舊疏を取らざりき。

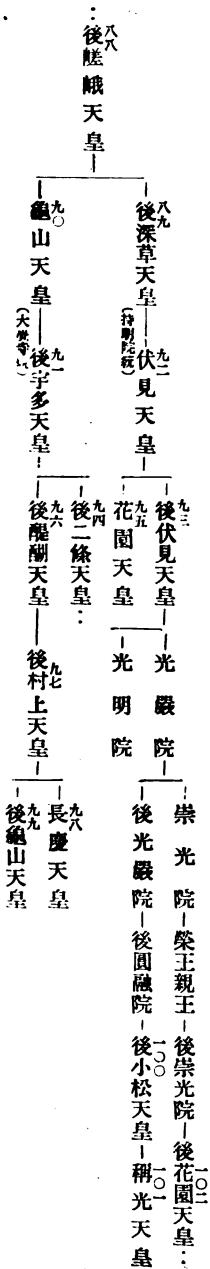
世に頼業宋の朱熹と時を同うし、朱註未だ傳はらざるに、その所見適々暗合し人以て奇となしたりといへども、なほ疑ふべき餘地あり。子孫祠を建てゝ頼業を祭る、(嵯峨村字下嵯峨)後嵯峨天皇號を賜ひて車折大明神といふ。人あり嘗て車に乗りてその社前を過ぎしに車忽ち折る、因りて名づくと相傳ふ大日。本史。都花月名所（寛政五年。秋里離島撰）に「狹少の地なれど鳥居より社頭に櫻數株あり」と、最近に至りて社運盛んとなれり。現に村社に列す。

第四章 南北朝室町時代

第一節 南北朝合一

泰西の史家が英國の薔薇戦争に准へて菊花戦争と稱するわが南北朝約六十年間の時代は、遠く承久の亂より蟠れる公武の對抗、更に換言すれば理想主義と現實主義との軋轢に外ならず。然るに吉野朝廷の柱石相次いで歿するに及び、南風遂に競はざる勢に至りしも、媾和は成立すべくして容易に成立せざりき。元中九年に至り足利義満は南北合體の條件の請文を、吉野なる後龜山天皇に捧げたり。近時、近衛公爵家より發見せられし文書によれば、義満の請文は同年（即ち北朝の明徳二年）十月（十一月とあれども十月の誤なるべし）十三日に出せしなり。終に天皇は御嘉納ありて十月二十八日吉野をいで給ひ、奈良を経て閏十月二日御入洛嵯峨の大覺寺に入御あらせられ、同月五日御讓國の儀式を以て三種の神器を後小松天皇に傳へ給へり。

この南北御合體に就きて公家側に於ては入道右大臣吉田宗房前内大臣、阿野實爲、武家側に於ては吉田兼熙等専らその斡旋に當り、大内義弘も亦神器歸座につきて奔走せり史林七。一。わが國史の上に於て重大問題の一なる南北朝の合體が本郡内に於て行はれしことは、本郡が國史の主流と密接に關係あることを雄辯に物語れるにあらずや。



第二節 兼好法師

吉田兼好は從四位右京大夫ト部宿禰兼名の長子、兼顯の三男なり。吉田に住したれば吉田兼好を以て知らる。壯にして後宇多天皇に仕へ左兵衛尉となりしが、正中元年天皇崩じて兼好は横川にて雍髪して僧となり、(時に四十二歳といふ兼好法師
佛記考證) 顕才を裏みて生涯を山水の風流に送れり。嘗て雙岡に無常所(葬所)を設け、傍に櫻を植ゑしめて

ちぎりおく花とならびの岡のへに哀れいくよの春をすぐさ

と詠へり。その草庵の遺蹟はもと岡の西籠にありしが、近世に至りて岡の東長泉寺に移し、といふ
志等名勝。暦應二年、伊賀守橘成忠の招により伊賀に赴き、國見山の麓田井庄に草庵を營み風月を友として、觀應元年一月十五日、年五十七を以て逝けり大日。本史。（但し若し正中元年四十二歳なりしこせば、六十
八歳ならざるべからず）。著はすところ徒然艸と家集とあり。逝去の日について異説あり、高野山西光

院の位牌及び法金剛院過去帳（諸寺過去帳下）には四月八日とす。伊賀國記には二月十五日となす。前者ならば佛生の日に當り、後者ならば佛涅槃の日に當る。多少疑ひなき能はず。兼好の兄は比叡山大僧正慈遍にして神風和記二卷の著あり、心を南朝に寄せたる人なり。

第三節 禅宗の流布

本郡に於ける寺院の造營を見るに、その第一期は平安朝にして、盛んに真言宗の寺院の建立ありしことは、前に述べたるが如し。而してその第二期は南北朝より室町戰國時代に亘る時期にして、禪宗寺院の建立の頻繁に行はれしを見るなり。今その主要なる寺院を左に列舉せん。

天龍寺は足利尊氏直義兄弟の開基せし寺院なり。延元四年八月、後醍醐天皇吉野に崩じ給ふや、尊氏直義はその報に接して恐惶措く能はず、報恩滅罪のために龜山殿を佛寺となして天皇の御冥福を祈り奉らんとして奏請せり、暦應二年十一月五日光嚴上皇院宣を賜ひ、夢窓疎石を開山とし給へり。即ち夢窓は入りて一山を管領し佛法の弘通を念じ、先帝の證果を祈り奉れり。同月十三日、靈龜山暦應資聖禪寺の號を賜ひ、翌々年の四月二十一日より造營に着手せり。然るに延暦寺側より年號を寺號に冠せしむるに就きて異論を唱へしかば、その紛議を避けんがために、興國二年七月二十二日、上皇は暦應資聖禪寺の號を改めて、天龍資聖禪寺と稱せしめ給へり。同年十一月二十三日、直義は夢窓と譏り、貿易船を元に遣して、造營の資を助けんとし大賈至本を綱司とせり（天龍紀年考略）。これ所謂天龍

寺船の權輿なり。かくして興國四年八月に佛殿落成し、翌年九月十六日上皇天龍寺に幸し給ふ。然るに落慶供養法會を行はんとするに當りて、比叡山衆徒の騒擾あり、これがために法會の執行に一時支障を來せしが、同六年八月二十九日に至りて落慶供養の式を舉げたり。勅使院使をはじめ尊氏直義これに臨み、翌日上皇の御幸ありて夢窓より法を聽き給へり。その後正平十三年、同二十年、文中一年、天授六年等に火災に罹りしが、再興の經營宜しきを得て大いに榮え、これより先興國三年十二月二十三日寺格を五山第二と定められしが、元中三年に至りて五山第一となり、鎌倉の建長寺に準じて二寺均等となれり。寺内の塔頭甚だ多き中に於て、多寶院は後醍醐天皇の塔所なり。

天龍寺船(天龍寺宋船或ひは約して宋船とも稱す)なる貿易船を派遣するにつきては、朝廷に於てもその議容易に纏まらざりしが、夢窓の勧めもありしかば、派遣することに決し、商賈の如何に拘らず現錢五千貫文を進納すること、せり天龍寺
造營記錄。この寺納錢が如何に竣工の期を早めたりしかば、天龍寺船の歸朝期後間もなく盛大なる供養を行ひ得たりしによりて、察すべし。

なほこれより先夢窓が元弘三年八月、開山となりし臨川寺あり、この寺はもと後醍醐天皇の第一皇子世良親王(河端宮とも稱す)の住み給ひし地にて、はじめ禪宗に御歸依ありて禪院を創め元翁を請せんとし給ひしも、その志を遂げずして薨じ給へり元德二年九月。ついで元翁も入寂せしかば、その遺命によりて夢窓は入りて堂舎を營むことなり、建武二年十一月十一日後醍醐天皇は改めて夢窓を臨川寺の開

山となし給へり、臨川寺三會院と稱す。延文二年、崇光院の御幸ありて、夢窓に宸翰を賜へり。親王の御墓はその域内にあり。風雅集に「太宰帥世良親王の一めぐりに臨川寺へ思ひ立つて」、欣子内親王の御歌を載せたり。

常ならぬ憂世のさがの野べの露消えにし跡を尋ねてぞとふ

夢窓は建治元年の生誕、はじめ眞言天台を學びしも、生死の問題を解かんには禪宗に依らざるべからざることを悟り、建仁寺に入りて無隱圓範に從ひ、後建長寺の高峰顯日（佛國國師）より衣鉢を傳へたり。建武二年十一月十一日、後醍醐天皇は夢窓國師の號を賜ひ、ついで光明、光嚴、後光嚴、後圓融、後花園、後土御門の御歴代よりそれゝゝ國師號を賜はり、七朝の國師と呼ばるゝに至れり。（この中はじめの三は、存生中に賜りし國師號なり）かくの如く夢窓は公武の榮譽を一身にあつめしが、南北朝の御和睦を謀り奉りつゝ、北朝觀應二年、年七十七を以て示寂せり。夢窓は又徒弟の教養に心を用ひ、僧俗合せて一萬三千四十五人の多數に上れり。就中、無極志玄（佛慈禪師）、春屋妙葩（特賜智覺普明國師）、青山慈永（佛觀禪師）、德叟周佐（宗猷達悟禪師）、大法大闡（佛範宗通禪師）、不遷法序（佛照慈明禪師）、觀中中諦（性真圓智禪師）、絕海中津（佛智廣照淨印翊聖國師）、碧漂周皎（宗鏡禪師）、龍湫周澤、義堂周信等はその最も有名なるものなり。

西芳寺は暦應二年、夢窓疎石を請して禪宗となし、こゝに中興したる寺院なるが、應永七年住持急

渓中菴の記せる西芳寺縁起によれば、創立は遠く聖德太子の時にありとなし、天平年中行基が畿内に四十九院を建てし時、まづこの地に伽藍を建立して西方寺と號せしといふ。後、空海の弟子真如親王もこゝに草庵を結びて住まれしことあり、建久の頃に至りて大いに頽廢したりしが中原師員は堂宇を再建して寺を西方穢土の二寺に分ち（穢土寺の名は地藏院文書にも見ゆ（應安七年十月二日十九日寄進状））、法然上人を請せしことあり。然るに疎石中興開山となり、西方の上に草冠を付けて西方精舍とせり。庭中池に臨みて無影樓、合同亭、湘南亭、潭北亭等の亭榭を設け、（これらの名稱は碧巖錄第十八則より出でたり）所謂足利時代様の林泉として最も優れたるものなり。中興當時のまゝには非ざるべきも、今、湘南亭のみ存してその構造に淡白なる趣味を發揮せり。現在庭園の面積は二町二反餘なれども、舊時は十九町八反に餘れりと、以てその規模の壯大なりしを窺ふに足る。尊氏等が屢々西芳寺に遊びて夢窓に參しことは夢窓國師御詠草に見ゆ。（圖版第十一—I・II）

征夷大將軍尊氏、西芳寺の花の下にて法談の後人々歌よみける時

心ある人のとひくるけふのみぞあたら櫻のとがをわするゝ

山陰にさく花までもこの春は世にのぞかなる色ぞみえける

この庭の花みるたびにうへをきし昔の人になさけをぞしる

喚く花はいまむかしのかたなるにわが身ばかりぞ老いかはりぬる

妙心寺は花園法皇が北朝康永元年正月二十九日に仁和寺花園御所跡を關山惠玄に賜ひしにはじまる。妙心寺。これよりさき法皇は大徳寺の宗峰妙超（大燈國師）を御信任ありしが、妙超寂するに臨みて後事を弟子の惠玄に託し、これ實にわが道體を得たるものと奏し奉れり。惠玄は美濃の人、はじめ鎌倉建長寺に留りしが、遙かに妙超の名聲を慕ひて京都に來り、大徳寺にありて參究怠らす、終にその付法の弟子となり、去りて美濃國加茂郡の山中に跡を暗ませり。法皇は特に惠玄を召し給ひ、再三辭したれども許されず、美濃の深山を出て、再び京都に來り、妙心寺の開山となるに至りしなり。而して法皇は別に花園に玉鳳院を築きて塔頭となし給ひ、仁和寺上庄地頭職を寄附して菩提料所となし給ふ。かくて法皇は常に玉鳳院に御し給ひ全く出家の行儀に從ひ給へり。法皇は北朝貞和三年七月二十九日、玉鳳院を惠玄に附屬し、翌四年十一月十一日崩御し給へり。蓋し妙心寺は宗風宣揚の道場にして、玉鳳院は法皇の塔頭なれば彼此混すべからざることは既に法皇の宸翰に「塔頭玉鳳院事、不混妙心寺、關山上人爲各別之沙汰、塔主可令門弟相續」とのたまへるにても明かなり。

北朝延文五年十二月十二日、惠玄は弟子宗彌授翁を召し、共に風水泉と名づくる井に到り、大樹の下に倚り立ちながら出世の法門を談じ、泊然として示寂せり。時に年八十四。（明治天皇は勅して無相大師と諡し給へり）。

長福寺は寺傳によれば仁安三年十二月、眞理比丘の草創したる天台宗の伽藍なるが暦應二年

正月
十三日

禪院に改め月林道皎（はじめ妙曉と稱す）を請して開山させり
（梅山。これ梅津の邑長藤原清景の歸依

遺事。

梅山。

深きに依るといふ。道皎は山城の人にして、中納言久我具房の子なり、十六歳の時薙髪してはじめは建長寺の高峰顯日（佛國國師）に從ひしが、高峰の寂するに及び、京都に來りて宗峰妙超（大燈國師）に謁し、禪法を究めたり。元亨のはじめ、師年二十九、海を渡りて明年元に入り金陵の保寧寺に吉林佛性に參じ、大いに名聲を博し文宗皇帝よりは佛慧智鑑大師の號を賜へり。元德二年歸朝し、法華山（法華山寺のありし地）に菴を結びて、妙峰庵と號す。後、大梅山長福寺に請せらるゝこととなり。花園法皇は大いに師を信じたまひ、詔して宮に入れ、時に寺に幸して法を問ひ給ふ（風雅集、長福寺文書）。觀應二年二月十三日病にかかり、二十五日寂す、壽五十九。遺骸を寺北の清涼院に葬りぬ。清涼院は師が、吉林の像を安置せし場所なり。北朝廷文一年三月十日、後光嚴院は普光大幢國師と謚したまへり。

今、長福寺に花園法皇の宸翰、宸影の筆を藏す。宸翰の一は左の如し。

兩日之儀感悅萬端、寂寥栖遲、多年之本意滿足、自愛無極候、昨日寺中歷覽感興多、事々筆墨難述、盡期面謁候也

（御花押）

これは北朝貞和二年十二月二十三日午刻大雨を冒して御幸あり、一夜御逗留し給ひて道皎と御法談あり、翌二十四日酉刻還御ありてその翌二十五日早朝師に賜ひしものなり（花園法皇記）。

地蔵院は周皎碧潭によりて開かる。碧潭は鎌倉北條氏の裔にして、幼時出家の後、仁和寺の禪助に從ひて密教を學ぶ。元弘の亂あるに際して、遁れて夢窓國師に投す。後醍醐天皇は嘗て碧潭を召して法を問ひ給ひしことありといふ。興國三年、夢窓國師の命によりて、西芳寺に住せしが、細川頼之は師のために地蔵院を建て、迎へんとせり。乃ち師は國師を以て開山とし、自ら第二世と稱せり。應安七年正月五日寂す、壽八十四、翌月後圓融院は宗鏡禪師と謚し給へり。

細川頼之は頼春の子にして、足利義滿の股肱の臣なり。人となり端正にして、讀書を好み詩歌を作らる。義滿の政治は巨細となく頼之より出でたり、元中九年頼之の病革りて卒するに及び、義滿大に驚きてこれを哭し親らその葬に臨み、柩を扶けてこれを送り自ら佛經を寫してその冥福を祈れり。頼之の法名を桂岩常久といひ、その室の法名を玉淵光真といふ。(圖版第十一II)

龍安寺は細川勝元(左京大夫持之の子)が、玄詔義天に請ひて創創したるものなり。この地もと徳大寺實能の山莊なりしを公有の時、勝元己れの食邑一所を割きてこれに易へしものにして、山城名勝志にその讓狀(長祿二年二月十日附)を掲ぐ。玄詔は土佐の人にして、尾張の瑞泉寺宗舜日峰(もと妙心寺の僧、後土御門天皇勅して禪源大濟禪師と謚せらる)によりて大悟徹底したり。偶々實德二年、勝元が大雲山龍安寺を開きて師を請せしかば、乃ち日峰を以て開山とし自ら第一世となれり。思ふに細川氏は世々南海四國を領するが故に、土佐の人たる玄詔を請せしならん。

長祿二年、妙心寺開山の百年忌に當るを以て、十月十二日龍安寺に於て大會齋を設く。亨德二年、玄詔は勅を奉じて大徳寺に住することありしが、後龍安寺に歸り、寛正六年三月十八日衆を集めて懇ろに誠め、靜かに入寂せり。壽七十。遺骸を寺の西北岡に葬る。宗深雪江はその嗣法たり。勝元はこれより先き文明五年五月、年四十四を以て卒せり、法名は宗實仁榮、龍安寺殿と稱す。勝元をはじめ、同夫人、同植國、同政元、同氏綱等の墓は寺域の内にあり。

龍安寺の殿堂は勝元の命によりて眞阿彌相阿彌その造營に當り、相阿彌の自筆に成る敷地圖を現に傳ふ。方丈の石庭は虎の兒渡しと稱し、庭中一樹一本を植ゑず、たゞ岩石十五個を布列するのみにて名あり。（但し造庭者について異説あり、妙心寺の無著の説によれば茶人宗和の排置する所といへり）

以上はその代表的寺院の創立について述べたるのみ。なほこの他に舉ぐべきもの渺からず、前述の中にも創立以後の變遷について説くべき事項あれども省略に從へり。

第四節 臨川寺版と僞良甫版

鎌倉時代の末より室町時代の末に至るまで主として京都五山の禪林に於て刊行せられし書籍を五山版と總稱す。當時支那との交通の頻繁なりし結果、かの地の空氣に最も多く觸れしものは禪林の僧徒にして、彼等の間には、佛典の研究のみならず文學儒學繪畫等に於ても卓越せるもの甚だ渺からざり

き。實に支那文化の傳播支持は禪林の僧徒を除いて他に望むべからざりしなり。五山版ははじめは宋元版後には明版の覆刻を企てしもの多く、應永前後を以てその最盛期となす。就中本郡に於ては天龍寺及び臨川寺の開基なる疎石（夢窓國師）及びその門弟妙葩の開版に係るものを擧ぐべく、臨川寺版の名早くより顯はる（近藤正齋著。〈天龍寺に於て開版せしものを含めて普通に臨川寺版と稱す。〉天龍寺及び臨川寺に於て開版せし主要なるものを列舉すれば左の如し。

一、天龍寺にて開版せるもの

夢窓國師語錄三卷

（貞治四年南朝正平
三十一年）

虎丘語錄二卷

（應安元年同
二十三年）

破庵語錄一卷

（同三年同
建德元年）

應安語錄三卷

（同上同）

光元語錄二卷

（同同
上同）

宗鏡錄二十五冊

（同四年同
二年）

一、臨川寺にて開版せるもの

佛果圓悟真覺禪師心要二卷

（曆應四年興國二年）

靈源和尚筆語一卷

（康永元年同
三年）

禪林類聚二十卷

(貞治六年正平二十二年)

南堂語錄四卷

(應安元年同二十三年)

了庵語錄三卷

(同上同)

洪覺範林間錄二卷

(康暦二年同天授六年)

金剛般若波羅密多經註解一卷 (同)

(同上同)

これらの開版に關しては支那彫工の參加せしもの渺からざりしが如く、たとへば前掲の宗鏡錄の卷末刻記には「江南陳孟榮刊刀」の七字見え洪覺範林間錄のそれには「督工普□誌」の五字あり。普□亦わが國人に非ざるべし。かくの如き支那彫工の中、最も名を得しものを愈良甫となす。甫は臨川寺版の出版を助けしのみならず、自らも亦私財を擲つて數種の書籍を刊行せり。甫の傳は明かならざれども、福建興化路莆田縣仁德里の人、明朝の學士にして相當の學殖ありしことは疑なかるべし。その開版に係るものを普通に博多版或ひは堺版と稱す。この名は一見刊所の名稱なるが如く考へらるれば、甫は嵯峨に住したればその解釋は當らす。博多或は堺の名は恐らく當時貿易上最も重要な關係を有するに因るか、若しくは甫の刊本が博多堺に於て開版せられしものと同一の版式なりしがだめなるべし。博多版(又は堺版)の主なるものを舉ぐれば左の如し。

月江語錄下集二冊

(應安三年南朝建德元年)

碧山堂集五卷

(同) 五年文中元年

李善注文選六十卷

(同) 七年三年

傳法正宗記十二卷

(至德元年元中元年)

新刊音辯唐柳先生文集

(嘉慶元年四年)

般若心經疏

(應永二年)

家註音辯昌黎先生文集

(刊年不詳)

春秋經傳集解

(刊年不詳)

右の如く刊年の明かなるもの、みに依りて見るも應安二年より應永二年に至る前後二十六年に亘りて印刻せしものにして、その勞その功亦没すべからず。

第五節 渡月橋

抑々渡月橋は承和年中、道昌の架せしにはじまる。平安朝の時代には法輪寺橋と稱せらる。蓋し對岸橋の袂に法輪寺あるが故なり。次いで夢窓國疎石の架橋あり。貞和元年天龍寺造營のありし後、架せられしものにして、當時既に道昌以來久しき年所を経て、全く廢絶に歸せしなるべし。然るに應仁元年の亂のためにこの橋も災厄を蒙りて焼かれしかば、文明十一年に至りて渡月橋再架の勧進をなせり。文は大錯の作りしものにして、今、天龍寺文書に收む。

王城西有山曰嵯峨河出于山間而注于其東者大井長橋臥其上名曰度月乃天下第一山天龍禪寺十境之甲者也丁亥歲（應仁元年）戎馬起洛賊兵略地至此佛宇僧廬燬而盡之而橋亦斷于茲矣（下略）

此疏在
真乘院文庫

重造度月橋勸進帳

此一卷在巧智院文庫

山城ノ國大井河ノ橋ハ本朝仁明天皇承和年中ニカケハシメシヨリ今文明十一己亥ニ至マテ凡六百四十餘年ナリ昔釋ノ道昌法師彼處ニヲイテ宴坐スル時ニ虛空藏菩薩衣袖ノ上ニ現シ玉ヘリ乃チ袖ヲ截テ菩薩ノ像ヲ裏ミ上テ建寺ヲ安像ス法輪寺是ナリ其比大井河水大ニ出ツ人皆渡コトアタハス道昌橋ヲカケク人ヲ渡ス人々流涕シテ曰ク不圖リキ今後行基菩薩ヲ見タテマツラントハ行基在々處々ニ路ヲツクリ橋ヲカケ攝州難波ノ橋其一ツナリ道昌ト行基ト相去コト八十六年夫橋ヲカクルハ八福田ノ中第一ノ福田也（中略）吾夢窓國師貞和元年ニ天龍寺ヲ建立シ玉フ遂ニ大井河ノ橋ヲ廣大ニカケ玉フ實ニ天下ノミモノナリ國師ト道昌ト相去コト五百八年其慈悲利濟ノ心ハ猶如一日ナリ自爾以來一百三十餘年隨テ廢スレハ隨テ修ス沒溺ノ患アルコトナシ去應仁丁亥ノ一亂ニ橋已斷ヘヌ重子テカクルニチカラナシ旅ヒ人里ト人ト是ヲ患ヘ是ヲナケク沙門某年己七十福力トモニカケタリト云ヘトモ是ヲ見ニ不忍シテ此橋カケントス（下略）

文明己亥四月廿日沙門大錯敬白

かくしてその後架橋の工を終へしならん。江戸時代に入りて大井河架橋に就きて法輪寺より天龍寺に送りし覺書あり。因みに掲げ置かん。(圖版第十一)

一大井川渡月橋之事天龍寺領内紛無之候處ニ虛空藏爲參詣以許容從法輪寺假橋掛申候洪水之節者從天龍寺餘力御加可希ニ候仍而爲後證如件

天和三亥年九月十九日

法 輪 寺 (黒印)(花押)

天龍寺役者中 (天龍寺文書)

第六節 城郭

應仁文明の亂後、所謂戰國時代の開展となりて、天下麻の如く亂れ群雄各地に割據して、自治自衛の發動を見たり。その自治の方面に於ては都市の發達あり、職業組合即ち座の組織の進歩あり、その自衛の方に於ては城郭の築造を見るべし。今、本郡内に於ける城郭を見るに格別規模の大なるを見す。殆んど一時の防禦のために設けしものに過ぎざれども、その一二三を擧げん。

嵐山城

山城名勝志に「當川絕頂有舊跡」といひ、多くの地誌亦この記事を引く。二水記(永正二年九月一日條)に、「其後右京大夫自丹波歸、不用政元之成敗、然間又香西爲追罰、山科江罷向間、香西嵯峨城へ引退」云々といへる嵯峨城は蓋し是か。右京大夫は細川政元にして、香西とは香西元長のこ

となり。後鑑（二五六九）に香西元長引「退嵯峨寺」といひて、『水記』の記事を引けるは、嵯峨城の誤なるべし。名所都島には「香西城、嵐山の上有、後柏原院永正四年六月、細川右京大夫政元の家臣香西又六逆心を企て政元の浴室にいますを殺せり、其後此山の上有城をかまへけるが、其年の七月三好筑前守長輝阿州より京に入、香西も洛に出てたゞかひしが矢にあたつてつるに死せり」といへり。

河 島 城

長亨年後畿内兵亂記に天文十一年十月五日上野立藩河島城を攻む。同六日大將軍に至りて討死すといへり。件の河島城は河島村の地にありしならんも、今詳かならず。

小 泉 城

西院村にあり、永祿五年、三好久助警固として西院の小泉城に在陣せしこと長亨年後畿内兵亂記に見ゆ。蓋し久助は三好長慶の一族なるべし。その後、松永久秀は三好黨と隙を生じ、永祿八年五月、數千騎を率ゐて京都に入り伴りて清水寺に詣すと稱し、十九日を以て急に二條第を襲ひ將軍足利義輝をして自殺せしむ。こゝに於て三好黨は憤怒し久秀を殺さんと欲して兵を起す。九年三好政康、長継、篠原長房等兵を率ゐて將に京都に入らんとす。久秀亦兵を率ゐて桂川に屯す。久秀の軍は能く防ぎて克つことを得たりといへども、三好黨等も亦固く備へたれば久秀京都を保つ能はず。足利季世記に六月二十四日、「松永方ノ城、山州齋院ノ小泉城ヲモ、三好方ヘ明渡シ」云々とあるは二川分流記亦同じこの時にして

小泉城は三好黨の有に歸したりき。その後、この城が如何なりしか史料を缺きて明かならず。山城名勝志には「土人云、西院村四條北側總土手西二町許有^レ畝、小泉城址也。少々壇形殘^ニ云々」といひ、名所都島には「小泉城、道場駿の東南にあり、應仁の亂後公方家權威おどろへしかば、譜代三十六人衆おほくうせて、わづかに細川松井小泉残れり。此城は小泉のかまへし跡也、細川松井の城は西岡に有といへども、今はその少々残りし壇の跡も留めず。小泉莊の名を纏かに、西院村春日神社の常夜燈に傳へたり。即ち左の如し。

春日社永代常夜燈

文化十四年丁丑五月 石工白川西右衛門

世話方 葛野郡小泉莊西院村中

第七節 禁裡供御人

室町時代の季世に至りて、梅ヶ畠村並びに中川村の村民が禁裏供御人となりて、京都御所の保護をうけしことは中川村及び梅ヶ畠両村役場所藏の文書に見えたり。小野郷村に於ても禁裏供御人たりしことを傳ふれども、文書焼失せしため、今明かに徵し難し。右両村の禁裏供御人に關する文書左の如し。

○中川村役場所藏文書

山城國葛野郡中河村

納 くろ木之事

合 世 足

右請取申如仰

永祿拾貳年八月十七日

高屋右京進

清久(花押)

中河樂所中

梅烟之内中河村供御人等諸商買東西南北關渡被相懸竹木人夫等事從往古一切免除之上者堅令相除諸
果役可令專 公役之由天氣所候也仍言上如件

天正元年九月二十三日

右中將(花押)

進上左大將殿

(包紙)進上左大將殿 右中將實彥

○梅ヶ畠村役場所藏文書

禁裏御料所右衛門府領域州梅烟供御人等中大嘗會大頭並五月五日菖蒲御輿以下依致調進諸商賣公事等從先規爲免除處於細河鄉號關役及違亂之族在之云々以外次第也早退其妨企商賣可專公役之旨被成奉書訖可被存知之由被仰出候也仍執達如件

永正十四 五月五日

貞兼(花押)

之秀(花押)

在京總代

堀川少志申城州梅烟供御人等東西諸商買材木柴以下諸公事關渡等事任綸旨度々御下知旨爲免除之先度被成奉書之處不及其沙汰內膳去五日申加總間安堵掠給奉書之段以不次第也所詮早退彼妨可全商買若猶爲同篇者於內膳者一段可有御成敗之由被仰出候也仍執達如件

天文二 七月十二日

盛秀(花押)

賴實(花押)

當鄉供御人中

以 上

今度者御供之儀被仰出候處無相違之段目出度候彌以如先々諸事可仰出候爲先規之筋目堅可令存知
候旨被仰候狀如件

十二月廿八日

菊亭宗弘

則(花押)

梅烟之内

一ノ瀬供御人中

梅烟供御人等東西諸商賣關渡以下并一切諸役事往古以來免除之處內膳及違亂云々以外之次第也所詮任數度綸旨退彼妨如先規可全諸商賣之由可令下知供御人等者

天氣如此悉之以狀

天文五年十一月十五日

左中將(花押)

堀川志館

公領梅烟供御人事 從先規諸役免除無紛之儀候條彌無別儀之様申沙汰候者尤可爲珍重候也恐々謹言

三月廿九日

(花押)

飯尾兵部丞殿

梅烟供御人等東西諸商買材木關渡以下事任先例被免除之上者彌可全商買之旨可被下知供御人中若違亂輩在之者可有御成敗之由所被仰下也仍執達如件

天文六年六月廿日

對馬守(花押)

左衛門尉(花押)

堀川志殿

梅畠供御人等諸商賣役事從先規一切免除之處今度號座主宮御領下代等相懸材木課役於路次押取者太以不可然所詮早退其妨彌可專公役之由可有下知給之由 天氣所候也仍言上如件恐々謹言

天文十一年七月三日

左中辨(花押)

進上右大將殿

梅畠供御人中東西諸商買材木柴木公事關渡人夫被相懸竹木等事帶綸旨并御下知御免除之上者任去天文九年御成敗旨彌不可有相違之由所被仰下也仍下知如件

永祿二年十月十八日

對馬守平朝臣(花押)

加賀前司三善朝臣(花押)

梅畠供御人等東西南北關渡諸商賣被相懸竹木人夫等事從往古一切免除之上者堅相除諸果役可令專公役之由天氣所候也仍言上如件

天正元年八月二十一日

右中將(花押)

進上 左大將殿

禁裏御料所梅畠供御人等申請酒商賣事爲角倉停止之旨相觸候條就歎申爲禁裏仰之通依致披露則頭人へ被仰出候由任上意如先規可商賣候段望申付候由御返事在之間其後傳奏へ可申之旨被仰出候被成其心得供御人等可被相觸候恐々謹言

八月七日

貞兼(花押)

堀河形前入道殿御宿所

第五章 安土桃山江戸時代

第一節 檢 地

所謂足利の季世は兵馬倥偬の時代にして、土地は戰塵に委せられて、無統一の状態に陥りしかば、海内を平定せんと欲するものは、先づ土地の整理に着目せざるべからず。畠眼なる織田信長は鞏固にして安全なる財源を地租に求めんとして、田制の改革を企てしも、未だその業を果さずして本能寺の朝の謀と共に逝きぬ。豊臣秀吉はこゝに於てか、田制の大改革を計畫し、天正より文祿に亘りて全國の検地を行ひ、土地の整理に力めたり。その着手は、天正十一年正月賤ヶ岳の戦のありし後、先づ近江國に於て行ひたるを嚆矢とす。而して同十三年の頃には、山城乙訓郡の邊にも及びたりしこと、離

宮八幡宮文書によりて從來知らるゝところなり。

本郡の檢地が何時着手せられ、何時完了せしかは、今日容易に決し難きも、檢地に關する記録文書を二三散見するが故に、本郡檢地の行はれしことは疑ふべからず。即ち京極村細野孝六氏の所藏に係る山城國郡村御檢地水帳引かへ（控）あり。郡村とは京極村宇郡にして、該檢地帳の表紙には、天正十七年十一月九日なる日附と高七百九拾五石八斗の石高とを記せり。なほ同時に記されし郡村なよせ帳引かへ（控）（天正十七年十一月日）ありて、参考に資するを得。次に松尾神社の所藏の記錄中に、松尾社領御檢地帳（寫）あり。是亦天正十七歲十二月五日の日附ありて、石高は合參百七拾壹石七斗貳升毛利民部太輔在御判、松尾社務三位殿參と署名宛名あり。なほ花園村龍安寺の所藏に係る山城國龍安寺前水帳あり。同じく天正拾七年十二月十一日の日附ありて、京極村及び松尾神社と同年に檢地の行はれしことを知らしむ。該帳には都合貳百七拾參石、一柳右近太夫と石高と檢地當事者の署名とあり。この他、前引細野氏所藏文書の慶長四年十二月二十日の日附あるものに「太閤様御代に天正拾九年之とし
數御檢地御座候」云々といふ語見ゆれば、田地整理の翌々年竹林の檢地をも行ひしことを徵すべし。これによりて本郡に於ける檢地の一斑を窺ふを得。

なほ右に關聯したるものに梅ヶ畠村楨尾西明寺の所藏に係る中川村田畠名寄帳あり、これは慶長六年八月吉日の日附ありて秀吉薨後三年に屬す。これによりて當村に於ける中川村の石高を見るに、都

合三拾五石四斗七升五合六勺五才ありて、内四斗一升は宗蓮寺寄進分、五斗は八幡御神樂錢、五斗は政所様、三石は傳内様の取分なりといへり。

次に秀吉の檢地を述べしに因み、秀吉の一韻事を記し置かん。

天正十六年三月二十四日、豊太閤は群將を率ゐて蒼雲山に狩獵を行ひ、途上龍安寺方丈庭前の絲櫻を見る。花未だ開かず、春雪片々たり。秀吉自ら和歌を作り、群將亦これに和す。

時ならぬさくらの枝にふる雪ははなをゝそしとさそひきぬらん（豐臣）秀吉

折しもあれ君がこと葉にかゝりつゝさくらが枝にふれるしら雪 雅言

やまざくらさかぬ木すゑも御狩ばの雪をこと葉の花を見る哉 三松

時つかせ君がみかりをあふぎてやはななき比のえだの白雪（蒲生）氏鄉

みかり野にふるしら雪ははなにして猶そでさむみはる風の吹（前田）利家

まちかぬるさくらがもとにたちそへばはなのじごくにふれるしら雪 正親

莫謂春寒花較遲 枝頭殘雪又絲來 寬仁大度屢停駕 幸興共忘夕日移（龍安寺）伯蒲（龍安寺文書）

かの慶長三年三月の醍醐の花見に先立つこと正に十一年、彼が秀吉の最後を飾る絢爛なる大團圓なるに對し、これは文祿の役の前に屬し大鷦の翼今や萬里の外に伸びんとし、春花爛漫の美はなけれども映發の機既に熟しつゝある時なり。春雪霏々たる中に蕾なは固き絲櫻を仰ぐ雄姿を想へ。龍安寺方

丈庭前の一駒の亦興趣盡きざるをおぼゆるなり。

第二節 桂御別業と桂の渡船

桂御別業又は桂山莊と呼ばれし別墅は、天正の末年、豊臣秀吉が正親町天皇の皇子陽光院の第六子、一品式部卿智仁親王を猶子とし八條殿と申し、親王のために營みしものにして、後、寛永年間に及び徳川氏は八條殿第二世「品中務卿智忠親王のために、小堀遠江守政一に命じて修築を加へたり。爾來八條殿の殿領となりて、現在に於ては離宮となれるなり。入口には御幸道、御幸御門と稱するものあり、これ後水尾天皇ならびに東福門院の屢々行幸啓ありしによりて設けられしものなりといふ。

この御別業は桂川の西畔にありて方約二町、周囲は竹林に包まれ、林泉を壇中に集めし幽邃なる別天地の趣を呈すれども、一部竹林の缺けし處ありて(笑意軒附近)、野外の景色を見るに便ならしめたり。これ農民耕作の業を高貴の尊覽に供せんがためなりといふ。苑内には古書院、御幸殿をはじめとして、林泉の中に亭榭七、架橋十六、燈籠二十五、洗鉢八ありて、自然の風趣を利用して人工の美を盡さざるなしと稱せらる。この地は平安朝以來嵯峨と相ならびて、幾多山莊別業の設けらるゝあり、詩に歌に詠はれたりしが、桂離宮こそその名苑として今なほ殘るところなれ、山城名勝志。國華三三八、三四〇參看。

次に江戸時代に於ける西國街道の桂川渡船について一言せん。元和二年三月、京都所司代板倉伊賀守は桂川渡船の船頭と通行者との喧嘩口論を制せり。桂村小寺氏所藏の制札寫左の如し。

當所のわたし船頭と往還之者と口論いたすにおゐては曲事たるべし若狼藉者在之者急度奉行所へ召連可參及異儀者其所ニ留置注進可申者也

元和貳年三月 日

伊賀守

桂河渡船に關する史料は今日散佚して存するもの僅少なれども、次に明和六年及び亨保四年の文書を掲げ置かん。

(前缺) 思召唯依之渡舟之儀尤古來より支配仕候得共若以來御益節申立渡舟支配之儀何方より願出候共依右一切不被及御沙汰候條令安堵渡舟之儀者其村永々全可爲支配候仍而後證如件

明和六己丑年二日

京極宮評定所

城州葛野郡下桂村中今堂

庄屋年寄惣百姓

一、古來は三月廿一日より夏中船渡を引十月猪子より渡船出し申候折節盡之内は子供様差出し船渡仕候夜は舟渡し不仕候由御座候事

一、五味藤九郎様御代御尋ニ付御制札之寫并書付差上申候則御節之書付寫御座候ニ付則別紙之寫奉

差上候事

一、古來は右之通御座候得共段々瀬違候而只今川筋も深く罷成往來多く御座候處船二艘拵置晝夜二不限番所差置往來之者不自由ニ無之様仕候然共船錢之義者一人に參錢づゝ牛馬一疋に六錢づゝより多くは一切取不申候

且又當村より西丹波境村々十一ヶ村より爲船渡料一ヶ年米高都合十九石餘從古來于今取來り船修覆入用并水主共雜用ニ仕候右申候通少茂相違無御座候事 以上

享保四年春九月二十四日

城州葛野郡下桂村

庄屋 勘之助

同 市左衛門

年寄 太兵衛

御奉行様

なほ「一、右船之義御本所八條様下桂村御朱印之内ニ書載申候間船役錢二十二貫宛ヲ毎年七月十二月兩度差上申候」と記せり。

第三節 角倉了以

了以は醫吉田宗桂の子なり。天文二十三年を以て生る、了以名は光好、小字は與七、後了以と改む
一に玄叟と號す。角倉（一に藏に作る）氏は、その先近江源氏佐々木氏より出づ。高綱の弟嚴秀、六
郎法橋と稱し、邑を近江吉田に受く、因りて本姓を吉田氏と稱す。嚴秀九世の孫徳春、仁庵と號し醫
術を善くし、足利義滿義時に仕へ法印に叙せらる。晩年、下嵯峨の角倉に閑居してより、世々角倉を
以てその氏とす。了以、父祖の業を繼ぐを以て屑とせず、文祿元年、豊臣秀吉の朱印狀を得て安南に
赴き、貿易の利を占めたり。次いで慶長八年、徳川家康の令によりて再び安南に通商す。異國朱印帳
には慶長九年八月二十六日、東京への朱印狀を載せたり。爾來、寛永十三年、幕府が朱印船の渡航を
禁するに至るまで、屢々安南に通商せり。了以の子與一亦父を助けて通商の事に當れり。了以は通商
貿易に從ひしのみならず、又土木を好み大いに工役を起したる人なり。慶長九年、美作和計川（今の
倉敷川）にゆき、帆船を見ておもへらく凡そ百川皆以て船を通すべしと。乃ち嵯峨に歸り大堰川を溯
りて保津の谿谷を踏査し、湍石多しといへどもなほ舟を行ふべしと謂ひ、翌十年その子與一を江戸に
遣して幕府に請はしむ。將軍秀忠令していはく、古より未だ舟を通せざるところ今これを開通せんと
欲す。これ山城丹波二國の民の幸なり。宜しくこれを爲すべしと。了以大いに喜び、十一年三月を以
て工を起せり。水面にある所の大石は轆轤索を以てこれを牽き、石の水中にあるは櫓をその上に構へ、

鐵棒の銳頭三尺周ニ二尺柄の長さ一丈許なるを以て繩をかけ、數十人をして挽いてこれを投下せしむ。

石悉く碎散す。或ひは火薬を用ひてこれを碎く。かくの如くにして漂流を平準し、八月に及んで功を終る。丹波船井郡世木村より、八木保津を経て嵯峨に至るまで舟供はじめて通じ穀物材木の類多く運送せらるゝことなれり。

その後了以は富士川、天龍川を開疏し、京都高瀬川を開鑿し、終に琵琶湖疏水の計畫をなしその實行を期しつゝ慶長十九年七月十二日、年六十一を以て逝けり。これより前、同年了以は大悲閣を營み、疾篤に及び遺命して木像を作り、閣上に置き巨綱を捲きて座となし犁を以て杖となさんことを囑す。乃ち與一は遺命を守り、寛永七年、木像を作り、林羅山に請ひて碑文の撰を得、これを閣前に建てたり。今この像に對ふに、意志の堅固なる風貌に宛ら接するが如し。

第四節 嵯峨本（角倉本）

豊臣秀吉の朝鮮役後、わが凱旋の諸將が朝鮮より銅製の活字を齎してより、わが勅版に官版に將又私版に朝鮮系統に屬する活字の盛んに用ひらるゝを見たり。その中に於て國文の書の刊行を企てたる先驅者に角倉了以光昌父子と本阿彌光悦とあり。而して本郡に關係あるは角倉父子にしてその刊行に係る書籍を總稱して嵯峨本又は角倉本といふ。その主要なるものとして、伊勢物語二冊、伊勢物語肖聞抄三冊、徒然草二冊、源平物語五十四冊、平家物語十二冊、撰時抄四冊、保元物語三冊、平治物語

三冊、古今和歌集三冊、百人一首一冊、歌仙一冊等を擧ぐべし。その最も早く刊行せられしは伊勢物語にして慶長十三年の開版なり。この書一たび出でゝわが近世の印刷界に一新紀元を開きしことは、從來の漢文専用の書籍に對して平假名を用ひし點と本文中に日本畫を挿入せし點とに於て認めらる、因みに伊勢物語の奥書左の如し。（圖版第六II・III）

伊勢物語新刊就余需妙校抑京極黃門一本之奥書云此物語之根源古人之説々不同云々如今以天福年所被與孫女本正之然而猶恐有訂校之遺缺也更圖畫卷中之趣分以爲上下是雖不足動好女人情聊爲乞悅稚童眼目而已

慶長戊甲（十三）仲夏上浣

也 足 曜（花押）

了以の子與一、諱は立之、字は子元、雍髮して三蘇庵と稱す。若年豪膽を誇り、屢々危險を侵して死地に陥りしこと三度なりしも、幸ひに生を得たるを以てこの號あり、後百事素に歸すと悟り素庵と改めしといふ。なほこの他に貞順の號あり。元龜二年六月五日生る。若年の頃より父の偉業を助け、

海外貿易並びに開墾水利に携れり。彼は唐床の詩文に通せしのみならず、和歌を吟じて心を遣り、書道を本阿彌光悦に習ひ、光悦、昭乘と共に都下の三筆と稱せらる。天正十六年、十八歳の時相國寺に往き、藤原惺窓に謁し、慶長九年始めて羅山に會す。晩年は文筆の間に餘生を送り、藏書數千巻、清涼寺の西隣に卜居す。寛永八年春、地を嵐山の麓に相して讀書堂を作り門人と優遊す。九年六月廿二

日卒す、年六十三。著はす所期遠集と百家選とあり。身一個の商人にして、文學を好み、書籍の刊行を企て大いに文運を啓發したる功績は永く没すべからざるなり。

第五節 切支丹禁制

足利季世に傳來したる基督教は一時滔々として國內に流布したりしが、秀吉は大いに考ふるところありて天正十五年六月十九日、禁令五ヶ條を發して「邪法」を停止せしより、基督教の勢力はこゝに一頓挫を來せり。徳川家康秀忠も秀吉に次いで基督教の政策を執りしが、家光將軍となるに及びて、寛永十四年十月九州の一角に切支丹一揆（島原の亂）起り、翌年二月亂平ぐと雖も、爾來幕府は基督教を嚴重に取締る方針を執り、切支丹奉行を設け（寶永以後、切支丹役と改稱す）、同年基督教を勵行せんがために、全國に高札を立て、賞金をかけ、その檢舉に力めたり。今、本郡に於ける基督教關係の史料を擧ぐれば左の如し。

覺

一律天連の訴人 銀二百枚

一いるまんの訴人 同 百枚

一きりしたん門徒の訴人 同 五十枚又は三十枚訴人によるべし

右訴人いたし候輩者たゞひ同宗門たりといふとも宗旨をころひ申出るにをひては其科迄ゆるし御褒

美として女出付被下候也町中并寺社諸門前在所等尙々無油斷穿鑿仕少成共不儀者於在之は申上公儀之御奉行ニ可仕候 以上

寛永十五寅十月一日

周防

龍安寺役者中

以上

一筆申入候吉利支丹御法度之儀常々堅穿鑿可申付之旨被仰出候間寺中無御油斷御穿鑿可然候訴人ニ

被出候者御褒美之書付別紙ニ進之候間可被得其意候恐々謹言

十月一日

板倉周防守

士宗（花押）

龍安寺

以上

一筆申入候吉利支丹宗旨無斷絶御改ニ候へ共彌在々所々穿鑿右宗旨之者於有之候ハ訴人罷出次第御

褒美可被下□候ん御書付□間寫進候不及申御所丹波之内御寺領分無油斷可被申候恐々謹言

寅十月三日

五味全右門（黒印）

龍安寺

右は何れも島原の亂の平ぎし寛永十五年のものなるべし。十月二日添書と共に禁制覺を送り、翌日又念のために寺の門前はいふに及ばず丹波國に於ける寺領も同様たるべきことを告げしなるべし。

なほ鎮國政策樹立の後、禁教を益々嚴にして法度の勵行ありしについては左の文書を舉ぐべし。
一今度吉利支丹宗旨御吟味ニ付當院門前境内并寺内遂吟味候處ニ御法度之吉利支丹宗無御座候則證文被取置候若少にても疑惑者御座候ハゞ早速自當院御斷可申入候仍爲後證如件

天和元年辛酉十一月四日

延慶院

道充(黒印)

天龍寺役者中

こは五代將軍綱吉の時代のものにして、同じく天龍寺役者衆中、又は役者禪師宛として、同年十一月五日の西芳寺より出せるもの、同六日招慶院より出せるもの、同七日瑞應院、正圓庵、鹿王院連署にて出せるもの、同日龍濟軒より出せるもの、翌年霜月二十六日清涼寺、地藏院より出せるもの等何れも天龍寺文書に見ゆ。これによりて主として寺院がその取締に當りしことも知らるべし。

因みに妙心寺春光院に傳來する南蠻寺所用の鐘について一言せん。右の鐘には 1577 とありて、即ちわが天正五年西洋に(葡萄牙)於て鑄造せられしを輸入したるものなるべし。この鐘は古くより

春光院に傳ふるに非すして、幕末嘉永七年に他より譲り受けしことは、左の文書によりて證すべし。
 半鐘之事朝鮮傳來也成就院先代澄傳僧正者仙台龍寶寺與同院再興之中興也此僧正之時朝鮮佛准胝觀音與此半鐘與隨身所持也其後般若寺に懸來也イスハヤト云文字無相違元來龍寶寺與薩摩國與寄來物ト云爲不審書與了

嘉永七寅年十一月

龍華定院

前大僧正（花押）

春光院禪主席

國論沸騰の時に當りて朝鮮傳來の鐘と稱して譲受ありしことは、今日よりしては隔世の感無くんばあらざるなり。

第六節 去來の落柿舎

去來は芭蕉門下の十哲にして、俳人を以て聞ゆ。姓は白井平次郎大夫といひ、名は兼時又は義焉、落柿舎と號す。兄は醫を以て名あり肥前の人、兄と共に京都に出で、飛鳥井家に仕へ、洛東聖護院の邊に住す。草庵を嵯峨小倉山の麓に營む。菊亭内大臣、落柿舎の二字を賜ふ。寶永元年九月十日、五十四歳を以て歿す、著に去來抄あり併林、小傳。今、二尊院の前に小さき墓石を立てゝ墳のしるしとせり。元祿四年四月十八日、松尾芭蕉この落柿舎に遊び、留ること半月に及ぶ。嵯峨日記は即ちその滞留

中の日記にして、貧賤を忘れて清閑をたのしみし雅趣を記せり。その末尾にいはく

(五月)四日、宵に寝ざりける草臥に終日臥す。晝より雨降り止む。明日は落柿舎を出でんに、名残をしかりければ、奥の一間々を見めぐりて

さみだれや色紙へぎたる壁の跡

第七節 石高と戸數

本郡の土地制度の沿革については、徵すべき史料の貧弱といふよりは寧ろ缺乏に近きのみならず、殆んど全部公家領と寺社領とにして、他の地方に於て見るが如き變化に富まざるなり。今、元祿二年、孤松子なる人の編纂せる京羽二重織留に現はるゝところによりて、石高と戸數とを概観せんに、本郡の村數合して六十八村にて秋米三萬四千九百六十八石九斗二升ありしがいふ。(雍州府志亦これに同じ)今その細別を見れば

太秦村の廣袤は東西五町二十間、南北六町三十九間ありて、家數は百七十三軒、外に寺十ヶ寺あり、石高は千八百七十二石餘、その内譯は左の如し。

一千石

堂上方領

六百石

廣隆寺領

百七十二石餘

大徳寺領

百石

高臺寺領

次に桂村に屬するものとしては、下桂村は「東西六町二十間、外にかつら川あり、南北十二町半」にて、家數は百二軒、石高は一千百三十一石餘、總て堂上方の御領なり。上桂村は「かつら川の幅一町、十間」を省いて、東西七町四十間、南北九町八間ありて、家數は五十八軒、外に寺四ヶ寺あり、石高は八百四十四石二斗六升なり。内七百五十石餘は、堂上方の領、九十四石餘については石高を掲ぐるのみにて所領について記さす。

次に松尾村については、家數四十六軒あり、内四十二軒は百姓在家、三軒は社家、一軒は延朗聖人の堂(現存す)なり。石高は二百九十八石四斗六合八勺、その内譯は左の如し。

二百石二斗二升

松尾社領

八十石九斗八升餘

堂上方領

十七石一斗餘

相國寺領

この他、今日松尾村に屬するものに谷村萬石村西芳寺の記事あり。谷村萬石村には家數六十七軒あり。内五十五軒は百姓在家、七軒は社家、五軒は草庵なり。石高は二百九十五石九斗六升六合にてその内譯は左の如し。

二百六十五石七斗八升

松尾神領

百十二石餘

堂上方領

十二石四斗九升餘

相國寺領

西芳寺は寺地東西百八間、南北四十七間にて、門前家數は八、寺領六十七石五斗八升なり、「但鑿鐵天龍寺御朱印の内なり」といへり。

次に梅津村については、東梅津村は東西十四町南北六町十五間、戸數十軒は「梅宮役人の家」七軒は草庵惣堂なり、石高は一千二百五十八石七斗餘にて、その内譯は左の如し。

六百七十七石七斗餘

堂上方領

三百十四石五斗八升餘

長福寺領

二百六十六石四斗餘

南禪寺領

三十三石四斗餘

荒 地

西梅津村は東西四町四十七間、南北六町にて、家數は二十七軒あり、内九軒は社家、一軒は寺、外に惣堂一ヶ所あり、(残十六軒は他の例より推せば百姓在家にてもやあらん)。石高は二百八十六石五斗七升九合にて、その内譯は左の如し。

百六十八石

堂上方領

五十石

梅宮神領

三十六石四斗餘

長福寺領

三十二石餘

南禪寺領

四十石

桂川筋堤荒地

次に嵯峨村の中、上嵯峨村は東西四町十間、南北四町半十三間(四十三間の意か)家軒は四十一軒、
四ヶ所あり。石高は一千九百六十三石餘にて、その内譯は左の如し。

一千三石

大覺寺領

三百二十八石九斗餘

天龍寺領

二百七十七石七斗五升餘

堂上方領

百十二石三斗餘

二尊院領

九十七石

清涼寺領

七十五石

蓮花清淨寺領

六十九石五斗餘

仁和寺領

下嵯峨村は東西十町四十間、南北八町にて、家數は四十一軒、石高は四百十九石六斗九升六合

り、その内譯は左の如し。

二百十四石三斗餘

天龍寺領

百三十六石二斗餘

堂上方領

三十四石六斗二升

八幡領

三十三石六斗餘

仁和寺領

八斗四升七合

二尊院領

次に花園村にては妙心寺が境内四方にて、家數は百六十九軒、石高四百九十石はすべて同寺領なり。御室即ち仁和寺は門前東西三町十七間、南北二町十間にて、家數は九十軒、外に寺一ヶ寺あり、石高は八百八十石七斗餘にてその内譯左の如し。

六百四石餘

仁和寺領

百十八石四斗八升餘

堂上方領

百四石

妙心寺領

十八石八斗餘

法金剛院領

三十五石三斗餘

(所領の記事を闕く)

次に梅ヶ畠村については、平岡村のみを擧げたるが、該村は東西一町十三間、南北三町三十五間にて家數は九十三軒と外に寺九ヶ寺とあり。石高は二百二石三斗七升餘にして、その内譯は左の如し。

百四十六石九斗餘

高雄山領

三十石七斗八升餘

菩提院領

二十四石六斗六升餘

林春齋領

就中、林春齋の封祿を擧げたるは注目すべし。

右の如くにして、西院、京極、川岡、小野郷、中川の五村については記事を闕けるのみならず、その擧げしものゝ中にも一部分に止まるものありて、本郡全般に亘る石高と戸数とを網羅せざるは惜むべし。然りといへども、これによりて全貌を窺ふ一資料に供せられざるには非ざるなり。

なほ以上の記事を補ふべきものゝ中管見に入りしものを次に擧ぐべし。

小野郷村は光格天皇の頃より仙洞御所領となれり。その石高は

百十八石八斗二升三合

上 村

六十四石五斗七升四合

下 村

百七十八石七升八合

東河内

百六十七石一斗七升四合

中 村

百五十八石八斗八升

西河内

六十一石一斗四升八合

杉 坂

百十石二斗二升四合

眞 弓

なりといへり。

又桂村役場に於て調査したる維新前地方民政制度調査書（明治四十五年）によれば石高千百二十一石七升三合とありて前に織留によりて掲げしものとよく一致せり。又川岡村にて調査したものによれば（明治十五年）、

川島村

四十六石七斗九升

禁裏御料

四百六石二斗七升

仙洞御料

五百三十七石七斗

鷹司家

百八十石

竹屋家

五十九石三斗五升五合

金藏寺

五十石

法輪寺

二十五石

八幡橋本坊

岡村

四百四石五斗六升三合

知恩院領

七十二石一斗五升七合

岩倉殿

九十六石三斗六升一合

樋口殿

二十五石八斗一升

清水谷殿

五石五斗二升

川鱗殿

二石一斗九升

西大路殿

下津林村

二百五十三石

日野家

百四十九石六斗一升

廣橋家

百石

武田慶安

百五十石

禁裏御料

六十石四斗

徳大寺家

七石一斗五升

極 薦

牛ヶ瀬村

二十五石

妙法院宮

なりといへり。

而して明治維新の後、廢藩の當時に於ける本郡の總石高左の如しといふ。

禁 裏 御 料

千三百五十石一斗九升四合

法 皇 御 料

八百九十八石一斗九合

御 門 跡 方

三千七百九十九石八斗六升

親 王 諸 公 家 方

一萬千二百六十二石九斗七升三合一勺五才

地 方 役 人 樂 人 方

七百二十四石一升六勺五才

神 社 領

千二百九十八石一升二合七勺

寺 領

一萬九十七石九斗三升三合五才

醫 師 大 工 町 人 知 行

七百十九石六斗九升九合

雜 職 中 知 行

百二十三石二斗四合

御 料 蟲 左 兵 衛 御 代 官 所

二千二百九十二石四斗五升二合

計 三 萬 二 千 五 百 六 十 七 石 三 斗 四 升 七 合 五 勺 五 才

第八節 年中行事

京羽二重織留には、なほ四季行事の一項を設けたり。その中より本郡に關するものを摘錄し、元

時代に於ける農村の平和氣分を窺ふと共に、現に行はるゝ年中行事の古き由來を窺ふ料とせん。

○正月

元日 仁和寺 牛王加持 夜に入る

七日 今日より十六日迄嵯峨 念佛はじまる

十五日 嵯峨清涼寺釋迦開帳

二十二日 太秦聖德太子堂法事

二十四日 川島まつり

二十六日 下津林 神事能

二十八日 西の岡牛が瀬祭能あり

○二月

十五日 嵯峨清涼寺 柱たいまつ

二十一日 太秦廣隆寺聖德太子會式

○三月

初卯 松尾 明神御出

初卯より未 七日の間松尾御旅所に法樂の能あり

九日 水尾まつり

嵯峨大念佛始

十九日 麓峨釋迦御身ぬぐひ

二十一日 仁和寺 弘法大師御影供

高雄神護寺御影供 此日女人參詣す

○四月

初 西 松尾祭、梅宮まつり、太秦まつり
初 亥 麓峨祭

○五月

九 日 淸原寺釋迦開帳

○六月

三 日 高尾虫拂 今日より九日迄
中 旬 仁和虫拂 靈寶出る日不定

十四日 松尾 神事能

二十三日 松尾 神事能 三番

二十四日 あたご山千日まわり、松尾神事能 五番

○七月

七 日 天龍寺虫拂

二十日 今明日 高尾山の衆僧、文覺上人の木像の前にて陀羅尼を讀誦す

二十一日 高尾文覺上人忌

二十四日 六地藏まわり 付所々地藏詣(本郡にては西院、常盤、下桂の地藏名高し)

○八月

十五日 廣澤の北 烟村祭、高尾青龍權現祭

二十二日 太秦聖德太子開帳并會式

○九月

二日、六日 鳴瀧福王子大明神祭

十二日 太秦牛祭、夜に入

三十日 夢窓國師忌 天龍寺等

○十月

高雄山紅葉見付地藏土器投

十一日 松尾神前八講、今日より十五日まで三井寺より勤む

十二日 今明両日 梅尾虫供養

十五日 嬬峨鹿王院舍利會、兆殿司筆二十八祖畫像を掛く。松尾舍利開帳

二十日 天龍寺佛國々師忌

○十一月

十一日 妙心寺花園院御忌

二十四日 あたび天台大師講

○十二月

一日 太秦 佛名會

十二日 妙心寺開山忌

十九日 今日より二十一日江横尾佛名會

二十日 嬬峨釋迦堂煤拂并開帳

かくの如くして一年は平和に暮れ、更に平和なる新年を迎へしなり。なほ江戸時代以後について述べべきなれども、本郡史編纂期間中に恰好なる史料を得ざりしがために極概要を摘要することゝせん。

明治元年、京都府の所轄に屬し、同一年三月各領の稱號を廢し役名を戸長と改稱せり。同五年七月區制の設定行はれて區長を置き、同十二年三月區制を廢して組を設け、組戸長を置けり、同十四年十一月更に組制を廢し、各村戸長を置き、同十七年七月各村戸長制を廢して聯合役場の制を設け、聯合

戸長を置けり。なほ現代の状勢に關して述ぶべきことあれども、詳細なる統計數字等はすべて本郡現勢一斑に譲る。

第六章 文學より見たらる葛野郡

嵯峨の花、桂の月はわが文學の隨處に現はるゝところにして殆んど枚舉に遑あらざるなり。今はその一端を窺ふべき料に文學より見たる本郡を概觀するに止めん。

平安朝文學の重大なる一面をなす漢詩漢文に於ては、藤原明衡に「遍照寺翫月」「初冬遍照寺卽事」あり、中原廣俊に「遊遍照寺」あり。前者を以て代表せしめんに

● 遍 照 寺 翫 月

何處月光是放遊　寺稱遍照富風流　歲中清影今宵好

天下勝形此地幽　池水冰封寧及旦　籬花雪壓不知秋

已將親友成佳會　還喚劍溪昔棹舟　（本朝無題詩）

遍照寺は廣澤池畔にあり、永祚元年十月二十日、廣澤僧正寛朝の開くところなり。桂別業を主題としたものに藤原忠通、敦光、茂明等の「夏日桂別業卽事」、藤原明衡の「春日桂別業眺望」等あり。忠通の七言詩を左に擧げん。

京洛西南桂水邊 地形勝絕任天然 松杉山暗陰雲底 鳥雀林喧落日前 官祿餘身雖照世 素閑承性

不爭權 尋來此處有何思 觸境逸遊感緒連 (同上、法性寺關白御集)

葛野河に關係あるものに、三宮の「暮春遊覽大井河」、明衡の「初冬遊泛西河」あり、忠通の「梅津」あり。對岸法輪寺も亦屢々詩境に現はる。同じく明衡の「夏日遊法輪寺」、茂明の「春日法輪寺言志」、敦光等の「暮秋法輪寺卽事」等は即ちそれなり。法輪寺は寺傳によれば、もと葛井寺と稱し、行基の開くところ、道昌に至りて寺運の發展に著しきものあり。渡月橋をもと法輪寺橋と稱するに徵しても書、往時の繁榮を思ふべし。なほ嵯峨の寺院を題したるものに明衡の「夏日大覺寺卽事」、敦基の「春日於栖霞寺卽事」、大江佐國の「栖霞觀」、藤原實範の「夏日遊栖霞寺」あり、太秦に於ては藤原周光の「春日廣隆寺卽事」に指を屈すべく、散文に於ては前中書王兼明親王の「鬼裘賦并序」(本朝文粹)等を擧ぐべし。親王は龜山の下に幽居を占め草堂を構へて所謂兎裘の地とせられしなり。

次に一條天皇の寛弘前後の時代より隆運に向ひ、漢詩漢文を壓倒するに至りし假名文學の方面に於て本郡に關する「三」を指摘すれば、紫式部と相ならびて藤原時代の文壇に聲名を奔せたる清少納言の枕草子には、「山は」の下に嵐山を擧げ、「川は」の下に大井川を出だし、「森は」の中に常盤の森、今、(太秦村の字に常盤谷あり)「神は」の中に松尾を掲げたり。なほ「八月晦日がたに太秦にまづとて見れば、穗に出でたる田に、人多く出てさわぐ、稻刈るなりけり。早苗とりしかいつの間にとはまこと、

實にさいつころ、賀茂に詣づとて見しが、哀にもなりにけるかな』といへる一節あり。

これより先き延喜五年に成りし古今和歌集以下、鎌倉時代の新古今集に亘る所謂八代集に於ける和歌を見るに亦本邦に關するもの妙からず。

先づ大井川に關しては

大井なる所にて人々酒たうべけるついでに

大井川うかべる舟のかづり火にをぐらの山も名のみなりけり
（後撰集）

大井川に人々まかりて歌よみ侍りけるに

もみぢ葉を今日はなほみむ暮ぬともをぐらの山の名には障らじ

大井川に紅葉の流るゝを見侍りて

いろ／＼の木の葉ながるゝ大井川しもはかつらの紅葉とやみむ

同じ御時（延喜）大井に行幸ありて人々に歌よまさせたまひけるに

大井川かはべの松にことゝはむかゝる行幸やありしむかしも

皇子院大井河に御幸ありて行幸もありぬべき所なりとおほせ給ふにことのよ

し奏せむと申して

小倉山みねのもみぢ葉心あらばいま一たびのみゆきまたなむ

（拾遺集）

小一條太政大臣

能宣

王生忠岑

紀貫之

故式部卿のみこ大井河にまかれりけるに紅葉をよめる

堀河右大臣

水上にもみぢながれて大井河むらごにみゆるたきのしらいと

大井河にてよみ侍りける

中納言定頼

水もなくみえこそわたれ大井河きしのもみぢは雨とふれども

(後拾遺集)

十月のついたちにうへのをのこごも大井河にまかりて歌よみ侍りけるによめる

前大納言公任

落ちつもる紅葉をみれば大井川ゐせきに秋もとまるなりけり

承保三年十月今上(白河)みかりのついでに大井河にみゆさせらせ給ひてよませ給へる

御製

大井川ふるさながれをたづねさてあらしの山の紅葉をぞ見る

俊惠法師

大井河に紅葉見にまかりてよめる

今日みれば嵐の山は大井川紅葉吹きおろす名にこそありけれ

道因法師

大井川ながれておつる紅葉かなそふは峯のあらしのみかは

(千載集)

なごあり。次に大井の流れに沿ふて、桂梅津と湖り、法輪寺より嵯峨にいで大澤、廣澤の池の邊に

歌境を探らんに

桂の山莊にてしぐれのいたうふり侍りければよめる

藤原 兼房 朝臣

哀にもたえずおとする時雨かなとふべき人もとはぬすみかを

桂なる所に人々まかりて歌よみて又來むといひて後にかのかつらにはまからで月の輪といふ所に人々まかりあひてかつらをあらためてきたる由よみ侍りけるにかはらけとりて

さきの日に桂の宿を見しゆゑはけふ月のわにくべきなりけり

祭主輔親

師賢朝臣の梅津の山莊にて田家秋風といふ心をよめる

源 賴 家 朝 臣

宿近き山田のひたに手もかけでふくあき風にまかせてぞみる

梅津のうめはちりやしひらむ

(金葉集連歌)

公 資 朝 臣



法輪に道命法師の侍りけるとぶらひにまかりたるによぶこ鳥のなき

侍りければよめる

我ひとりさく物ならば呼子島ふた聲まではなかせざらまし

法 圓 法 師

法輪に參りてよみ侍りける

源道濟

年でそにせくとはすれど大井川むかしの名こそ猶ながれけれ　（後拾遺集）

法輪へもうでけるにさが野の花おもしろくさきて侍りければ見てよめる

赤染衛門

秋の野の花見る程の心をば行くとやいはむとまるどやいはむ　（詞花集）

春より法輪寺にこもりて侍りける秋大井河に紅葉のひまなく流れけるを

みてよめる

春雨のあやおりかけし氷のおもにあきはもみぢの錦をぞしく　（詞花集）

法輪寺にまうで侍りけるにさが野の花をみてよめる

（千載集）

道命法師

はな薄まねくはさがとしりながらとゞまるものは心なりけり

法輪寺に住み侍りけるに人のまうできてくれぬとていそぎ侍りければ

道命法師

いつとなきをぐらの山のかげをみて暮れぬと人の急ぐなるかな　（新古今集）

○

嵯峨に前栽ほりにまかりて

藤原長能

一〇五

日ぐらしにみれども飽かぬ女郎花のべにや今宵旅寢しなまし

仁和の帝嵯峨の御時の例にて芹川に行啓し給ひける日

さがの山みゆきたえにし芹川の千世のふるみち跡はありけり

（後撰集） 在原行平朝臣



○
後白河院柄霞寺におはしましけるに駒引のひきわけの使
にてまわりけるに

嵯峨の山千世のふるみち跡とめてまた露わくるもちづきの駒

（新古今集）

藤原定家



小倉の家に住み侍りける頃雨の降りける日簾かる人侍りければ山吹の枝を折
りてとらせて侍りけり心もえでまかり過ぎて又の日山吹の心もえざりしよし
いひおこせて侍りける返事いひ遣りける

中務卿兼明親王

七重八重はなはさけども山吹のみの一つだになきぞかなしき （後拾遺集）



○
大覺寺の瀧殿を見てよみ侍りける

赤染衛門

あせにける今だにかかる瀧つせのはやくぞ人はみるべかりける



おほ澤の池のかたに菊うゑたるをよめる

紀友則

ひともとゝおもひし花をおほ澤の池の底にもたれかうゑけむ

(古今集)

廣澤の月を見てよめる

藤原範永朝臣

住む人もなき山里のあきの夜は月のひかりもさびしかりけり

(後拾遺集)

遍照寺にて月を見て

平忠盛朝臣

すみきけむむかしの人は影たえて宿もるものはない明の月

(新古今集)

更に轉じて仁和寺、圓宗寺、木島、野宮、西院に因めるものをあぐれば左の如し。

仁和寺に菊の花めしける時に歌そへて奉れとおはせられければよみて奉りける

平 さだふん

秋をおきて時こそ有りけれ菊の花移ろふからに色のまれば

(古今集)

仁和寺にすませ給ひけるころいつまでさてはなごみやこより人のたづね申したりければよませ
給へる

三 宮

かくてしもえですむまじき山里のはそ谷川のこゝろばそさに

(金葉集)

仁和寺のみこの許にて時鳥の歌五首よみ侍りける時

按察使公通

時鳥まつはひさしき夏の夜をねぬに明けぬとたれかいひけむ

(千載集)

圓宗寺の花を御覽じて後三條院の御事なごおぼしいでゝよませたまへりける

三

植ゑおきし君もなきよに年へたる花はわが身のこゝちこそすれ (金葉集)

○

このしまにあまのまうでたりけるをみて
(木島)

水もなく舟もかよはぬこの島にいかでか蟹のなまめかるらむ

(拾遺集)

見

祐

○

西四條の齋宮の九月晦日くだり侍りけるともなる人にぬさつかはすとて

大

もみぢ葉を幣とちらしてたむけつゝ秋ともにや行かむとすらむ

(後撰集)

野宮に齋宮の庚申し侍りけるに松風入夜琴といふ題をよみ侍りける 齋宮女御

輔

琴の音に峰の松風通ふらしいづれのをよりしらべそめけむ

松風のおとにみだるゝ琴のねをひけばねのひの心地こそすれ (拾遺集)

○

西院の后おほんぐしおろさせ給ひておこなはせ給ひける時彼の院の中島の松をけづりてかきつけ侍りける

素 性 法 師

おとにきく松が浦島今日ぞみるうべも心あるあまはすみけり

(後 撲 集)

西院邊にはやうあひしれりける人を尋ね侍りけるにすみれつみ侍りける女しらぬよし申しけれ

ばよみはべりける

能 因 法 師

石上ふりにしひとをたづねればあれたる宿にすみれつむなり

(新 古 今 集)

なほ平安朝末期の謡ひ物を集めし染塵秘抄(後白河法皇御撰)を繙けば、本郡に關係あるものを渺からず散見すべし

木 島 一 首

太秦の薬師がもとへゆくまろを、しきりごむる木島の神

鴨春日八幡日吉のはうの神稻荷松尾廣田住吉

松 尾 二 首

千早振松尾山の影見れば、今日ぞ千年のはじめなりける

萬代を松尾山の影しげみ君をぞ祈る常盤堅盤と

はその神社歌中に見るものにして、雜歌中には「いづれか桂河へまゐるみち」といへるもの、「西山

とをりにくる樵、せなをならべてさぞわたる桂河」云々と謠へるあり。靈驗所歌には

いれづか法輪へまいるみち、うちの(内野)とをりの西の京、それ過ぎてや、常盤林のあなたなる、あいく

行くながれくる大堰河

といひ、嵯峨野のけうえんは淨土のあそびにことならずと耽美せるところなり。

次に源平二氏交替の時代を経て鎌倉時代に入るや、戦記を基調とする和漢混交體の文學の勃興あり、就中平家物語と源平盛衰記を以て最となす。この戦記文學に錦上更に濃艶なる一枝の花を添へ、所謂平家美の哀れをこどむるものに小督と妓王とあり。小督は櫻町中納言重範卿の女、禁中一の美人、ならびなき琴の上手として、高倉天皇の寵を蒙りしが、冷泉大納言隆房卿のため懸想されしため、終に内裡を紛れ出でゝ行方も知れずなりき。然るに主上の御歎き切なりしかば、八月十日餘の月明の一夜、彈正大弼仲國が、嵯峨の邊に小督を尋ね、龜山のあたり近く、松のある方に幽に聞ゆる琴の音をたよりに訪れしが、後、入道相國清盛のために小督は尼にせられ。(時に年一十三)、嵯峨野の奥に棲みしといふ一條の哀話なり。

祇王は近江野洲郡の山にして(今、祇王村あり)、京都に出でゝ名の聞えし白拍子なり、母の名は刀自、一人の妹あり祇女といふ。清盛は祇王の容色を愛せしが、やがてその寵愛は加賀國より來りし佛なる白拍子に移りしかば、母子三人逃れて嵯峨の奥なる山里に柴の庵を結びて念佛したり(往生院の

境内の祇王寺を以てその遺蹟となす)。時に母は年四十五、王は二十一、祇女は十九なりしといへり。ついで佛も厭離の心切なるを覺え、時に年十七一夜祇王等の庵室を訪ねて共に往生の素懷を遂げんことを請ひ、終に四人一所に行ひすましたりき。平家物語には、「さればかの後白河の法皇の長講堂の過去帳にも、妓王妓女佛刀自等が尊靈と四人一所に入れられたり。ありがたき事ごとなり」と結べり。なほ右両者には「梅津の里の春風によその匂もなつかしく、大井川の月影も、霞にこめて艶なり」といひて點出する齋藤瀧口時頼あり(横笛の事の條)、平維盛の二子六代御前の大覺寺の北方菖蒲谷に隠れたるが、遂に鎌倉方に捕へられしを物語る一條あれども(六代の事、吾妻鏡參看)、餘りに煩しければ省きつ。

なほこの時代の文學的視野に於て擧ぐべきものあり。即ち建保二年の秋九月十三日^一の月隈なかりける夜行ひしといへる東北院職人歌合を見るに十番に大原人と對して桂女あり。

かつら川ふるかはのべの鶴かひ舟いく夜の月をうらみきぬらん

こひわびて瀬にふすあゆのうちさびれ骨と皮とにやせなりにけり

この歌合に倣へるものは相次いで現はれしが、三十二番職人歌合の五番及び二十一番には鬱穀と對して桂の女を出だせり。その歌は

春風にわかゆの桶をいたゞきてたもともつじが花を折かな

名のりのみあやは上薦けたましやよぞれわらうづしほれかたびら

これによりて見れば桂女なるものは桂川の鮎賣の女にして、大原人と共に多少異俗を存せしなるべし。なほ桂女につきて菟藝泥赴(貞享元年北村秀吟撰)の中に「桂女といふもの桂の里に有、禁中がた都にてさるべき所に桂糖とて名物あるをもて來て桂が參りて候といひて、さまゝいはひ事などいひておろく物とりてかへる有、うちけさうして白き綿にてかしらつゝみたる女也」といひ、長くその風を傳へしを知るべし(曾呂利狂歌咄、一話一言等參看)。

次いで南北朝の時代となり、南朝のために血涙を振ひて戦記文學の一大掉尾をなせる太平記に於ては、谷堂炎上の事、天龍寺建立の事等の條を擧ぐべし、谷上炎上の事は、元弘三年四月、六條少將忠顯が京都六波羅を攻むべく第六の若宮を戴き、二十萬七千餘騎の軍勢を率ひて西山峯の堂に陣を布きしが、却りて京勢のために破られし際の出来事なり。「四月一日宮篠村を御立ありて、西山の峯の堂を御陣に召され、相從ふ軍勢二十萬騎、谷堂(最福寺)、葉室、衣笠(地藏院の邊)、萬石大路(松尾の内)、松尾、桂里に居あまりて半ば野宿に充满たり」と説き、兒島備後三郎高徳の事蹟をこゝに點綴して、「敵夜討に寄する事も候はんずらんと存じ候へば、高徳は七條の橋爪に陣を取りて相待ち候ふべし。御心安からんする兵ごもを、四五百騎が程、梅津法輪の渡へ差し向けて、警固をさせられ候へと

申し置きて、則ち兒島三郎高徳は三百餘騎にて、七條の橋より西にぞ陣を堅めたる』云々と述べたり。

然るに「千種頭中將(忠顯)は、西山の陣を落ち給ひぬと聞えしかば、翌日四月九日、京中の軍勢、谷堂峯堂已下、淨住寺、松尾、萬石大路、葉室、衣笠に亂れ入りて、佛閣神社を打ち破り、僧坊民屋を追捕し、財寶を悉く運び取りて後、在家に火をかけたれば、時節魔風烈しく吹きて、淨住寺、最福寺、葉室、衣笠、二尊院、總じて堂舍三百餘箇所、在家五千餘宇、一時に灰燼となりて、佛像神體經論聖教忽に寂滅の煙と立ちのばる」と叙し、續いて最福寺建立の縁起に言及せり。次に天龍寺に關しては、夢窓國師の夢想を述べ、山門の嗽訴に依りて公卿の僉議ありしことよりその供養の盛儀を細叙せり。なほこの南北朝の文學として双ヶ丘に住みし兼好が徒然草のなかに仁和寺の童の法師にならんとするなごりの醉興に、足鼎を頭に冠りし話、さてはおよそ鐘のこゑは黃鐘調なるべしといへる中に、法金剛院の鐘の聲また黃鐘調なりといひ(今、妙心寺にある鐘即ちこれなりといふ)、その他太秦の善觀房遍照寺の承仕法師をはじめ、梅尾の明惠上人、大覺寺殿の近習の人々、龜山殿の御池、齋宮の野宮のことなど本郡に關することを多く説けり。

ついで室町時代に入り生活の安定を得るに從ふて文華亦開けたり。一は即ち禪林を中心とする五山文學にして、一は上下おしなべて世俗一般の愛好せる能樂の發達に伴ふて起りし能樂の詞章即ち普通に謡曲文學、狂言文學と呼ぶるものなり。

先づ前の五山文學の方面に於て四五を擧ぐれば左の如し。

南禪寺の周信義堂の空華集に

和題桂宮院

古寺經過感替隆 残僧尙說昔年功 三韓大士來傳法 百濟真人去御風

黃昏鼠上鐵燈籠 祇陀太子千秋後 捨樹憑誰起廢宮

○

舊時樓閣勢穹隆 結構當年費幾功 隋國傳來留瑞像

放鶴冲雲已出籠 媽我不才追二老 題詩攀桂到蟾宮

讀空公行狀碑。一尊院

衡山歸去仰高風 簕蜂釀蜜仍殘蠟

斷碣荒涼鮮餌文

道尊北闕人皆仰

名重西山世已聞

滿院花枝春乍晚

一庭月色夜還分 一老端引起曾游興 夢躡嵯峨嶺上雲

とあり、相國寺の絶海中津の蕉堅稿に

後醍醐廟看梅廟在龜山多寶院

乘輿南狩不時回 遣廟西山雲一隈 昔日何人調鼎手

老禪掃雪獨看梅

の詩あり。

又東福寺の虎闘師鍊の濟北集に

嵯峨三境

傑閣隆樓金碧明 六鼈戴擎一蓬瀛 崑崙應是帝居側 放出河流徹底清
と讚美し、相國寺の集九萬里の梅花無盡藏に

溪橋殘楓

遊鷹尾梅尾其地在洛外四五里看楓之路上往了有醉僧有歸樵

洛外秋風溪有橋 見楓無處杖支腰 晚梢紅老房房路 嘯者比丘歌者樵



臨川寺外法輪塔 度月橋橫大井河 萬頃浪花閑下筏 行人和得掉郎歌

相國寺の景徐周麟の翰林葫蘆集に

見龍安寺絲櫻

春色蘭時意自知 花前開宴共相歌 緣絲欲繫好風景 情似櫻樹頭緒多

高雄尾崎房看楓

高雄古寺幾星霜 洛客看楓日日忙 檻雨添花紅葉色 路通明惠上人房

幸駕灌頂于愛宕山白雲寺此日初雪

英

甫

教寺連雲絕織埃	繁糾嶺棧路遙哉	毘盧八萬由旬頂	雨曼陀華灌雪來
御愛庭櫻春興長	吟餘賜我以紅粧	一枝一詠多恩露	非啻花香字亦香
南渡詩僧老物初	西禪投宿夜堂虛	疎寒臥月嵐陰榻	心與故人同一如
大覺寺門主紅櫻	嵐山看花	東禪寺瑞溪	
初冬宿嵐陰古寺			
城西三里是嵐山	二十年來百往還	人已數莖新白髮	
人居名斧又利爭	亂裡見葉室櫻花	花猶一笑舊紅顏	
花雖亂裡慰詩情	年々不改春風面	公道世間唯白梅	
と咏嘆するところあり。		策 彥	
次に謡曲文學にありては愛宕空也、嵐山、嵯峨女郎花、櫻天狗、野宮往生院、籠籠文覺等何れも本 郡に關係を有するのみならず、稻舟には嵯峨の大念佛のこと見え、春日龍神には明惠法師の名を出だ せり。狂言文學にありては茶壺に「梅尾へ毎年茶をつめに参る」といへるなど、本郡に關するもの全く なきにあらざれども、謡曲文學とはその趣味を異にするが故に舉ぐべきもの稀なり。			
なほこの時代の特色を有するお伽草子に梅津長者物語あり。その製作年代について、徳川初期末の			

ものならんかとの説あれども室町時代小説集解題、暫く室町時代文學の特色を有するものとして、こゝに併せ説

くことゝせん。この物語は「ゆくすゑ久しうかへ子孫はんじやうしたる中頃の事にや有けん、梅津のさとゝ云ふところに住わびける民あり。名を左近のせうとぞいひける」といふに筆を起し、はじめは

埴生の小屋に住む夫婦なりしも、夷三郎神の加護によりて富貴となり終に梅津の里百餘町永代安堵の御教書を賜りて長者となりしことを物語れり。「梅津の長者といはれける事は、まづしき身をしてむさばるこゝろ露もなく、正直正路をまもりけるせんしん天に通じてかく榮華にさかへつゝ、子孫繁昌し、官位にのぼり、おもふことなく、行くゑ久しうたもちけり、心あらん人あざける事なけれとぞ」とはその結語なり。室町季世戦亂時代の庶民が、富貴を望みし心理狀態の反映として見るべきなり。

江戸時代以後に於ては文・歌俳に本郡の風色山水の描されしもの殆んど枚舉に遑あらず。纔かに歌俳の一ニを記して本章を終ることゝせん。

嵐山藪のしげりや風の筋

落柿舎

柚の花に昔偲ばん料理の間

落柿舎に鉢叩を待ちて

長嘯が塚もめぐるか鉢叩

同

芭蕉

同

つかみあふ子供のたけや 麦ばたけ
またやこんいちご赤らめ 嵐嶽の山

大井川見えてそれから雲雀哉

昨日寝し嵯峨山見ゆる春の雨

嵯峨寺と名乘顔なる枇杷の花

俗の撞く鐘もしぐるゝ嵯峨野哉

同 同 同

なほ芭蕉に「花の山」一町登れば大悲閣「山鳥よ我もかもねん宵まどひ」(龍安寺にて)あれども、疑は
しこせらる。次に和歌を摘出すれば左の如し。

おほゐ川わか葉すゞしき山陰のみどりを分くる水のしら浪

おほゐ川月と花との朧夜にひとりかすまぬ浪のおとかな

大ゐ川きよき流れにかけとめて今年もさける山さくら花

春の夜も名に立つおとは清たきや霞あやなき浪の月かけ

野べながら月の都とみえにけり浪の玉しくひろ澤の池

のゝ宮のはるのたむけのしらゆふは榎にまじる櫻なりけり

加茂眞淵
小澤蘆菴
香川景樹
本居宣長
僧契
太田垣蓮月
冲

附 載

御 陵 一 覧

○太 秦 村

田邑陵(第五十五代文德天皇).....大字中野

○嵯 峨 村

嵯峨山上陵(第五十二代嵯峨天皇).....大字上嵯峨

水尾山陵(第五十六代清和天皇).....大字水尾

嵯峨殿法華堂(第八十八代後嵯峨天皇).....大字天龍寺

龜山殿法華堂(第九十代龜山天皇).....同 上

蓮華峰寺陵(第九十一代後宇多天皇).....大字上嵯峨

嵯峨小倉陵(第九十八代後龜山天皇).....同 上

○花 園 村

後田邑陵(第五十八代光孝天皇).....大字宇多野

大内山陵(第五十九代宇多天皇).....同 上

村上陵(第六十二代村上天皇).....	同
後村上陵(第六十四代圓融天皇).....	同
圓融寺北陵(第六十六代一條天皇).....	大字谷口
圓乘寺陵(第六十九代後朱雀天皇).....	同
圓教寺陵(第七十代後冷泉天皇).....	同
圓宗寺陵(第七十一代後三條天皇).....	同
後圓教寺陵(第七十三代堀河天皇).....	同

國寶目錄

○古社寺保存法施行細則第六條

國寶ハ分ツテ左ノ三種トス但シ神社ノ祭神若ハ寺ノ本尊ハ此ノ限ニ在ラス

甲種 製作ノ優秀ナルモノ

乙種 由緒ノ特殊ナルモノ

丙種 歴史ノ證徵トナルモノ

甲種ハ製作優秀ノ程度ニ依リ一等乃至四等ノ四等ニ分ツ

○太秦村

廣隆寺

繪畫（甲三・明治二〇・一二指定）

能惠法師繪詞紙本著色卷物一卷（畫土佐行長筆詞傳寂連法師筆）

（同四三・四）

絹本著色十二天像十二幅

（甲四・同）

絹本著色准胝佛母像一幅

（甲一・三一〇・一一）

如意輪觀音木造半跏像一軀（傳百濟國貢獻）

（同）

如意輪觀音木造半跏像一軀（傳聖德太子作）

（三三三・四）

塑造彌勒菩薩坐像一軀

（甲三・三四・三）

同

同

同

同

同

同

木造十二神將立像十二軀

(三四·八)

木造藥師如來立像一軀

(同)

木造阿彌陀如來坐像一軀

(同)

木造地藏菩薩立像一軀

(同)

木造不空羈索觀音立像一軀

(同)

木造持國天
增长天
立像二軀

(甲二·三五·四)

木造阿彌陀如來立像一軀

(同)

木造毘沙門天立像一軀

同 (甲四・三五・四)

木造吉祥天立像一軀

(甲三・三六・四)

木造聖觀音立像一軀

(甲一・三七・二)

木造地藏菩薩坐像 (所在講堂) 一軀 (傳道昌作)

(甲三・同)

木造千手觀音立像 (所在講堂) 一軀

(同)

木造虛空藏菩薩坐像 (所在講堂) 一軀 (傳道昌作)

(丙・四一・九)

木造神像一軀 (傳秦川勝像)

筆蹟 (丙・三一・八)

紙本墨書廣隆寺緣起貢財帳一卷 (貞觀十五年記錄)

同 (同)

紙本墨書資財物交替實錄帳一卷（寛平二年記錄）

二三四

彫
刻
(大六・四)

木造聖德太子半跏像（上宮王院安置）一軀

(甲四・同)

木造大日如來坐像一軀

(同)

木造日光菩薩立像一月光菩薩立像一二軀

(同)

木造不動明王坐像一軀

(同)

木造吉祥天立像一軀

(同)

木造吉祥天立像一軀

(同)

木造吉祥天立像一軀

同 同

同 同

同 同

彫
刻

○花園村

法金剛院

彫刻（明治三四・八指定）

木造阿彌陀如來坐像一軀

同（同）

木造扇子入十一面觀音坐像一軀

同（甲四・四二・九）

木造地藏菩薩立像一軀

同（甲三・四五・二）

木造僧形文殊坐像一軀（寺傳賓頭盧尊者像）

工藝（甲四・四一・四）

蓮華式香爐一箇（傳仁清製）

龍安寺

書籍（丙・四二・四）

紙本墨書太平記十三冊

繪書（甲四・三五・七）

三酸及寒山拾得圖

呂望及商山四皓圖

六曲屏一雙

紙本著色
琴棋畫圖

（友松筆）

花卉圖

六曲屏一雙

嚴子陵及虎溪三笑圖二曲屏一雙

（丙・三八・四）

虛堂和尚像寶祐戊午ノ自贊アリ

絹本著色
大應國師像贊アリ

一三幅

大燈國師像元德二年ノ自贊アリ

（甲三・四〇・五）

絹本墨畫普賢菩薩像一幅

（丙・四二・九）

絹本著色
花園天皇御像一幅（後花園帝辰贊アリ）

附紙本墨畫同御像一幅

同 同 同

同 (甲二・四五・一)

紙本墨畫中達磨左右豊千、布袋像三幅 中、文禮左右、廣聞ノ贊アリ

同 (甲四・同)

絹本著色十六羅漢像十六幅

(同)

紙本著色 龍虎圖 六曲屏二雙

工藝 (丙・三五・七)

銅鐘 戊戌年四月十三日ノ銘アリ 一口

(甲三・四五・一)

俱利迦羅龍守刀一口 中身銘尙宗 (豐臣秉丸所用)

(丙・四五・一)

小形武具 甲一領 胄一頭、鞍一脊 三種 (豐臣秉丸所用)

(乙・三七・一)

紙本墨畫桃園天皇宸翰一幅 (寶曆六年十月二十日トアリ)

靈雲院

繪畫（甲二・三三・八）

紙本水墨淡彩山水花鳥圖四十九幅（傳狩野元信筆）

筆蹟（乙・三七・二）

紙本墨書後奈良天皇宸翰一幅（天文十九年二月七日トアリ）

東海庵

繪畫（甲二・三三・四）

紙本水墨瀟湘八景圖四幅（傳元信筆）

（甲三・四五・二）
同

絹本著色十六羅漢像十六幅

龍泉庵

繪畫（甲四・四二・九）

紙本墨畫猿猴圖二幅（等伯筆）

聖澤院

繪畫（甲四・四四・四）

絹本著色摩利支天像一幅

春光院

繪畫（甲四・四一・四）

絹本著色東方朔奪桃圖一幅（傳張平山筆）

工藝（丙・四四・四）

銅鐘一口（耶蘇紀元一千五百七十七年ノ銘アリ）

繪畫（甲四・三一〇・一一一）

福富草紙紙本著色卷物二卷（傳伊豫守隆成筆）

繪畫（甲三・四五・一二）

絹本著色羅漢像一幅

彫刻（丙・四五・一二）

木造豐臣秉丸坐像一軀

玉鳳院

二三九

春浦院

大心院

麟華院

三

玩 具 (丙・四五・一)

木造玩具船 (豊臣稟丸所用)

影 刻 (四五・一)

木造地藏菩薩坐像一軀

繪 畵 (甲三・三三一・八)

紙本淡彩瓢鈍圖一幅 (畫僧如拙五山象僧贊アリ)

筆 畳 (丙・四四・四)

紙本墨書法華經贊品一卷 (正中二年藤原宣房筆)

筆 畳 (丙・大二・四)

紙本墨書法華經陀羅尼品一卷 (正中二年六月藤原宣房筆)

仁 和 寺

天 球 院

天 授 院

退 藏 院

地 藏 院

繪畫 (甲一・二)〇・一一)

孔雀明王像絹本著色掛幅一幅 (傳張思恭筆)

同 (同・三九・四)

絹本著色聖德太子像一幅

彫刻 (甲四・三四・八)

木造文殊菩薩坐像一軀

(甲二・四四・八)

木造阿彌陀如來及兩脇侍像三軀

同 (甲四・同)

木造^{增長天}_{多聞天}立像二軀

(同)

木造吉祥天立像一軀

同 (甲一・三三・八)

唐草詩繪寶珠管一箇

同 (甲四・四四・八)

銅製舍利塔一、五鉛鈴一、三鉛鈴一、九頭龍鈴一、五鉛杵 五箇
筆 蹟 (乙・三〇・一一)

御室相承記紙本墨書卷物六卷

(丙・三三・八)

絹本墨書尊勝陀羅尼梵字經一帖 (傳不空三藏筆)

同 (同)

詩繪箱入紙本墨書聖教三十冊 (傳僧空海將來)

(乙・三七・二)

淡紫紙金泥般若心經一卷 (櫻町天皇宸翰)

同 (同)

紺紙金泥藥師經一卷 (光格天皇宸翰、濟仁親王御書機)

(丙・大五・五)

紙本墨書後宇多天皇宸翰御消息 (德治二年九月一日)
廿日トアリ 一卷

書 簿 (丙・三七・二)

紙本墨書承久三年、四年日次記一帖(殘闕)

同 (丙・四三・四)

紙本墨畫
黃帝内經太素(二十四篇簡十三卷アリ)二十六卷

○梅ヶ畠村

繪畫 (甲一・明治二〇・一二二指定)

十二天像絹本著色掛幅十二幅

(甲二・同)

山水圖絹本著色六曲屏風二雙

(同)

源賴朝外二人肖像絹本著色掛幅四幅 (傳藤原隆信筆)

(甲一・三四・三)

繫綫金銀泥繪兩界曼茶羅圖二幅 (傳空海筆)

(甲三・三五・四)

絹本着色釋迦如來像一幅

(丙・四〇・五)

神護寺

絹本着色足利義持像一幅寺傳足利義滿像
李怡雲和尙ノ贊アリ（應永二十一

繪圖（乙・三七・一）

紙本墨書神護寺繪圖一鋪（寛喜二年ト裏書アリ）

同（同）

紙本墨書高山寺繪圖一鋪（同上）

同（同）

紙本墨書寺領繪圖 四鋪

主殿寮御領小野山與神護寺

堺相論指圖一鋪

紀伊國持田庄圖一鋪

紀伊國神野真國庄圖一鋪

足守庄圖一鋪

彫刻（三五・四）

木造藥師如來両脇士立像二軀（傳中尊空海脇士院向作）

同（同）

木造五大虛空藏菩薩坐像五軀（傳空海作）

(甲二・同)

乾漆藥師如來坐像一軀

(四四・八)

板彫弘法大師像一面（大師堂安置）

(甲三・四四・八)

木造毘沙門天立像一軀

筆蹟
(乙・三〇・一一)

銅鐘一口（銘文藤原敏行筆）

(乙・三四・三)

紙本墨書二荒山碑文一卷（空海筆）

同
(乙・三五・四)

紙本墨書文覺四十五箇條起請文一卷（藤原忠親筆跋文）
(後白河院宸翰)

同
(丙・三七・一)

紙本墨書文覺上人書狀案一通（六月十一日トアリ）

文書（丙・三六・四）

紙本墨書灌頂歷名一卷（空海筆）附後字多法皇宸翰施入狀一卷

書籍（同）

紙本墨書神護寺略記一卷

高
山
寺

繪畫（甲二・三三・八）

紙本水墨戲畫四卷（傳僧覺猷筆）

（甲三・三三・四）

紙本水墨將軍塗繪卷一卷（傳僧覺猷筆）

（同・三五・四）

絹本著色不空三藏像一幅

（甲四・同）

絹本著色佛眼佛母像一幅（高辨贊）

（甲二・三五・七）

紙本著色華嚴緣起六卷

同

同

同

同

高

山

寺

同 (甲四・三六・四)

絹本著色菩薩像一幅 (寺傳彌勒菩薩像)

(同・四四・四)

絹本著色文珠菩薩像一幅

彫刻 (甲三・三四・八)

乾漆藥師如來坐像一軀

(甲四・四四・八)

木造狛犬一對

筆蹟 (丙・三三・八)

紙本墨書冥報記二卷 (唐唐臨撰)

同 (同)

紙本墨書玉篇一卷 (裏面ニ僧高辨ノ書畫アリ)

同 (同)

紙本墨書篆隸萬象名義六冊

(甲四・三六・四)

紙本墨書彌勒上生經一卷（石川年足筆）

○嵯
峨
村

天
龍
寺

繪畫（丙・明治二十九・四・指定）

絹本著色夢窓國師像一幅（比丘德濟ノ贊アリ）

同
(同)

同上一幅（曆應庚辰仲秋ノ自贊アリ）

同
(同)

同上一幅（贊尾ニ木訥叟自評トアリ）

同
(甲四・四〇・五)

絹本著色觀世音菩薩像一幅

繪圖（乙・三七・一）

紙本墨書遮那院御領繪圖一鋪

同
(同)

紙本墨書往古諸鄉館地之繪圖一鋪

同

(同)

紙本墨書應永鈞命繪圖一鋪

繪畫 (大正一一・一二)

絹本著色清涼法眼禪師像一幅

同 (同)

同 雲門大師像一幅

妙

智 院

繪畫 (甲四・三九・四)

絹本著色夢窓國師像一幅 (無等周位筆)

(丙・四〇・五)

絹本著色策彦和尙像一幅 (嘉靖廿年柯雨窓ノ贊アリ)

同

筆文繪
蹟書畫

〔丙・四〇・五〕策彦入明記錄及送行書畫類十四種

紙本墨書入明略記一卷

同 初渡集四冊

同 再渡集二冊

同 驛程錄一冊

同 晚過西湖詩 一幅

紙本墨畫送別圖 王謌筆 一幅

紙本墨書誌別二字 一幅

同送別詩 一幅 (柯雨窓ノ畫アリ)

紙本墨畫衣錦榮歸圖 一幅 (上ニ衣錦榮歸トアリ)

絹本著色策彦歸朝圖 野泉筆 一幅 (上ニ送別ノ序文アリ)

紙本墨書衣錦榮歸序並詩 一卷

同 謙齋記 一卷

同 送別天客詩並序 一冊

同 城西聯句 一冊

鹿王院

繪畫 (丙・三九・四)

絹本著色夢窓國師像 一幅 (圓覺比丘東陵永璵ノ贊アリ)

筆
蹟
(丙・大五・五)

紙本墨書後醍醐天皇宸翰御消息光明天皇宸翰御消息外二通一卷

八月廿八日崇光天皇及七月八日
宸翰御消息外七通一卷

同
(乙・同)

紙本墨書鹿王院文書光明天皇宸翰御消息外二通一卷

同
(同)

紙本墨書金剛院文書八月廿八日崇光天皇及七月八日
宸翰御消息外七通一卷

繪
畫
(大正一一・一二)

絹本墨書出山釋迦像一幅

同
(同)

紙本墨書蘭石圖一幅 (梵芳筆)

同
(同)

絹本著色釋迦三尊及三十祖像 (明兆筆)

同
(同)

絹本著色夢窓國師像一幅

清
涼
寺

〔四一〕

繪畫（甲三・三〇・一一）

織通念佛緣起紙本著色卷物一卷（傳土佐行秀外五名筆）

同
(同三三・四)

紙本著色釋迦堂緣起六卷（傳元信筆）

同
(同・四〇・五)

絹本著色十六羅漢像十六幅

彫刻（三四・八）

木造釋迦如來立像一軀（傳裔然將來）

同
(甲三・四五・一)

木造十六弟子立像十軀

同
(甲四・同)

木造地藏菩薩立像一軀

繪畫（甲四・四〇・五）

絹本著色五大虛空藏像一幅

彫刻（四五・一）

木造五大明王像五軀

筆蹟（丙・三〇・一一）

御消息紙本墨書（傳龜山天皇宸翰）

同（丙・大五・五）

絹本墨書弘法大師傳（傳後宇多天皇宸翰正和四年三月廿一日トアリ）一幅

文書（乙・同）

紙本墨書御手印遺告 傳後宇多天皇宸翰一卷

筆蹟（丙・同）

紙本墨書花園天皇宸翰御消息七月廿五日トアリ一幅

愛宕神社

刀劍（丙・四二・九）

革包太刀（笹丸）則宗ノ銘アリ一口

繪畫（丙・三七・八）

二尊院

絹本著色追遜院實隆像二幅 (各贊アリ)

(甲三・四〇・五)

絹本著色淨土五祖像一幅

(同)

絹本著色十王像十幅

(同)

絹本著色釋迦三尊像三幅 (進圭鋗云去ノ銘アリ)

影刻 (四〇・五)

木造釋迦如來立像二軀

樓 露 寺

影刻 (三四・八)

木造阿彌陀如來兩脇土像三軀

同 (甲三・同)

木造毘沙門天立像一軀

通 照 寺

彫刻（大六・四）

木造十一面觀音立像一軀

同
（甲四・同）

木造不動明王坐像一軀

彫刻（大六・四）

木造千手觀音立像一軀

（同）

木造空也上人立像（祖師堂安置）一軀

（同）

木造傳善哉立像一軀
（龍王堂安置）

（甲四・同）

木造阿彌陀如來坐像一軀

（同）

木造傳九條兼實坐像一軀

(同)

木造十一面觀音立像一軀

(同)

木造聖觀音立像一軀

○梅津村

長福寺

繪畫(甲三・明治四〇・五指定)

絹本著色佛涅槃圖二幅(畫面ニ貞和ニ季云云ノ墨書アリ)

(丙・四二・九)

紙本著色花園天皇御像一幅

文書(乙・四・五)

紙本墨書長福寺縁起一卷(末ニ治承元年十一月日トアリ)

繪蹟(丙・六・五・五)

紙本墨書月林道校禪師送行文(花園天皇宸翰一幅)

○松尾村

繪畫（明治三九・四・指定）

絹本著色夢窓國師像一幅（贊尾ニ木訥自題トアリ）

西芳寺

法輪寺

彫刻（甲四・三四・八）

木造持國天立像二軀

松尾神社

彫刻（甲三・四〇・五）

木造神像男神坐像二
女神坐像二三三軀

特別保護建造物目錄

太秦村廣隆寺

廣隆寺講堂（五間四面、單層、屋根四注本瓦葺）

同廣隆寺

廣隆寺桂宮院本堂（八角圓堂、單層、檜皮葺）

梅ヶ畠村

高

山

寺

高山寺五所堂(石水院)(單層、屋根入母屋造、妻入向拜附、屋根柿葺)明治三一、一二、指定

松尾村

松

尾

神社

松尾神社本殿(桁行三間、梁間四間、屋根流造、檜皮葺)明治四〇、八、指定

同

西

芳

寺

西芳寺湘南亭(木家桁行五間、梁間二間、單層、屋根入母屋造、棧瓦葺、待合及廊下桁行三間、梁間一間、單層屋根切妻造、棧瓦葺)明治四〇、八、指定

花園村

玉

鳳

院

玉鳳院開山堂(三間四面、單層、屋根入母屋本瓦葺)明治三四、三、指定

玉鳳院四脚門(微笑庵前門)(四脚平唐門、屋根檜皮葺)明治四〇、八、指定

同

靈

雲

院

靈雲院書院(御幸ノ間)(桁行三間、梁間四間、單層、屋根切妻造、柿葺)明治三九、四、指定

同

天

珠

院

天珠院本堂附支闌(桁行七間、梁間七間、單層、屋根入母屋造、棧瓦葺)大正一一、四、指定

嵯峨村

大

覺

寺

大覺寺客殿(對面所)(桁行前面七間、後面八間、梁間四間、單層、屋根入母屋造、棟瓦葺)明治四五

二、指定

梅ヶ畠村 神護寺

神護寺大師堂(桁行左側四間右側五間、梁間三間、單層、屋根入母屋造、柿葺)明治二十五、四、指定
花園村 仁和寺

仁和寺本堂(桁行七間、梁間五間、單層、入母屋、本瓦葺)明治三三、四、指定

同 寺御影堂(桁行五間、梁間五間、單層、屋根寶形造、檜皮葺)明治四一、八、指定

同 仁和寺

仁和寺塔婆(五重塔)(方三間、五層、本瓦葺)明治三三、四、指定

嵯峨村 常寂光寺

常寂光寺塔婆(多寶塔)(三間二層塔婆、屋根柿葺、現今棟瓦葺)大正五、五、指定

花園村 妙心寺

妙心寺伽藍佛殿(本堂)、法堂、山門、浴室、鐘樓、經藏、以上本瓦葺、勅使門、大方丈、玄關、

以上檜皮葺、寢室、本瓦葺、小方丈、柿葺、庫裡、本瓦葺、明治四五、二、指定

金石文一覽

○妙心寺(花園村)

戊戌年四月十二日壬寅收糟屋許造春米連廣國鑄鐘

○神護寺鐘(梅ヶ畠村)

愛當之山神護之寺、三寶既備六度無虧、唯所有梵鐘形小音、窄故禪寺林少僧都、真紹和尚始發弘願、有心改鑄鎔範未成、衣械早化檀越少納言、從五位上和氣朝、臣鑄範悼和尚之遺、志尋先祖之舊蹤以、貞觀十七季八月廿、三日雇治工志我部、海繼以銅一千五百、斤合鑄成焉恐年代、久遠後人不知仍聊、記於鍾側右少辯橘、朝臣廣相之詞也

銘一首八韻

傳音在器 證果惟因 爾祖初業 厥孫幸運 宿昔二尺 今日千斤 體有寬窄 功無舊新 山聲
 萬歲 谷響由旬 開宣覺夢 扣卽歸真 慈周世界 感及非人 雕琢勝趣 蒙叟當仁 輔
 參議正四位下勘 解由長官兼式部 大輔播磨權守菅原朝臣是善銘

圖書頭從五位下 藤原朝臣敏行書

○廣隆寺鐘(今、京都市本派本願寺にあり)

夫廣隆寺者上宮太子濫觴之 秦川勝草創之本朝之佛法爰 始此地之繁昌被今靈驗奇異 言語道斷事
在前記不須復說 於是久安六季正月十九日仁 祠忽逢回祿之祆住僧空隔禦巴 之術雖悲靈寺之爲灰
唯感驗 佛之免煙方今佛閣僧院鐘樓 經藏悉尋基趾新加修覆故鑄 洪鍾卽作銘曰

龜氏呈巧 鎔範旣成 朱火吐焰 赤銅精鍊 雄龍舉首 鯨無發聲 秋風夕報 扣霜秋鳴 聞有頂
上 達無間城 菩提曉至 妄想驚眠 速待三下 利益四生 宜成法器 乾椎標名

○二尊院湛空上人碑(嵯峨村)

□□□空公上人行業碑

聖曆建長五年秋七月二十五日□□歸寂于西山二尊院行年七十八僧臘六十□空公(以下十四字缺)遺□
出相將累家三餘塵入覺王(以下二十字缺)後四曼蹟瑜珈之觀洞達五□灌頂元(以下二十二字缺)朝(以
下十三字缺)遺蹟文嗣嫡然而公常觀浮生於水月乘(以下五字缺)喜(以下十字缺)大德專學念佛往生三
正路菩提留支已後教行無異數□傳師師資相感□□□釋迦如來以降至公一十人是故(以下七字缺)太上
天皇徵而爲□師□□□□而歸商德况以菩提爲慈悲我心以衆生苦樂爲我思爲他不惜身命爲自□□□
資若自然大德文應化豈有制之化如此不及□□□□應火欲滅又午念佛端座而終于時祥雲映日異香薰風
逐□□□葬寺之西山門生□如石及泣回彼遺旨明刻此許石銘曰

□□□□
□□□□

世有權化

非公是誰

生來穢國

教益弘施

死生他利

徵祥顯慈

稱彌陀號

眞命爲□

佛功大聖

言莫督欲

□□後學

樹此豐碑

大宋國慶元府打石梁成覺刻

○廣 隆 寺 碑(今、京都市十念寺ニアリ)

太秦 廣隆寺

九月吉日 正和二年

○五社明神燈籠(川島村)

曆應二年七月廿四日 願主蓮性

○廣 隆 寺 鍔口(太秦村)

文安六年五月

願主金剛佛子榮賢

在應權少僧都興連 大工 藤原國繼

山城國葛野郡大秦

廣隆寺金堂內陳

○清涼寺鐘(嵯峨村)

總大工藤原長家藤原有光

文明十六年甲辰十一月吉日

權大工藤原祐光藤原守吉

山城國嵯峨五台山清涼寺

諸行無常 是生滅法

生滅滅已 痪滅爲樂

今上皇帝 聖躬萬歲

天下泰平 國土安穩

十方檀那 法界平等

利益本願融通聖寶鎮大勸進沙門信孝

○妙心寺春光院南蠻鐘(花園村)

1577 (天正五年)

○宗蓮寺小五輪塔(中川村)

天正廿年

(阿) 慶周童女

七月八日

○稱讚寺小五輪塔(川岡村)

慶長五年

(梵字) 宗必禪門

七月廿八日

○二 尊院鍾(嵯峨村)

慶長九年
甲辰九月吉日

大工 天命大川忠右衛門

○妙心寺玉鳳院鐘(花園村)

正法山妙心寺玉鳳禪院鐘銘曰

玉鳳樓上 新掛華鈸

吼闌山月 響洛陽城

入會花散 遲明鳥鳴

滿耳功德 不聞希聲

天魔贍落 那生夢驚

嵩呼萬々 大器晚成

慶長庚戌(十五年)三月良辰

住山比丘教 山叟景存 謹誌

大工 三條釜座

藤原對馬守國久

○龍安寺鐵燈籠(花園村)

慶長十五庚戌年 八月吉辰再興焉

大工 藤原國久

正法山妙心禪寺 微笑庵無盡燈籠

○角倉了以碑(松尾村)

河道主事嵯峨吉田了以翁碑銘 法印羅山子勝道春撰 法眼大膳亮源長因書並篆蓋古云舟楫之利以濟不
通嘗聞其語矣今有其人也了以叟其人歟了以姓源氏其先佐佐木支族號吉田者字多帝後也云爾世住江州五

代祖德春來城州嵯峨因家焉其所居乃角藏地也洛四隅各有官倉在西曰角倉語在沙門石夢窓天龍寺圖記中
 德春子宗林宗林子宗忠皆潤屋也而仕室町將家宗忠子宗桂難髮遊天龍闡若嘗學醫術一旦從僧良策彥逾溟
 游赴大明人或稱宗桂號意庵蓋取諸醫者意也之義還本邦其業益進娶中村氏以天文二十三年甲寅某月某
 日生了以諱光好小字與七後改名了以性嗜工役嘗雖志筮仕而未肯事信長秀吉矣及于前大相國源君之治世
 也而初出奉拜謁焉慶長九年甲辰了以往作州和計河見舡船以爲凡百川皆可以通舟乃歸嵯峨泝大井川至丹
 波保津見其路自謂雖多湍石而可行舟翌年乙巳遣其子玄之于東武以請之台命謂自古所未通通舟今欲通開
 是二州幸也宜早爲之丙午春三月了以初浚大井川其所大石以轆轤索牽之石在水中則構浮樓以鐵棒銃頭長
 三尺周三尺柄長二丈許繫繩使數十餘人挽扛而徑投下之石悉碎散石出水面則烈火燒碎焉廣而淺者帖石而
 挾其河深其水又所深者盤其上與下流準平之逮秋八月役功成先是編筏纔流而已於是自丹波世木邑到嵯峨
 舟初通五穀擅鐵材石等多載漕民得其利因造宅河邊居焉玄之嗣焉子嚴昭受傳之玄之能書且問儒風於惺窓
 滕先生有年矣一旦招先生遡遊于河上奇石激湍甚多請先生多改舊號其白浪揚如散花者號浪花限舊名大瀨其齊
 鷹巢石壁斗絕貞如禹卷堆者號群書岩舊名此處有石似門廣五丈高百餘尺者號石門關有湍急流船行如飛號
 烏船灘舊名灘隣於水尾世傳清和帝嘗求觀魚于此焉岸有山岩高可五十丈其下水平衡如水載山取山下出泉
 蒙之義曰蒙山皆有倭歌在其家集作窓所遊觀止焉復有石方三丈許其面如鏡聳於水崖號鏡石又有浮田神祠

世傳遠古之世丹波國皆湖也其水赤故曰丹波大山昨神穿浮田決其湖於是丹波水沾爲土乃建祠而祭之以鋤爲神之主此神卽是松尾大神也下此卽愛宕龜山在左嵐山在右其勝區不可枚數十二年春了以奉釣命通船於富士川自駿州岩淵挽舟到甲府山峽洞民未嘗見有舟皆驚曰非魚而走水恠哉恠哉與胡人不知舟何以異哉此川最嶮甚於嵯峨然漕艤通行州民大悅十三年又命了以試自信州諏訪到遠州掛塙可通舟天龍河否了以雖卽漕盪然無所用故至今舟少方是之時營大佛殿于洛東大木巨材甚勞挽牽了以請循河而運之乃聽之於是自伏見里浮之河汎而攀焉了以見伏見地卑於大佛殿基可六丈卽壞其高爲堤於卑處若河曲處置轆轤引起復浮水平如地先是呼許呼邪者五丁憂之萬牛難之於是水運不勞力不日材木悉達人皆奇之十六年了以請行舟鴨河乃聽之因自伏見河漕肆溯上流達于二條至今有數百艘遂構家河傍使玄之居之玄之男玄記嗣焉十九年富士河壅峻舟不能行釣命召了以有病玄之代行治水又能通舟三月始役七月成之聞了以病急告假玄之未入洛先二日了以歿實慶長十九年秋七月十二日也時六十一歲此年夏營大悲閣于嵐山山高二十丈許壁立谷深右有瀑布前有龜山而直視洛中河水流於龜嵐之際舟帆之來去居然可見矣其疾病時謂曰須作我肖像置閣側捲巨綱爲座犧爲杖而建石誌立之等從其遺教玄之錄其事以寄余請爲之記件件如右昔白圭之治水以隣國爲輶張湯之漕褒斜峻嶺不能通今了以疏大井河淪鴨水決富士川凡其所排通鑿開則舟能行不臭其載人皆利之與白圭張湯所爲大異矣所謂舟楫之利以濟不通者不在茲乎宜哉垂裕後昆余與玄之執交久矣故應其請書焉且旌之以銘其詞曰

排巨川兮舟楫通 浮鴨水兮梁如虹 別復鑿富士河兮有成功 慕其錫玄圭兮笑彼化黃熊 嵐山之上兮
名不朽而無窮

寛永七年庚午秋七月十二日

嗣子源玄之立之

○大悲閣千光寺鐘 (松尾村)

那波道圓
其嗣素菴造樓懸鐘寔寬永辛未七月明年壬午四月請銘於余

吉田了以建千光寺安置千手大悲像其嗣素菴造樓懸鐘寔寬永辛未七月明年壬午四月請銘於余

○中井藤三郎氏庭石 (西院村)

元祿六年十月十五日
元祿六年十月十五日以奉加山之内村より寄進

○稱讚寺塔婆 (川岡村)

元祿七甲戌年

(梵字) 奉造立石塔爲一世安樂也講中

十二月二十七日

小字一覽

太秦村

○大字太秦

壹ノ井	和泉式部	森ヶ東	森ヶ西	塙 内	辻ヶ本	井戸ヶ尻	森ヶ前	上刑部
下刑部	下角田	門 田	海正寺	藤ヶ森	松 本	野 元	木之下	巽
東唐渡	唐 渡	中 堤	荒 木	棚 森	樋 ノ内	御所ノ内	小手角	森ヶ西
奥 殿	皆正寺	西 野	西 野	川 处	面 影	石 垣	瀧ヶ花	唐 渡
袴 田	乾	一丁芝	馬 塚	土 本	石垣	多 篓	朱 雀	門 田
垂笑山			青木ヶ原	前ノ田	堀ヶ内	堀ヶ内	組 石	奥 殿
東蜂岡	桂 木		青木元	上ノ段	帷子辻	蜂 岡	桂ヶ原	東蜂岡
○大字嵯峨野								
嵯峨ノ段	清水	茶ノ木原	神ノ木	開 キ	宮ノ元	秋 街道	上 街道	辻ヶ本
南 浦	西ノ荒	東 田	芝 野	六反田	投 澪	北 裏	内 田	内 街道
池 田	壹町田	奥 烟	柳 通	辰 巳	水 戸 田	二條裏	藤 ノ木	辻ノ内
小 山	車 道	西 裏	北御所	東 裏	春 日	西 澤	馬 塚	仲ノ町
馬 塚	塙	奥 烟						村ノ内
○大字常盤谷								
段ノ上	草木塚							

京	極	村	○字山ノ内	御堂殿	内町	北裏	栢木	御池	大字中野	○字西院	今田	巽條	馬塚	東町田	京ノ道	宮ノ前	北路	西院	中筋	開日	堤池	御領田	壹ノ井	森	古御所	山下	音戸山	神田		
							荒木		大貝川		淳和院	良條	六反田	羽根田	清水				三藏	平町	西高田									
							赤山		小米		追分	乾條	追分	清水	日照				坤條	東大丸	花田	馬場								
							笠目		五反田		安塚	安塚	八反田	日照				中大丸	中大丸	花田	馬場									
							池尻		北ノ口		西町田	西町田	山ノ下	貝川	宮ノ前			西大丸	久保田	久保田	久保田									
							山ノ下		金槌		久保田	久保田	月双	桂畑	宮ノ前			久保田	月双	桂畑	桂畑									
							瀬戸畑		金槌		太田	太田	西浦	西浦	中畑			太田	月双	桂畑	桂畑									
							養老田		金槌		矢掛	矢掛	西浦	西浦	西浦			矢掛	月双	桂畑	桂畑									

○字川勝寺

堤 六條 池田 崎勝

中溝 大門 宮ノ東

町ノ坪 豆田 清端

庄境 拼落

木ノ下 前田 東側

三反田 中溝

北裏 南方

西川 東川

佃田 下澤

中澤 烟田

前田 中溝

東側 細開

堤下 走上リ

芝ノ下 向河原

堤外 篦ノ下

末廣 堤下

火燈烟 東中島

河原町 長町

下河原 四ツ池

河原町裏 橋ノ詰

○字郡 野田

南大入 北堂ノ後

新上坊 南堂ノ後

鍋澤 銀翻田

七反田 牛塚

○字郡 構

六條 濱ノ本

附洲 宮ノ後

大波 北裏

芝土居 五反田

三反田 大宮田

北裏 二反田

平尻

醍醐田 七反田

午塚 橋渡

○字郡 久方

桂 佃

上豆田

北裏

辻堂 四條繩手

猪馬場

北堂ノ後

新上坊

鍋澤

七反田

構 漱ノ本

附洲

宮ノ後

大波

芝土居

淺代

北裏

五反田

北裏

平尻

久方

桂 村

上豆田

芝ノ下

野里

○字下桂

池尻

木ノ下

市ノ前 久方

朝日 清水

朝原 春日

西岸 御所

東岸 上豆田

下豆田

芝ノ下

野里

○字徳大寺

大繩 砂原 煙ヶ田 河田 後水

清水

○字千代原

巽 坤 中筋 乾

艮

○字上野

今井 西ノ區 北ノ區 中ノ區 南ノ區 東ノ區

前新田

川原畑

○牛ヶ瀬

今井 前川 北ノ口 北村 東ノ口 東居村 御正 西居村 前田
大野 宮ノ後 三ノ宮 森上 森下
川 囲 村
村 中 西ノ口 西柿 堂田 山柿 南ノ口 鮫呼 新田泓 萩ノ本
的 場 見 附 新開 桃ノ木 長瀬 奥ノ防 高刈 林ノ本 車ヶ瀬

北河原

川原口

○下津林

大般若

北浦

宅地

水掛

六反田

佃

八島

津森

番條

前泓

中島

芝ノ宮

○川島

粟田

尻堀

權田

蓮田

松ノ木本

滑櫛

東代

三重

玉頭

野田

北裏

寺田

六ノ坪

流田

調子

五反長

○岡

山路

庭井

口戸

水築

江ノ本

五反田

三宅

分田

角田

里ノ垣外

百々ヶ池

釘貫

大龜谷

甲水

井戸

内垣外

岡南ノ庄

六反田

權現原

勝後谷

比恵田

八反田

鳴谷

前田

田中

畔ノ海道

平田

塚ノ本

中垣外

芋崎

秤谷

宇治井

宇治井西町

下ノ町

上ノ町

杉原

上池田

裕

茶ノ木本

下池田

石畠

池ノ上

山ノ上

久保

佃

蛸田

盆山

松尾村

○字松尾谷

東ノ口 スヅ川 木ノ曾 大利 井戸内 萬石 上ノ山 神ヶ谷 北松尾山

南松尾山

○字上山田

西一川 東一川 茶尻 櫛ノ上 東海道 風呂橋 森ノ前 朝月 宮ノ前

宮ノ地 薬師下 内田 谷ヶ辻子 山ノ下 上海道 山田 中尾下

元錄山 北松尾山

○字下山田

ヲドロ 南町 上ノ町 開キ 北ノ町 葉室 箱塚 櫻谷 大吉見

猫塚 中吉見 車塚 久田 四ノ坪 庄田 番田 平尾 ツルハゼ

出口 山田 南山田 捻木尾 鈴ヶ尾 林 高尾 島子尾 南松尾山

谷田

○字松室

山添 追上ヶ 中溝 扇田 田中 地家 庄田 北河原 荒堀

吾田神

地家山

北松尾山

○字御陵

谷塚ノ越北山北山下溝浦

内町荒木南荒木

鳴谷

池ノ谷御茶屋山南谷大原細田大枝山

峰ヶ堂

梅津村

○字東梅津

南廣北廣六竹烟田高畠石灘神田堤上

堤下

溝口上田南町後藤北町中村西浦德丸北浦

大原細田大枝山峰ヶ堂

開キ坂本北川林ノ口

○字西梅津

フシ原フケノ川前田中倉尻溝大漬場廻町

高畠石灘神田堤上

嵯峨村

○字上嵯峨

北下馬野南下馬野池下南野廣澤西裏御所之内新宮一本木

一本木

堂ノ前八軒宮ノ下瀬戸川井頭大門裏柳南中院北中院

北中院

長神往生院善光寺山小阪六反仙翁化野中筋藤ノ木

中筋藤ノ木

六道	久保殿	岡崎	明水	登	大澤	柳井手	落久保	太田
六代芝	洞之内	名古曾	赤阪	山王	八丈	北之段	氣比社	北代
朝原山	觀空寺谷	一ノ華表	堂尻	北谷	觀喜山	阪清瀧	八講檀	愛宕
田鶴原	月輪	空也瀧	大谷	深谷	龜山	八町山	龜ヶ首	
○字天龍寺								
油掛	廣道	中島	今堀	椎野	大雄寺	車道	若宮	瀬戸川
北造路	造路	長辻	立石	野々宮	堂ノ前	緋明神	小倉	山本
田淵山	小倉山							
○字越畠								
手取垣内	正權谷	正權條	上正權條	上新開	南下條	下新開	上中溝	下中溝
兵庫前	節違	竹ノ尻	荒堀	南ノ町	中ノ町	北ノ町	大圓	大根谷
北ノ谷	中條	鍋浦	尻谷	中畑	向山	桃原	桃原垣内	天慶
上大谷	下大谷							
○字原								
蓮臺								
稻荷元								
岡ヶ鼻								
若宮下								
清水								
高見								
橋ノ子								
宮ノ上								
甲北								

岩ノ上

大水口

辻田

鎧田

西ノ百合

大久保

繩手下

神寶岩

東桃原

手取垣内

池ノ谷

千福田

大水上

甲脇

蓮臺脇

小山

○字水尾

神明

下神明

奥

北垣内

北ノ谷

宮ノ脇

武藏島

ユーリ

向

竹ノ尻

岡ノ窪

松尾垣内

シメホシ

平尾

深谷

東

阿多古

岩ノ谷

瀧ノ谷

大岩

大迫

中頃

下深谷

清和

鳩ヶ巣

奥中尾

○字下嵯峨

明星

朝日

中通

莉分

甲塚

中又

折戸

梅ノ木

北堀

伊勢ノ上

中山

柳田

五島

蜻蛉尻

石ヶ坪

糸原

花園村

○字御室

岡之裾

芝橋

小松野

豎町

大内

住吉

○字谷口

御陵下

住吉

池ノ下

衣笠下

齋宮町

垣之内

唐田之内

梅津間

園

五反田

西之川

玉津芝

圓成寺

塔之下

山田

○字宇多野

北之院	芝	馬場ノ田	芝橋	脊戸田	御屋敷	長尾	福王子	泉谷
泉 堂	蓮 池	妙見	般若寺	松本	山ノ茶屋	向田	鳴瀧	法安寺
蓮花寺	桐ヶ淵	安井殿	藤ノ木	大烟	阿彌陀塚	東嵯峨野	西嵯峨野	岩ヶ鼻
西谷口	梅 林	武藏堀	向屋敷	奥ノ谷				

○字花園

馬 代	艮北町	鷹 司	猪ノ毛	乾北町	巽南町	簸ノ下	八ツ口	春 日
中御門	南 町	坤南町	車 道	寺ノ前	伊 町	寺之内	扇 野	内 烟
段之間	宮ノ上	一條田	岡ノ本	土 堂	圓成寺	天授山	大 簍	寺ノ中

花 園

小 野 鄉 村

○字小野	北笠谷	南笠谷	笠 峠	中 町	下ノ町	岡ノ本	里垣内	水谷口	峰ヶ釜	コブケ
草 原	古 所	釜ヶ谷	クダイ峠	中 江	大下ノ町	宮ノ谷	中 溝			
茨壇内	百 合	口堂山	奥堂山							

○字大森

森ノ下

菖蒲 権田

湯屋谷

小橋 谷田

千本田

瀧之尻

西之田

高橋

八田 稲荷

島田

芦堂

山添

町屋敷

織田繩手

宮ノ前

宮ノ上

大堂ノ本 奥ノ谷

畠ヶ中

森田

和田本

福本

畠ヶ坂

坂ノ下

大谷

○字杉坂

都築

中宿

金辻

和田本

善福谷

飛理谷

○字眞弓

桑木谷

大栗谷 祖父谷

持越向

田中本

和田本

和田向

持越

片ヶ森

釜屋向 木戸本

橋詰ノ向

枚ノ本

橋詰ノ本

大下ノ本

持越

中川村

上ノ烟

上ノ町 東山町

東之町

下之町

西之町

西山町

田之元

早渡

笹原

六烟 境谷

東山

西山

西之谷

奥山

中山

東川登

西川登

水谷

梅ヶ畑村

高鼻	藪之下	向之地	烟之下	烟
宮之口	中繩手	上之町	篠	中田
蓮華谷	中島	西之烟	清	山崎
引地	梅尾	龜谷	水	古田
谷山	行衛谷	燒尾	廣	猪之尻
馬谷	燧谷	菖蒲谷	芝	
増井	寺尾	御經坂	上砥	
	馬坂	真尾百合	奧殿	
		冷水	殿烟	
		風吹	高雄西谷	
			殿烟	
		雲心寺	久保谷	
			檜社	
			川東	
			川西	

【補遺】 第五章第九節 明忍、一絲、鐵牛、鳳潭及び儀兵衛

江戸時代に於ける本郡の佛教界を一瞥せんに、慶長のころ戒律宗に明忍(字は俊正)あり、幼にして高雄山の普海僧正に従ひて内外典を學び、二十一歳の時剃髪して道友二人と共に高山寺に於て白誓受戒し、慶長七年横尾山平等心王院の故址に庵を結びてこれに居る、西明寺は即ちこれなり。時に明忍二十七歳なり。その後支那に渡らんとして對馬國に至りしが國禁のため志を遂ぐる能はず慶長十五年六月七日、世壽三十五を以て入寂す。

次に禪の方面を見るに臨濟禪に文守一絲あり、慶長十二年を以て生れ、十九歳の時横尾山に於て剃髪受戒す、文守は澤菴に師事して禪に參じたりしが、偶々澤菴の流謫せらるゝに遭ひ、洛西西岡の里に菴居す。川岡村字岡の洞雲寺は即ちこれなり。なほ太秦村字太秦の法雲院に住せしこもありて、同院には頂相墨蹟等を藏す、一絲は後西院上皇の御眷顧を蒙りて賀茂の靈源院を賜はり、後近江の永源寺の主となれり。正保二年二月十九日寂す、世壽三十有九。著に緇門寶藏註垂誠、佛祖百首頌童行談等あり。延寶六年その三十二回の忌辰に當り上皇より定慧明光佛頂國師の號を賜へり(貞享二年銅額)。なほ黃蘖禪に道機鐵牛あり、延寶六年に下總の椿沼開墾の事業を企てしを以て有名なるが、晩年松尾村に來り、淨住寺を再興し元祿十三年八月二日こゝに寂す、壽七十一、勅諡大慈普應國師といふ、著作に七會語錄十卷、自牧摘稿十卷あり。

鐵牛と時を同じうして松尾村の華嚴寺に僧濱鳳潭あり、華嚴教學の研鑽に力め自ら華嶺道人と號す。終生内外の學徒を論敵として駁撃を加へしが、その唱ふる華嚴たるや天台の説を交へ醉乎なるものには非すと稱せらる。著はすところ華嚴五教章匡真鈔、大乘起信論幻虎錄、俱舍論冠註等甚だ多く、元文三年二月二十六日、同寺に寂す、壽八十五。

なほ筆を擗くに當りて舉ぐべき一人物あり、則ち江戸時代の末に當り川岡村字川島の一丁繩手に住みし百姓の儀兵衛是なり、儀兵衛は至孝を以て知らる西岡孝子。明和七年五月、天聽に達し、後櫻町天皇より

親を思ふ深き心は川島の名に流れても世に聞えけり

との御製を賜はりしといふ。同時に鷹司家より儀兵衛に對し老母一生の間年々米一石を賜はることとなれり。安永八年十月五日、享年五十六歳を以て逝く、乃ち同村冷聲院に葬らる。

正誤表

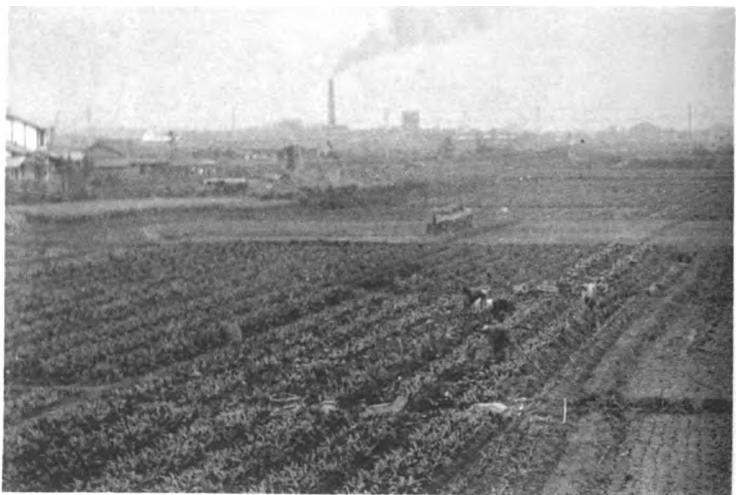
圖

版

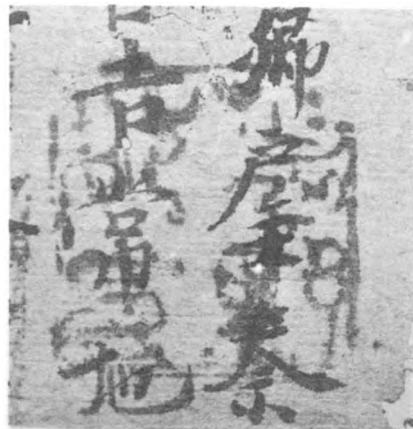
圖版目次

(括弧内の数字は、本文の頁数を示す)

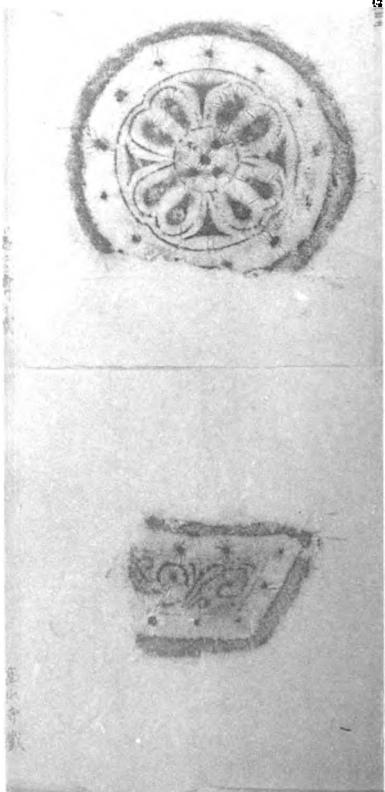
- 一 淳和院址出土瓦拓本(一六)
二 葛野郡印(九)
三 同上
四 郡村名寄帳(七五)
五 同上御檢地水帳(七五)
六 愉良甫版(六五)
七 妙心寺鐘銘拓本(一一三・一二七・一五〇)
八 神護寺鐘銘拓本 その一(一五〇)
九 同 上 その二
一〇 同 上 その三
一一 同 上 その四
一二 妙心寺鐘上帶唐草文様
一三 同上 下帶唐草文様
一四 廣隆寺鐘銘拓本(一五〇)
一五 延朗上人木像(四九)
一六 妙心寺春光院南蠻鐘銘拓本(八五・一九)
一七 川岡村五所神社燈籠銘拓本(一五三)
一八 嵩峨本(八二)
一九 同 上(八二)
- 二〇 廣隆寺講堂(七・一四七)
二一 大覺寺本堂(一四・四六)
二二 同上 大澤池(一四)
二三 仁和寺金堂(一三・一四九)
二四 同上 御影堂(一三・一四九)
二五 神護寺大師堂(三四・一四九)
二六 天龍寺本堂(五五)
二七 巖山渡月橋(六五)
二八 高山寺石水院(四八・一四八)
二九 宗鏡禪師及び細川頼之墓(六一)
三〇 西芳寺湘南亭(五八・一四八)
三一 同上 黃金池(五八)
三二 松尾神社(二七)
三三 梅宮神社(二八)
三四 野宮神社(三三)
三五 天曆十年八月十六日山田郷長解(二一・二九)
三六 大覺寺客殿(五三・一四九)
三七 法輪寺本堂(一〇一)
三八 和氣清麻呂墓(二三・三五)
三九 大悲閣千光寺角倉了以碑(八一・一五五)



(ム望ナ方東リヨ上階校學小常尋院西)址院和淳、一



月三年八平寬書文藏所家東印郡野葛、二
(分四寸一方・解長鄉田山日五十二)



本拓瓦土出址院和淳、三
Digitized by Google

卷之三

卷之二

帳水地檢御右同、五

帳寄名(郡字村極京)村郡、四

右以重慶二十五年三月
間之行又不達

吾乃今知文之所以行於遠也以彼庸鄙前怪之言
而補其多筆古之用震聾後世之耳目而讀者莫不
或非反謂之近經則智文者古不憚耶嗚呼余黜其一
藏以救世之謬尼六十七篇補治東史記江季秦書云非國語歸意不然二
但未暇著論瓦子之學大率以孔樂爲虛妄以二
人名不相知云之雖多皆此類也至於時令醫藥形而得
皆非是爭謂之得皆不可不知

新刊五百家註音辨唐柳先生文集卷第四十五

相在唐止福亦有東
福建行省興於弘治甲子
該在相里盡該在人
金制民用久矣

朝日廣相之詞也

銘一首八四

七妙心寺鐘銘拓本

傳音在器 證果惟日

余祖初業 厥孫幸遵

宿告三尺 今日千斤

體有寃空 功無舊新

山聲萬歲 俗譽由旬

聞宜覺夢 和即峰真

靈當之山 神護之寺

白華範偉 和尚之遺
志尋先祖之舊蹤以

三寶既備 六度無虧

唯所有梵鐘形小音

唯所有梵鐘形小音

自觀十七年八月廿

三寶既備 六度無虧

三日雇治工志我部

真絕和尚始發弘願

海絶以銅一千五百

斤今鑄成焉恐年代

入遠後人不知仍勒

衣藏早化檀越少納

言從五位上和氣新

(一のそ)本拓銘鐘寺護神、八

白華範偉 和尚之遺
志尋先祖之舊蹤以
自觀十七年八月廿
三日雇治工志我部
真絕和尚始發弘願
海絶以銅一千五百
斤今鑄成焉恐年代
入遠後人不知仍勒
衣藏早化檀越少納
言從五位上和氣新

(二のそ)本拓銘鐘寺護神、九

慈周世界 恩及非人
誰不勝賴 菩薩當仁
參議正四位下勘
解由長官兼戒部
大輔撫摩推宇管
原朝臣是善銘
圖書頃從五位下
恭原朝臣敏行書

(四のそ)本拓銘鐘寺護神、一一

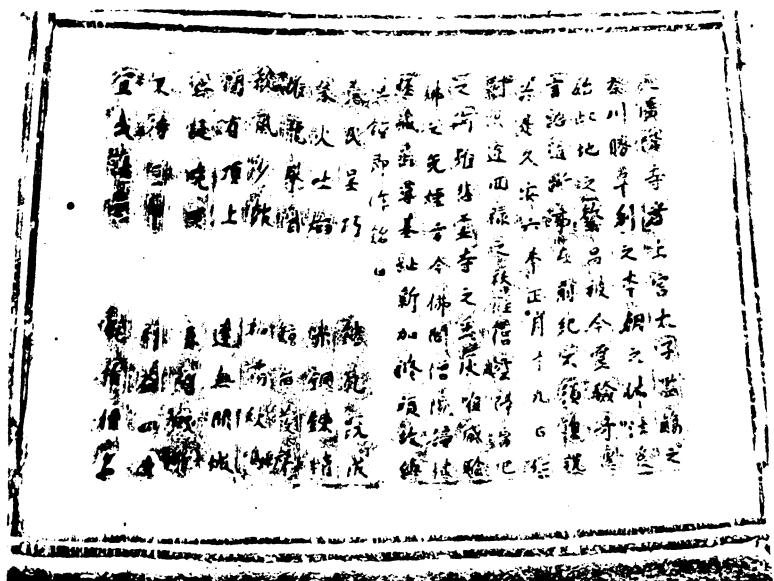
(三のそ)本拓銘鐘寺護神、〇一

Digitized by Google

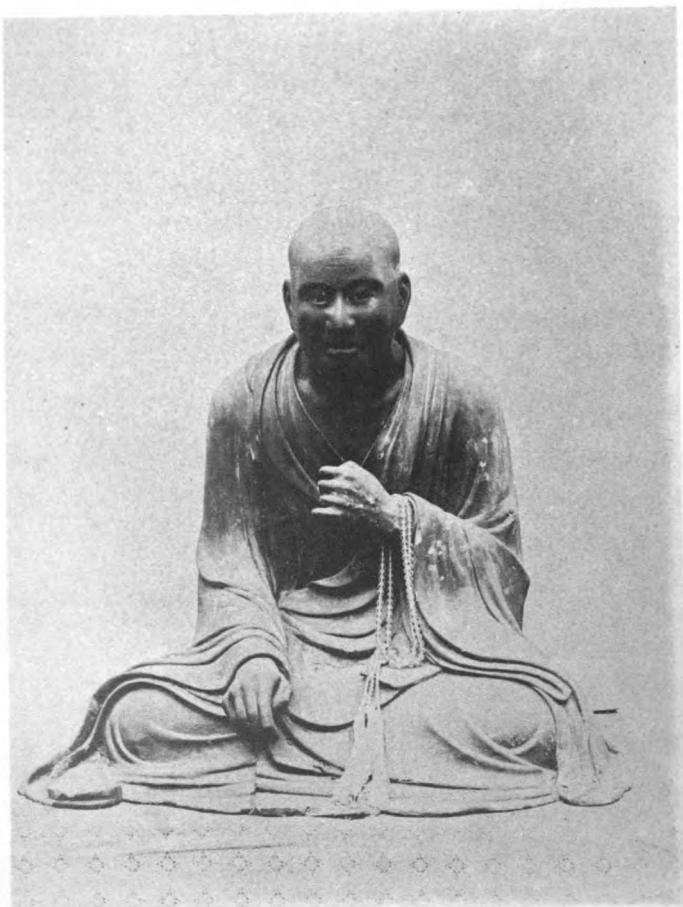
(本拓) 樣文草唐帶上鐘寺心妙、二一



(上同) 樣文草唐帶下上同、三一



本拓 鐘寺廣、四一



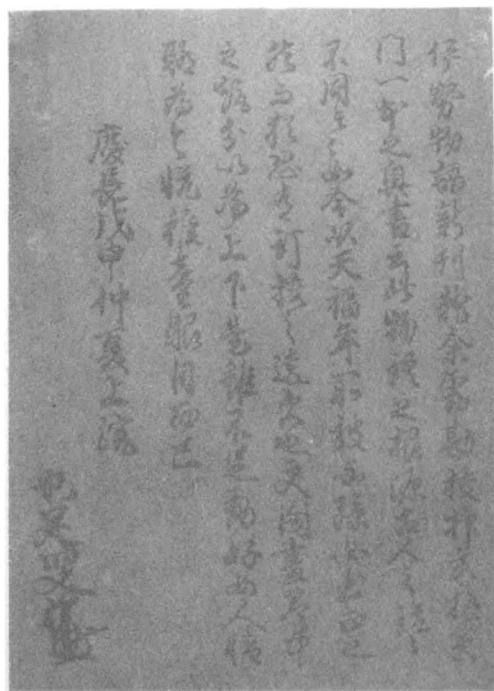
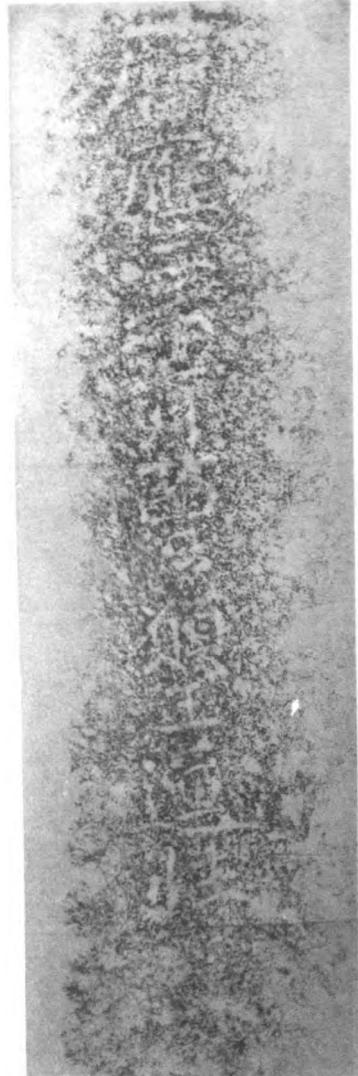
(置安堂朗延村尾松)像木人上朗延、五一



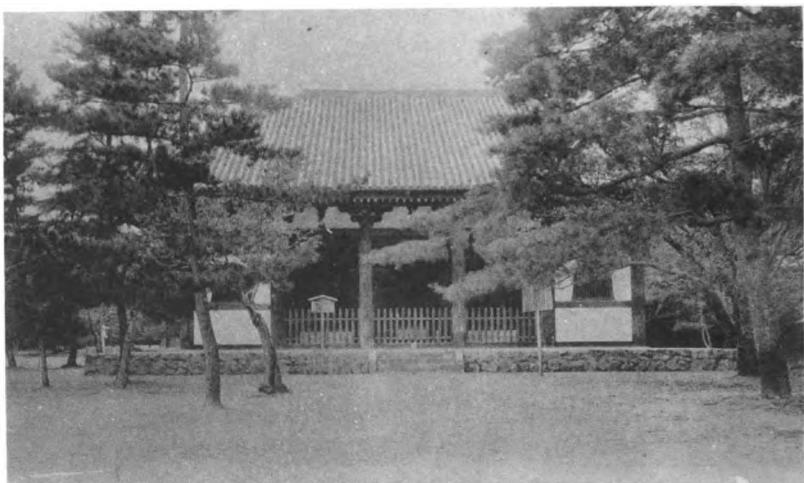
本拓銘鐘蠻南院光春寺心妙六一
Digitized by Google



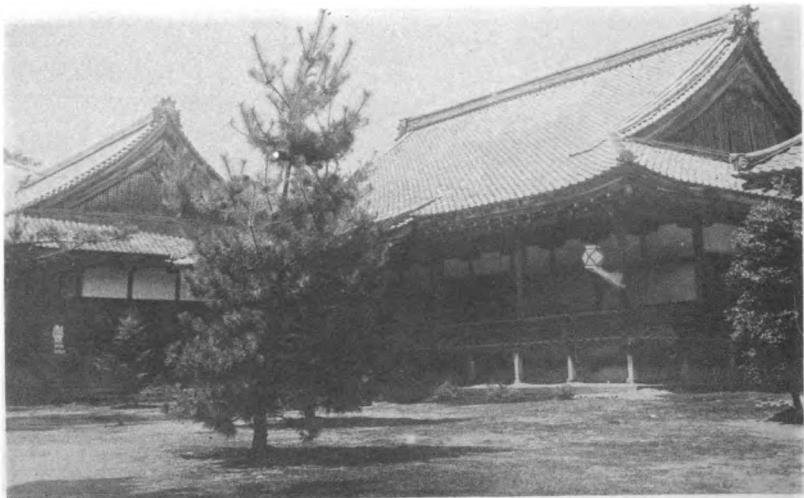
(繪 挿 諸 物 勢 伊) 本 誓 銘、八一



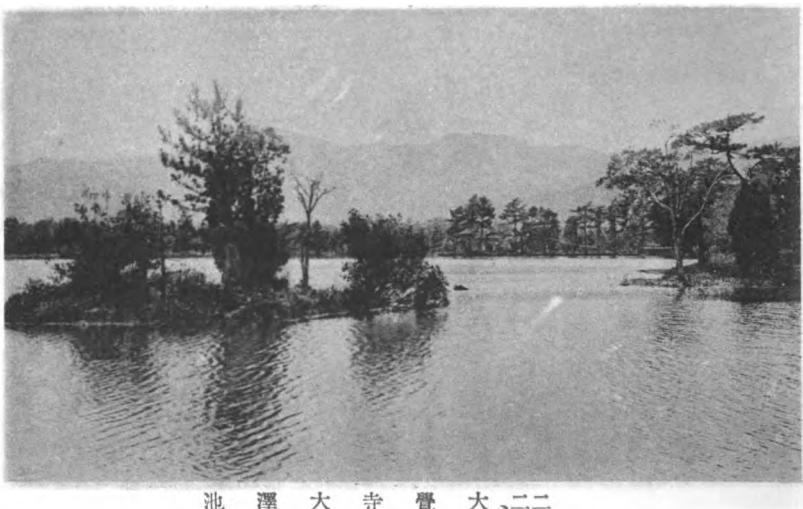
跋 上 同、九一



堂 講 寺 隆 廣 、〇二



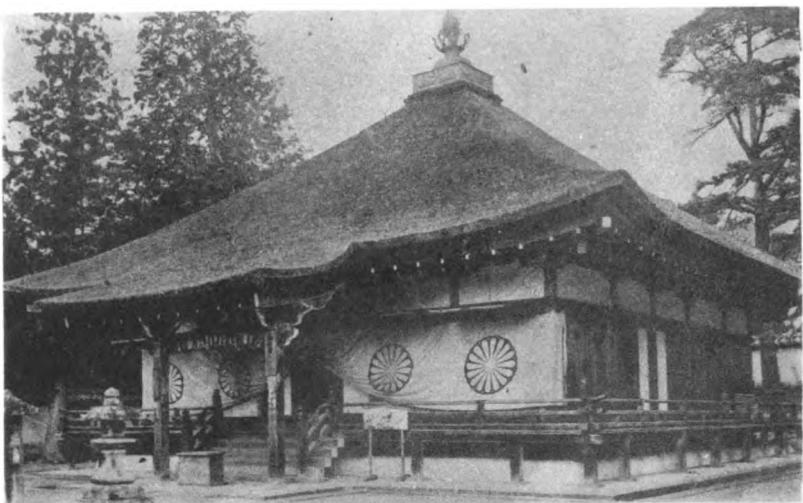
堂 本 寺 覺 大 、一二



池澤大寺覺大二二



堂金寺和仁三二



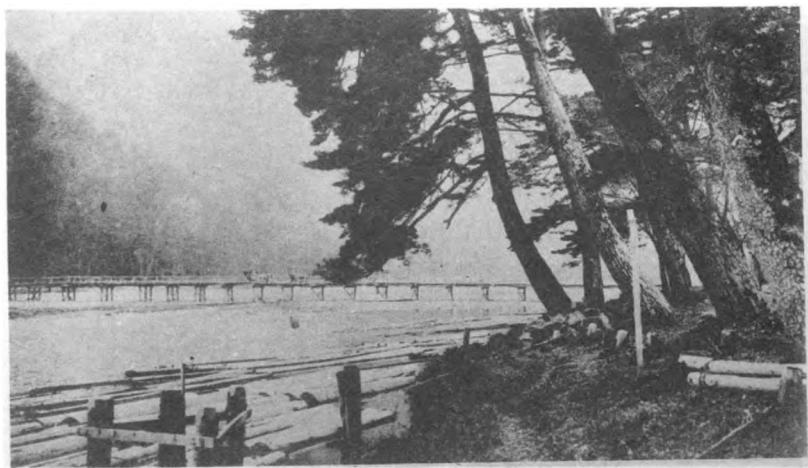
堂影御寺和仁、四二



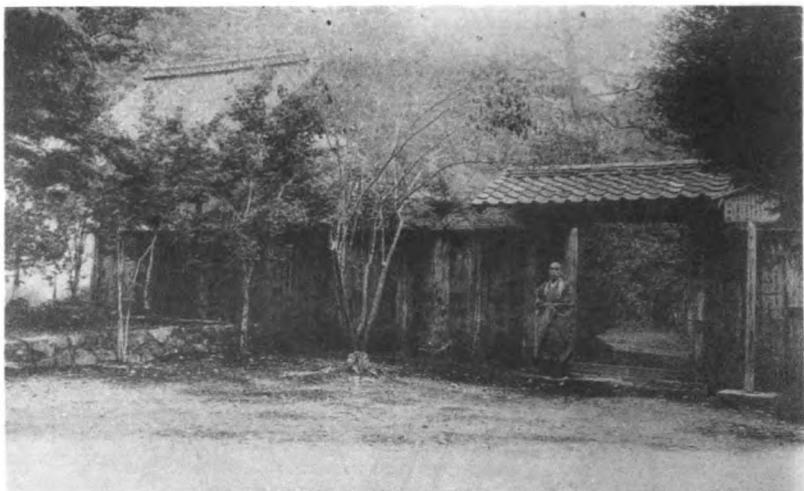
堂師大寺護神、五二



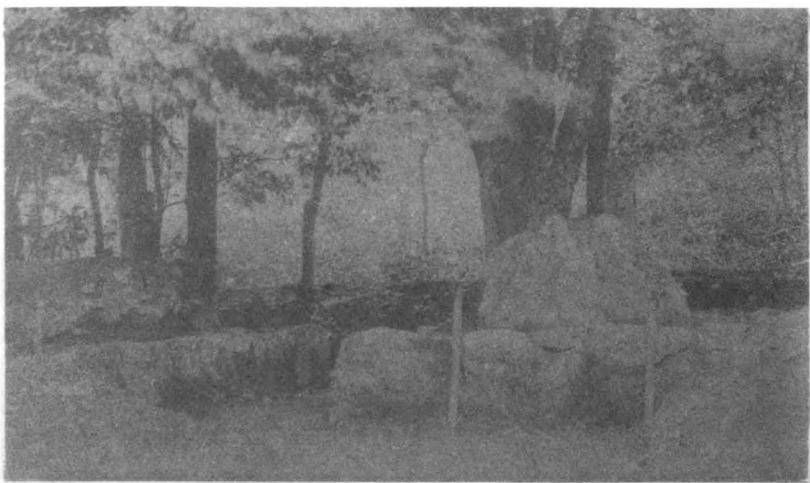
堂 本 寺 龍 天、六二



橋 月 渡 山 嵐、七二



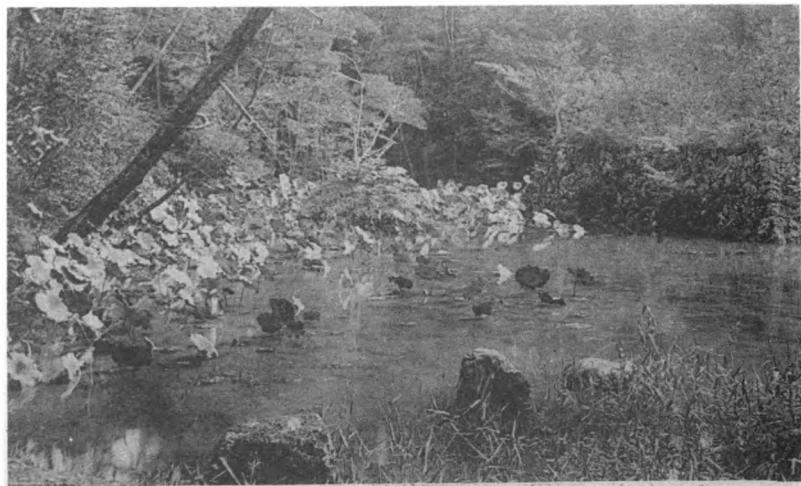
院水石寺山高、八二



(院藏地) 墓之賴川細ひ及師禪鏡宗、九二



三〇、西勞寺湘南亭



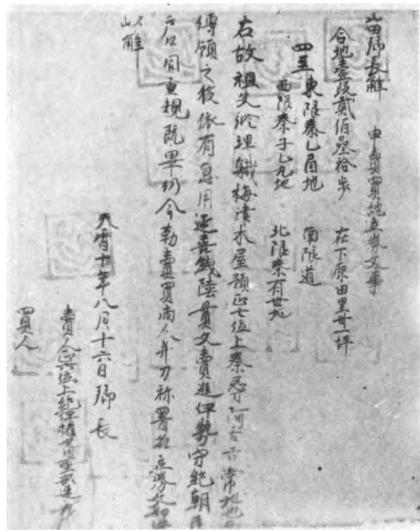
一三、同上黃金池



社 神 尾 松、二三



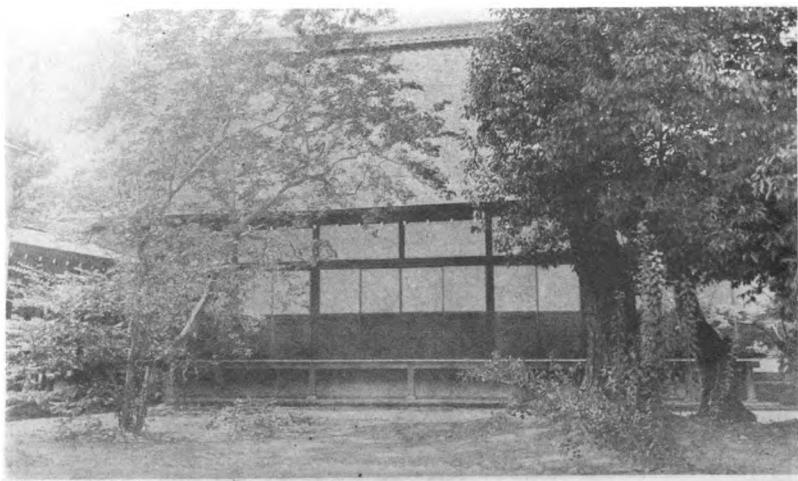
社 神 宮 梅、三三



(書文殿所察東)解長鄉田山日六十月八十年十曆天、五三



(村院西)社神宮野、四三



大覺寺客殿



堂本寺輪法、七三



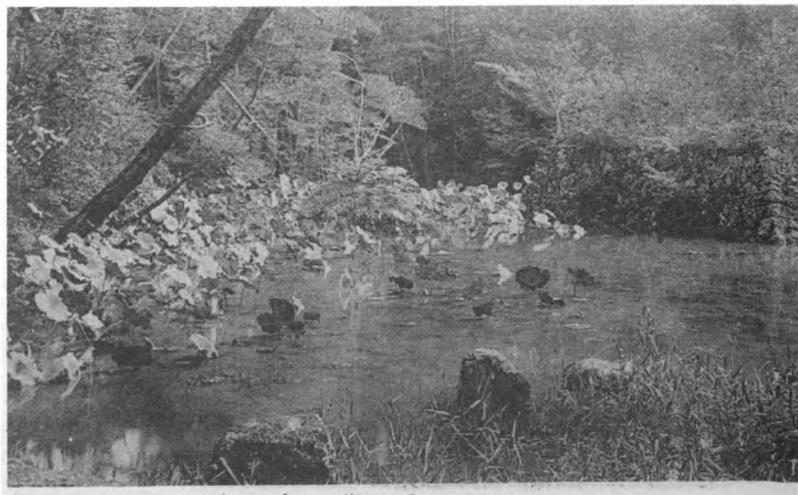
碑以了倉角寺光千閣悲大、九三、



(寺護神)墓呂麻清氣和、八三



西、〇三
寺 芳 湘 南 亭



同、一三
上 同 上 黃 金 池



社 神 尾 松、二三



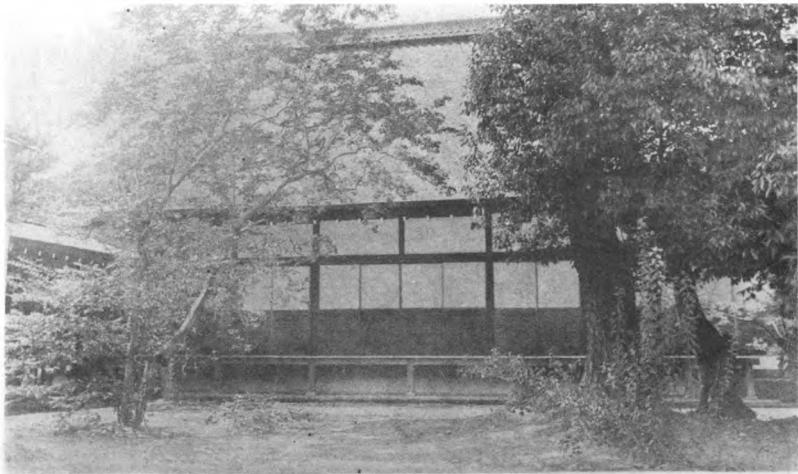
社 神 宮 梅、三三

右故祖父修理駢梅清木屋頃卽上秦守阿吉常燃此傳頌之後依有急用迺責錢陸貴文賣進伊勢守紀朝
元和元重視亂卑幼今勒盡買而人并力称署於立溪之

(書文藏所家東)解長鄉田山日六十月八年十曆天、五三



(村院西)社神宮野、四三



殿 客 寺 覺 大 六三

大正十一年十一月二十五日印刷

大正十一年十一月三十日發行

京都府教育會

發編
行纂者 葛野郡部會

不許

複製

京都市柳馬場通二條上

印刷者 松永貞藏

京都市柳馬場通二條下

印刷所 京都日出新聞社

京都府葛野郡太秦村字太秦

發行所 京都府葛野郡役所



1102973157



Digitized by Google



10810970449

XX 慶應義塾圖書館